

507
104

9 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10¹⁹ 1 2 3 4 5

始



507-104

農學博士早川直瀨著



養蠶勞働經濟論

大正
12. 5. 5
内交

東京
株式會社
同文館藏版

序

本邦蠶絲業は誠に國家主要なる産業の一たるものにして、之を統計的資料によるも(大正三年乃至七年五ヶ年平均)生絲輸出額は、二億六千一百二十七萬一千三百二十七圓にして、之に加ふるに蠶絲副産物及び絹織物の輸出額を以てするときは、實に三億五千一百八十一萬九百四十六圓の巨額となるものにして、本邦輸出總額なる十二億三千一百六十八萬九百四十圓に對し二割八分強に當れり。内繭及び野蠶絲の輸入額四百九十五萬一千三十九圓を相殺するも、尙蠶絲及び絹織物の輸出超過額は、實に三億四千五百八十五萬九千九百七圓の多額に上るものにして、本邦輸出入の均衡は全く之によりて支持せらるゝものなりと云ふも過言に非ざるなり。

尙之を農蠶業方面より觀るも、本邦養蠶戸數は約百九十一萬戸にして、農家全戸數なる五百四十七萬戸に對し約三分の一に當れる盛況にあり、而して其産繭年額は年によりて多少あれども、五億萬圓を上下せり、而して同産繭の殆んど全部は國

内製絲工業の主要原料なるが故に、斯業の盛否は誠に國家經濟上重大なる關係を有するものなりと云はざる可らず。

本邦蠶絲業は實に如斯く帝國經濟と須臾も離る可らざる密接なる關係ありと雖も、斯業の經營的基礎眞に強固なるものありや、之れ頗る疑問なりと云はざる可らず、經濟界順調にして絲況之に伴ふ時は僅に遺利を得れども、一旦事之に反せんか先づ救済の必要を絶叫するは蠶絲斯業に非ずや。

抑經濟の事たる生産と消費と相俟ちて行はるゝものなること、言ふを要せざる所にして従つて經濟研究も亦此兩立脚點より開始す可きなり。

今著者は養蠶労働問題なる題目の下に、本邦蠶絲業の根本たる養蠶業に就て其生産三要素の一たる労働に關する問題を中心となし、其配合組織を基本として帝國蠶絲業の將來を論究せんと欲するものにして、之れ先進國に於ける蠶絲業廢滅の後を觀て労働に關する問題が、斯業經營の盛否を決する一大關門なるが如き經濟現象を有するものあるを知ればなり。

著者は明治四十五年職を上田蠶絲専門學校に奉ずるや、直に斯業の經濟的研究

に着手し大正四年以降専ら斯業労働問題に就きて攻究せり、適々官命により米、英、伊、佛諸國に留學し蠶絲經濟學の研究に従ふや、常に農業労働問題に對し研究の歩を進め益々労働問題が、最近經濟學界研究問題の魁をなせる所以を明にせり。

歸朝後例を本邦農業中の一大問題たる蠶絲業に採り、之が労働問題に就て攻究し聊か歐米諸國に於て得たる所と比較して、帝國斯業の現状を論じ其將來をトせんと欲し本論を起稿せり。

之れ斯業の興廢は獨り本邦農業界のみならず、廣く商工業界に影響を及ぼすものにして、海外貿易の順逆亦全く茲に其重きを托せりと云ふ可く、本邦第一の主要國産たると共に、其労働問題が斯業經營の中心をなせるが故なり。

大正九年八月四日

於上田蠶絲専門學校經濟學研究室

著

者

巻首に題す

本書は養蠶労働問題なる題目の下に學位論文として北海道帝國大學に提出せるものなり。頃者株式會社同文館によりて剗厥に附せられ茲に江湖に紹介せらるるに至れり。一言巻首に題す

大正拾二年參月參日

著者

養蠶労働經濟論 目次

緒論……………一

第一章 本邦蠶絲業の歴史的研究……………一二

 第一節 蠶絲業上古史……………一三

 第二節 蠶絲業中古史……………一七

 第三節 蠶絲業近古史……………一九

 第四節 蠶絲業近世史……………二六

第二章 本邦蠶絲業の現状……………三八

 第一節 本邦蠶絲業の統計的研究……………三八

 第二節 養蠶經營と生産要素としての自然……………五一

 第三節 養蠶經營と經濟的要素……………六四

第三章 養蠶労働問題 其一 漂泊労働者問題……………八六

第一節 五郡養蠶業狀態……………九〇

第二節 五郡養蠶勞働問題……………一〇七

第四章 長野縣小縣郡養蠶勞働狀態……………一三〇

第一節 小縣郡農蠶業狀態……………一三〇

第二節 養蠶勞働問題概論……………一四七

第五章 海外に於ける農業季節勞働者の移動……………一七七

第一節 愛蘭土農業勞働者問題……………一七八

第二節 米國に於ける小麥收穫勞働者の移動……………一八九

第六章 養蠶漂泊勞働問題 結論……………二〇八

第一節 養蠶業より觀たる養蠶勞働問題……………二〇八

第二節 勞働者より觀たる養蠶勞働問題……………二一七

第三節 養蠶漂泊勞働政策……………二二七

第七章 養蠶勞働問題 其二粗放的養蠶經營……………二四四

第一節 本邦に於ける條桑育の起源……………二五〇

第二節 愛知縣寶飯郡に於ける農蠶業狀態……………二五五

第三節 條桑育論……………二六九

第八章 結論……………二八七

第一節 養蠶勞働問題の性質……………二八九

第二節 歐米蠶絲國に於ける斯業推移の史的研究……………二九七

第三節 蠶絲競争場裡に於ける養蠶勞働賃銀……………三一四

第四節 結論……………三二四

附錄 長野縣口入營業取締規則……………三三四

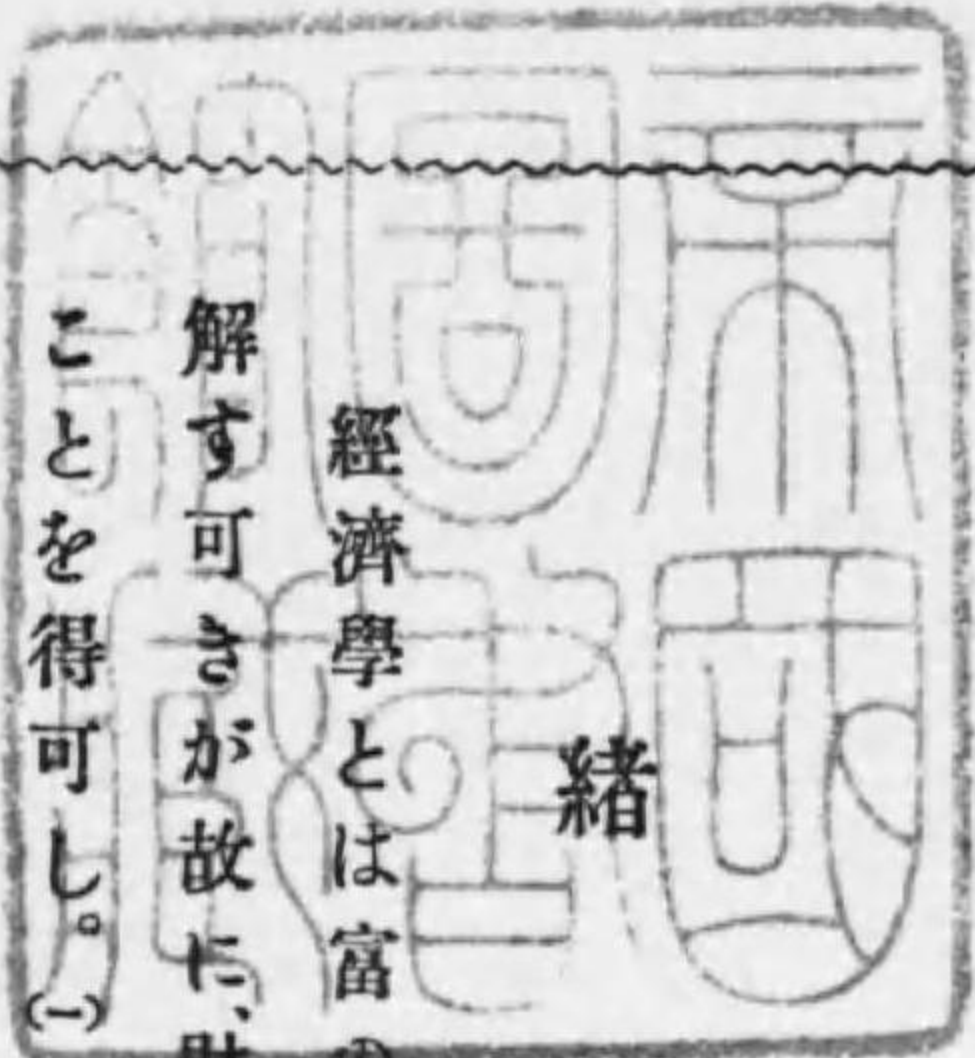
附圖……………款末

- 一 春季に於ける平均氣溫攝氏十四度の同期日線 (全國)
- 二 春蠶大並掃立期日と終霜比較圖 (全國)
- 三 春蠶麥刈、水稻插秧期比較圖 (全國)

- 四 五月に於ける午前十時の平均氣温表 (長野縣)
- 五 春蠶大並掃立期日による表 (長野縣)
- 六 愛知縣寶飯郡の略圖

養蠶労働經濟論

農學博士 早川 直瀨 著



緒論

經濟學とは富の獲得及び使用上吾人の活動に關する社會的現象の研究なりと解す可きが故に、財の生産は之が研究の主要なる部分を形成せるものなりと云ふことを得可し。

而して如斯き主要なる財の生産に關し之を導ける生産要素として擧げらるるは、自然、資本、労働の三者にして、従つて之等三者の性質を究め之が配合組織を講ずるは經濟學上主要事項の一なりとす。

例へば一度生産各要素の間に於て均衡を失することあらんか、直に生産の多寡

難易等に關係するのみならず、實に人生經濟生活乃至は社會組織に至大なる影響を及ぼすに至るものある可し。

今茲に生産三要素の各に於て突如として、其調和均衡を失せしが爲め惹起せられし社會經濟的變動の例證として、英國莊園制度の崩壊及び英國木綿飢饉の二大事實を抽出して論述す可し。

十三世紀以來英國農業經營の根本的基礎たりし社會組織たりし莊園制度は、十五世紀の中葉より順次に破壞せられて、或は千三百八十一年に於ける百姓一揆 (Peasant Revolt) となり、或は集約農法より變じて粗放農法たる土地圍込法 (Enclosure) となり、牧羊業奨励せられ爲に同國羊毛機業發達の基となせるが如き、或は更に産業組織の大變革を來し、現代英國農業經營の階級たる土地所有者、小作經營者及び農業労働者たる斯境を視るに至れり。

而して如斯きは其原因多々ある可しと雖も、社會的進歩に伴ひ經濟上交換なる現象を生じ、之と共に眞の意義に於ける生産始めて興りしも、其當初に於ては生産要素たる土地、資本、勞力の行使に對して經驗淺く、加ふるに黒死病による災害の爲

人口(即ち勞力)激減し、^(三)爲に生産要素の間に於ける均衡を失せし事情が主要なる誘因たりしものなり。

尙如斯く生産要素の關係平準を失せしが爲め、經濟的に將又社會的に大變動を惹起するに至りし著明なる例は、米國に於ける奴隸の解放が同國棉花の輸出に大影響を及ぼし、之が原因によりて英國に於ける所謂木綿飢饉 (Cotton Famine) となり、生産事業上に大混亂を起すに至りし事情なる可し。

元來米國に於ける農産物としては植民時代にありては煙草を以て第一位となせしも、英國に於ける木綿機織業の發達に伴ひ原料棉花の需要頓に増加せしが爲め、之が影響により偶米國「南カロリナ」(South Carolina)、「ジョージア」(Georgia)等に於て其自然要素が木綿の栽培に最も適當せしものありし事情と相應じて、此處に木綿栽培の發達を來せるものにして、殊に千七百八十六年には Long staple 又は Sea Island 等の棉花新種類の輸入を見、千七百九十六年には綿實除去機の發明となり、綿作は頗る有利なる事業となれり。

米國綿作が如斯く大發展をなせるは、前述せるが如き英國綿織工業に負へるも

のなれども、他方米國に於ける綿作上奴隷労働の利用による所頗る本なるものありしは看過す可らざる事なりとす、而して事情如斯きが故に千八百八年奴隷輸入の禁止となり、次で南北戦争の結果奴隷廢止となりしが故に、綿作經營は爲に大困難を來し、惹いて米國輸出棉花を主要原料となせる英國木綿機織業は茲に一大困厄に陥るに至れり。

當時英國綿織工業は國家的大工業にして、千八百六十年に於ける生産額の如きは七千六百萬磅餘を示し、英國政府の歳入を超過せること約六百萬磅たる盛況にありしものなり、然るに斯境に沈淪せざる可らざるに至りたりしが故に、或は綿織工場の繰業の短縮、工場の閉鎖、惹いては職工の失職等相次ぎ、救貧令による救濟等尠らざる社會的及び經濟的大變動を惹起せり。^(四)如斯きは全く米國に於ける奴隷の解放に伴ふ綿作經營難によれるものにして、之れ全く急激に労働の激退せる事實に基因せるものなり。

以上二例を以て示せるは生産要素としての労働が他の二要素との調和を失へる場合に起れる經濟的社會的現象にして、之を以て觀るも生産各要素の間に於ける

る調和は獨り私經濟に於ける生産の増進を來らすのみならず、國民經濟に及ぼす所亦實に重大なるものあり、爲政家學者共に之が適當なる調和を企圖することに努めざる可らず。

今本論に於て養蠶業に關する労働問題を中心として、斯業の經濟學的研究を行はんと欲する主旨も亦全く茲に存するものなり。蓋し養蠶業は其經營上の性質として綿密精緻なる労働を要し、器械力の應用極めて困難なるが故に、斯業は他農業經營に比して多大なる勞力を要するものなり。

而して事情如斯が故に労働賃銀の騰貴は先進養蠶國に於ける斯業の經營難を惹起するに至れり、然り而して如斯き結論よりするときは、社會的及び經濟的發達に伴ひ本邦に於ける蠶絲業も亦何れの日かかゝる没落の悲運に沈淪することなきや、之れ大なる研究問題たらずんば非ず。

尙之を所謂労働問題なる見地より觀るも、養蠶労働者の間に於ける社會問題誠に尠らず、彼の養蠶漂泊労働者問題の如きは之が隨一たる可し。

抑所謂労働問題は資本主義經濟の發達に伴へるものにして、從來工業界に於て

甚しきものにして、農業界に於ては之を其労働者の方面より観るも、農企業者は他方に於て又労働者たるもの多きと共に、農業労働は季節的労働にして、尙且つ分業を行ふこと難く、團體的作業をなすこと少きこと等の爲めに之が労働問題の發生を觀ること少かりき。

然りと雖も本邦養蠶業の如きものにありては、其事業の性質上労働に甚しく集約なると共に、一時的に多數の労働者を所要とするのみならず、其労働の効果も比較的短時日に於て之を知り得可きが故に、斯業に關する労働問題は他農業に比して稍異りたる意義を有するものあり。

之を要するに養蠶労働問題として攻究す可きは、企業者より觀たる養蠶労働問題及び労働者より觀たる養蠶労働問題の二方面となすことを得可し。

今本論に於ては養蠶労働経済論として聊斯兩方面に就て論述する所ある可きも、本邦蠶絲業の實狀よりする時は斯業の經營上に及す労働關係は殊に重要なるが故に、主として論據を茲に置き機に應じて所謂労働問題なる社會的研究を附加することとなす可し。

而して先づ第一章に於ては本邦蠶絲業の沿革を其労働事情を中心として論じ、第二章に於ては本邦蠶絲業の現狀を研究し、第三章に於ては如斯き斯業の現狀を觀るに至りし養蠶労働の關係を論述し、第四章に於て労働に最も集約なる長野縣小縣郡の養蠶労働事情に就て述べ、第五章に於て本邦養蠶労働中の一たる漂泊労働者問題と頗る其趣を同うせる海外に於ける漂泊労働問題を論述し、第六章に於て養蠶労働者としての漂泊労働問題の結論を攻究し、第七章に於ては論鋒を一轉して粗放的養蠶經營を論じ其労働關係を觀、第八章結論に於て本邦蠶絲業の將來に就て論斷せんとするものにして、全編を通じて蠶絲業の勞力なる生産要素を中心として斯業を觀察せんとするものなり。

蓋し蠶絲業先進國の沿革を觀、扱は其生産三要素の組織配合を研究するに於ては、本邦蠶絲業も亦其労働問題によりて順次に窮況に陥る可きを思ひ、又た斯業に關する生産各要素の組織と配合とが最細密なる注意を以て研究せざる可らざるを知ると共に、輓近工業労働問題の頗る囂しきにつれ農業労働問題も漸く其關係重要となれるが故に、此處に本論を草し以て其間の消息を明にせん事を期するも

の 乃 り。

注 (一) Richard T. Ely;	Outline of Economics.	Page 4.
注 (二) William James Ashley;	The Economics Organization of England.	Page 64
注 (三) Rawland E. Pathero;	English Farming Past and Present.	Page 40
注 (四) R. Arthur Arnold;	The History of the Cotton Famine.	Page 26

緒論並に本論中經濟原論及び勞働問題に對し引用したる重なる參考書

Adams, Thomas Sewall & Sumner, Helen L.	Labor Problems.
Aronson, Hugh	The Land and Labourer.
Arthur, Arnold R.	The History of Cotton Famine.
Ashley, William James	The Economic Organization of England.
Barley, L. H.	Cyclopedia of American Agriculture.
Barverscock, A. H.	The English Agricultural Labourer.
Brawley, Benjamin	Your Negro Neighbor.
Brooks, John Graham	American Syndicalism the I. W. W.

Bücher, Karl	Entstehung der Volkswirtschaft.
Büchenberger, Adolph	Agrarwesen und Agrarpolitik.
Carver, T. N.	Principles of Rural Economics.
Commons, John R.	Principles of Labour Legislation
Do.	Labour and Administration
Do.	Trade Unionism and Labour Problems
Conrad, J.	Grundriss zum Studium der Politischen Oekonomie.
Cunningham, W.	The Growth of English Industry and Commerce.
Curter, W. H. R.	A Short History of English Agriculture.
Dunlop, O, Jocelyn	Farm Labourer, The History of a modern Problem.
Ely, Richard T.	Outline of Economics.
Do.	Evolution of the Industrial Society.
Do.	Poverty and Contract.
Fetter, F. A.	Progress and Poverty.

Goltz, von der	Agrarwesen und Agrarpolitik.
Do.	Handbuch der gesamten Landwirtschaft.
Haggard, w,	A History of the English Agricultural Labourer.
Ingram, J. K.	History of Slavery
Jebb, L.	Small Holdings of England.
Jevons, W. Stanley	Theory of Political Economy.
Kebbel, T. E.	The Agricultural Labourers.
Levy, E.	Economic History of England.
M'ulloch, J. R.	Supplemental Note to the Smith's Wealth of Nations.
Medley	Back to the Land.
Nicholson, J. S.	The Relations of Rents, wages and profits in Agriculture
Pasthero, E. Rowrand	English Farming Past and Present.
Philippovich, Eugen	Grundriss der pol. Oekonomie.
Philips, Ulrich Bonnel	American Negro Slavery.

Roscher, Wilhelm	National Oekonomie des Ackerbaues.
Rowtree, Seeborn	Land and Labour.
Schönberg, Gustav	Volkswirtschaftlehre.
Stubbs, Charles William	The Land and the Labourers.
Wagner, Adolph	Grundlegung der pol. Oekonomie.
Webb.	Industrial Democracy.
Do.	The History of Trade Unionism.

第一章 本邦蠶絲業の歴史的研究

本邦蠶絲業の起原に關しては種々の説をなすものあり、或は神話を以て斯業は本邦固有のものなりとなすもの如き、^(一)或は神后皇后の三韓征伐の結果捕虜として送致せし三韓養蠶業者により、又は仲哀天皇の御代秦の功滿王の歸化に當りて貢献せる蠶種を以て養蠶の基となせるものあり。^(二)

然れども神話的事實は本邦に於ける養蠶經營の古きを示すと雖も、直に之を採りて蠶業は本邦の原産なりとなす事難く、第二の歸化人説も歴史的事實によるときは、既に皇紀六百年代垂仁天皇の御代に於て赤絹の成織ありしを觀れば、當時既に已に蠶絲機織の道ありし事を知る。

懷ふに上古本邦と大陸との間に行はれたりし頻繁なる交通の結果、斯業は既に上古に於て本邦に傳搬せられ、狭き範圍に於ては之が經營を觀たるものなる可し。而して國內の平定に伴ひ斯業の發展を致し殊に先進國よりの移植民の斯業に堪

能なるものの來朝するあり、或は朝貢品として蠶絲産物の參津せるものあり、而して之等の刺戟の爲に漸く秩序的發達に向へるものなる可し。

今本邦蠶絲業史を大觀して之を四大時期に大別し、其各期に於ける主なる特徴に就きて論述する所ある可し。

- 一、上古史 自建國至紀元千六百年頃
- 二、中古史 自千六百年頃至二千二百年頃
- 三、近古史 自二千二百年頃至二千五百年頃
- 四、近世史 自二千五百年頃至現代^(三)

第一節 蠶絲業上古史

建國劔戟遷率の間に於ては本邦蠶絲業は何等觀る可きものなかりしも、時代の平靜と共に斯業は漸く發達の緒に就けり、當時支那にありては後漢の後漸く亂れ三國の鼎立となり、戰亂の餘、生民其歸趣に迷ひしが故に、出でて新興島帝國に奉仕せん事を希ふもの多きに至れり。

當時歸化民族は常に蠶絲業のみならず、陶器工に冶金工に、其他工藝美術に對し

て特技を有するもの多かりしが故に、朝廷亦彼等を厚遇し賜姓、賜封等の榮を給ひたりき、而して彼等によりて行はれたる蠶絲業は何れも世襲的事業にして、所謂種族工業(of James Gewerbe)の趣をあらはせり。^(四)

然れども蠶絲機械の業隆昌となるや順次之に倣ふ者を生ぜしと共に、朝廷亦技術者を各地に分置派遣せしめしが故に斯業は順次本邦各地に傳播するに至れり。此時に際し其發達を一層促進せしは大化の政治的改革なりとす、即ち皇紀千三百五年孝徳常の御代一方種族世襲の制度破壊せられしが故に、斯業にありては從來服部連、太秦公等によりて督せられし工人は此處に開放せられて、總て織部の司に所管せらるるに至れり、然して他方にあつては全國に渡つて戸口を檢案し、田制を行ひ人毎に口分田を給し桑樹を植ゑしめ之が調物としては絹及緇を納入せしめたりき。

當時にありては貨幣經濟未だ起らず、蠶絲産物たる絹は輕物交易と稱し、交易の媒介物として使用せる米穀所謂地子交易に對し、相共に盛に用ゐられし者なりき。如斯が故に蠶絲業は一は納稅品他は交換媒介物生産業として、其發達の勢甚し

きものありき、和銅年間和銅開珍と稱する硬貨初めて鑄造せられたれども、舊慣による米穀布帛が交換の媒介物たる状態は、爾後久しきに亘りて大差を觀ざりき。^(五)如斯き社會的原因に加ふるに歴代の獎勵宜きものあり、爲に斯業は當代に於て著しき發達をなし、近畿地方は勿論關東より奥州の遠きに至る迄之が經營を觀るに至れり。

茲に一顧す可きは本邦蠶絲業發達上、佛教の流布が反つて好影響を與へたる事之なりとす、而して之を本邦上古に於て比較的盛に行はれし畜産業が佛教の傳來と共に頓に衰運に向へる事實に比する時は、面白き對照をあらはせり、思ふに當時生物學的知識幼稚なりしが爲め、蠶繭より生絲を繰るは何等殺生の禁を冒すものに非ざるなりと解せしが爲めなる可く、他方より觀れば佛教の流布に伴ひ僧尼寺院等に對する絹物の需要、著しく増加せしが爲なる可し。

桓武帝の平安遷都後は織部の司を皇城の良位に建て、盛に絹を織らしめしかば、斯業は著しく發達し、京都は爲に本邦蠶絲産物の一大消費の中心となるに至れり、而して之が爲め京都に近接せる地方程、蠶絲業の發達を觀爲に優良生絲を産出せ

るものありき。

當時に於ける蠶絲業の狀況は延喜式に記載せられたる所によりて、窺知することを得可し。

即ち延喜式にありては産出生絲の品質によりて蠶絲國を大別して、上、中、下、三種となせり、然して上絲國は京都を中心となし近接せる諸國にして、京都を去ること遠隔地となるに従ひ、所謂中絲國及び下絲國を觀たり、而して上中下絲國合計四十八ヶ國を算し、當時に於ける斯業發達の一例證を表はせり。^(ハ)

如斯く異常なる發達をなせる斯業も、太平の餘、人民漸く姦猥に、庸調爲に不輸となり、生産品輸するものあるも粗惡甚しきに至れり。

之を要するに本邦蠶絲業上古史は、更に之を區分する時は二期となす可く、第一期は即ち大化の改新以前の斯業にして、歸化人の經營せる特種産業時代之なり、而して第二期は更に進で獨創期に入れる一般民業時代たる大化改新以後の斯業なりとす。

上古に於ける斯業の特徴は絶えざる發達にあり、而して之が原因としては當時

海外との交通困難にして其需要絹絲及織物は自國に於て生産せざる可らざる事、及び支那文化の模倣に務め蠶絲産物を調貢品として納入せしめしが爲め蠶絲業は國家財政上主要なる位置を占めし事等の諸因によれるものなりとす。

當時に於ける斯業は養蠶製絲機械の三業何等の分化なく全く一經營の下に行ひしものにして、其經營の方法たるや多くは家内仕事(Hauswerk)によりたるものなりと解す可く、僅に京都西陣が延暦以後稍主業的發達をなし、當時に於ける先進國たる支那より特秀なる機械方法の傳習を受け、斯業の一大中心を形成せるのみなりき。然るに當代末期(千五百年代)上野國桐生の機械業發達し、同地方に於ける一中心を形成せり、當時に於ける本邦文明の門戸は難波にして、羅紗の如き錦の如きは皆な同地より西陣に傳へられしものにして、西陣は更に其技術を桐生に傳へ之等の中心より順次全國各地に波及せるものなりき。

第二節 蠶絲業中古史

蠶絲業中古史は蠶絲業衰微史たり、上古に於て如斯く發達せる斯業も本邦中古

に於て行はれたりし戦亂の爲め調貢の不輸を惹起し之が爲め斯業をして著しく荒廢せしめたりき。然れども絹の使用になれたる京都の高官貴紳の間にありては毫も其需要を減ぜざりしが故に、外國より優秀なる機織法の傳習を受け當時の帝國文明の門戸たりし泉州堺を中心として、之に倣ひ以て京都に於ける此需要に應じたりき、即ち當時習得せる絹織物としては紗縮緬、縞子、緞子の如きは支那より、綴錦、天蔦絨の如きは、天文、天正の頃、葡萄牙より之が織法を得たるものなり。

如斯く蠶絲産物の需要敢て減退せざりしが故に、蠶絲業回復策は歴代の銳意畫策せられし所にして、或は調貢の督促の如き、或は桑植の嚴令の如きは之なりとす、然りと雖も大勢の趨く所如何ともなす可らず、斯業著しく衰微せり、而して此間留意す可きは政權の集中破れて地方に移推するに伴ひ、凡ての産業も亦京都中心より轉じて地方的となれり、之れ地方豪族の勃興、交通の途絶、庸調の不調等の爲め之を觀たるものにして、換言すれば則ち封建制度の原始形成せられ各地方各消費の中心となれる事之なりとす。

尙當代に於ける蠶絲産物の要求は常に奢侈的需要のみにあらずして、甲冑の威

絲、直垂、陣羽織、籠手、臙當、旗、差物等の軍需品としても其需要尠からざりき、如斯きが故に當代に於ける斯業は表面上衰微せるが如きも、各地方に於て必需的生産業として確實なる地位を占むるに至れり、而して之れ次期に於ける發達の原因をなせるものなりとす。

然れども前代に比すれば斯業著しく衰微し、足利義滿時代に於て養蠶機業の行はれしは僅に二十ヶ國に過ぎざるに至れり。^(七)

如斯く斯業の衰微甚しかりしが故に本邦生絲及絹織物にては其需要に應ずること能はず、爲に支那生絲の輸入も開始せらるゝに至れり。

要之に當時代に於ける斯業は、中央集權時代の産業より轉じて地方分權時代の産業に入らんとする過渡期にあるものにして、戦亂の爲め著しき衰微を現せるものなりと云ふ可し。

第三節 蠶絲業近古史

當代の斯業は再び確實なる發達に向へるものにして、之れ徳川氏幕府を江戸に

開き國內平定せしが故に勤儉節約の政令ありと雖も、尙奢侈的物質の需要喚起せられ、爲に斯業の如きは大きな刺戟を蒙り發展の勢を得たるものなり。當時代に於ける斯業は二ヶの階段的發達をなせるものにして其間自ら三時期を劃する事を得可し。

第一期は即ち慶長元和より元祿寶永に至る凡そ百年間にして、蠶絲產物に對する需要の激増は供給之に伴ふ事能はざりしが故に、前代の後を受けて支那生絲(白絲)の輸入をなせるを當期の特徵となす可し。⁽¹⁾

當時代に於ける本邦の貿易港は長崎にして、多額の白絲は何れも長崎港より輸入せられ、各機業地に於ける原料生絲となれり、然れども多額の輸入を觀たる白絲も内國養蠶の勃興と共に順次に衰運に向へり、正徳年間將軍家宣令して京都織殿をして和絲を用ひ、白絲の不足を補はしめし事を以ても、當時既に唐絲代用品として本邦產生絲の使用相加はれる状態を知る可きなり。

明和安永の頃東國養蠶の途開けたるが爲め、白絲の價格下落し文化文政以後は其輸入著しく減少せり。

第二時期は即ち正徳より天明に至る約七十ヶ年にして、社會の秩序回復せられ靜平なる世となるや奢侈的物件の需要著しく増進し、蠶絲業爲に一段の發達を觀たるものにして、殊に元祿の奢侈、寶永正徳の治の後を受けたる享保元文の年間に於ける蠶絲機織業の發達の如きは、實に驚く可きものあり、先づ之を絹織物に觀るに、

秩父の生絹	加賀の田圃絹	大聖寺絹	富山の小川絹
丹波の縮緬	長濱	岐阜	桐生
八王子	西陣	秋田	栃尾
上田			

等の絹織物は當代に創めて機織せられ、或は従前に倍して其發達を觀たる者なり。如斯き各地に於ける方特種なる絹織物の機織は、當時の蠶絲業を刺戟し以て文化文政以後に於ける斯業の大活躍を表せり。

絹織工業如しく主業的發達をなせるが故に、之に伴て原料生絲の需要勃興し、之が爲め養蠶業亦異狀なる進運を來せり、養蠶絹飾の記者の記述する所によれば當

時に於ける斯業は、慶長元和の頃に二倍せし有様なりと云ふ、亦盛なりと云ふ可し。如斯く絹織物業が特種産業として發達すると共に、他方に於ては蠶種製造業亦絲繭養蠶より分離して特種なる發展をなさんとするに至れり、即ち奥州(殊に岩代)は所謂蠶種本場として名聲を博し、廣く天下の蠶種商を召來せり、而して關東地方にありては信州上田、下總結城地方の蠶種を上品となし、畿内地方にては近江國及播磨國加古川産のものを以てよしとなせり、當時養蠶業の最盛なりしは信濃、出羽、磐城、岩代、下總、近江、播磨等なりとす。

第三期は即ち寛政より安政に至る凡を七十ヶ年にして、前期に於て發達せる斯業は愈々爛熟の域に達したるものにして、前代末期に於て飢餓天災相加り、明和天明の惡歲ありしと雖も、寛政の治あるあり、殖産興業大に振ひ、文化文政の時代に於ける斯業の發達は、實に養蠶絹織の記者と共に享保元文に更に倍せりと確認せざるを得ず、絹織工業に於ては前期に發達せるものの外

岩代の生絹　　上野、伊勢崎の紬織　　八王子の太織絹
米澤の綾織　　筑前の博多織　　甲斐の甲斐絹

等は當代に於て發達の緒につけるものなりとす。

蓋し本邦に於ける絹織物は中古に於て支那より其傳來を受け、泉州堺及び京都西陣に於て之を經營し、同時に地方的中心として上野桐生に於て之を行ひ、之等二中心より順次に各地方に其技術的傳播を觀たるものなれども、當代に於ては既に各地獨特なる機織法を案出し、其特徴を發揮せり、而して各地に勃興せる絹織物業に刺戟せられて、文化文政以後に於ける蠶絲業は前二期に比し更に大なる活躍の天地を得るに至りしなり。

當代蠶絲業の發達に著しき影響を與へたるは封建制度の確立なりとす、蓋し各藩は各獨立なる經濟主體を形成せるものにして、有無相通じ需給相應ずるが如きことなきに非ざりしと雖も、其根本に於ては藩内に於ける自給自足は其經濟政策たりしものなり。

如斯が故に斯業は何所の藩に於ても多少は行はれたるものにして、爲に蠶絲業經營は著しく一般的なるものなりき、實に當代に於ける養蠶國は三十二ヶ國の多きに達せり、尙如斯く小國家併立時代に於て富強策を講せんとせば、勢土地產物

の増加を欲せざる可らず、茲に於て賢君良相、相共に自藩富強策として善良なる農政を施し蠶絲業を奨励せり。

之を伊佛蠶絲業に比較するに誠に面白き對照を示すものなり、即ち蠶絲業は東羅馬帝國より伊佛に傳播するに至るや、當時行はれたりし經濟學說たる重農學派(Physiocrate)より云ふも斯業は農業の一たるが故に其發達を望みたるものなると共に重商學派(Merchantism)にありても、當時輸入生絲乃至は絹織物の爲めに多額の通貨の拂出を觀たるが故に之が防壓として斯業の奨励は最も好ましき所の者なりき、而して以上の原因によりて斯業は爲政者の奨励と保護とを享受せる者なりき。

本邦當代蠶絲業にありても如斯き政策的原因に加ふるに蠶絲業に對する技術的進歩も大に此勢を助長せるものあり、或は育蠶上火力の應用の如き、寒暖計の使用の如き、蠶書の出版の如き、繰絲法の改良の如きものは之が尤たるものなり。

之を要するに近古史上に於ける斯業は、封建制度の下に於ける奨励策及び技術的進歩の爲め次第に發達せるものなれども、之を大觀するに斯業發展の要素著しく具備せるに拘らず、其進歩意外に遅々たりしは實に斯業の發展を抑壓す可き二

三原因の存せしが爲なり。

其一は即ち奢侈禁止主義政策にして、其二は經濟政策としての藩内自給自給政策之なりとす。

蓋し華美流行が蠶絲業發達の母なる事は元祿の後を受けたる享保元文、寛政に次げる文化文政に於ける斯業の勃興に於て詳説したる所以なり、然るに幕府は時御觸書を出し庶民の着用衣服に制限を加へたるのみならず、各藩に於ても之に則れるものありき。

流行の變遷少く然も如斯き禁制あり、斯業の發展期す可らざりしなり、然も奢侈禁止令に伴つて自給自足政策あり、一小藩内に於ける需要自ら限あるが故に斯業の經營に當りて何等工場制絹織業の要もなく、製絲工業亦家内工業を以て之に應ず可く、蠶業亦其規模の小なる副業的經營を以て満足せるものなりき。

偶々以て奥州(岩代、出羽)下總、信州、上州等に於ける斯業が比較的異常なる發達をなせるは同各地方が蠶種製造地として特種なる發達をなせると共に、其附近に於ける絹織業の原料生絲を供給せる經濟的關係によるものなり。

之等各地方は今日尙斯業先進地たる位置を占むるものにして、之れ全く當代に其因を發するものなり、尙上州、信州兩地方に於ける斯業の主業的發達は「登せ絲」と稱し、座繰生絲を西陣の原料生絲として供給すること極めて多かりしこと、及び天保年間加賀の人清水五平が太平丸と稱する帆船に乗じ海外に密航し通商貿易に従事し同地方の生絲を多量に輸出せしこと等に依れるものなりとす。

而して如斯き事實を以てするも蠶絲業大發展に對しては大市場を要すること自ら明なる可し。

思ふに自給自足の經濟政策は蠶絲業經營を一般的ならしめたりと雖、亦如斯く其發展を抑壓せり、尙春風春雨よく花を催し春風春雨よく花を傷ふにも譬へんか。

第四節 蠶絲業近世史

蠶絲業近世史は安政年間より現代に至る約六十ヶ年にして、此期間に於て大蠶絲國日本は形成せられたるものなり。

前時代に於て本邦蠶絲業は實によく各地方に之が分布を觀たりと雖も、大市場

の缺乏は之が發展を抑壓したるものなりき、然るに安政五年(二千五百十八年)修交條約締結せられ、翌六年六月互市場横濱に開かるるや、百貨の交易開始せられ、本邦生絲亦海外に輸出せられたり、而して生絲の輸出によりて本邦も亦蠶絲國たることを認知せらるるや、當時歐洲諸國にありては時恰も蠶病の流行甚しく蠶絲業殆んど全滅せんとする有様なりしが故に、健全なる東洋蠶種を得んとする要求は翕然として本邦に來れり。

之が爲め生絲輸出は蠶種輸出の爲に壓倒せらるる有様なりき、而して前時代に於て特種なる發達をなしたる上州、信州、岩代、出羽等は之が本場として盛に蠶種を製造し之が輸出をなせり、而して此蠶種輸出の盛況に眩せられて前時代に於て普く各地に於て經營せらるるに至りし養蠶製絲業は、茲に一大物興を來すに至りしなり。然れども蠶種輸出は其物興の急激なりしが如く其凋落も迅速なるものなりき、即ち歐洲に於ける蠶病は「バストーン」(Pasteur)の蠶種袋取法の發見と共に絶滅せらるるに至りしが故に、又他國よりの蠶種の輸入に依るを要せざるに至れり。

之が爲め本邦蠶種家の困憊甚しく貿易家の倒産相次ぐ有様なりき、如斯きが爲

め製種目的なる養蠶業は窮乏殊に甚しきものありき、然れども俄に勃興せしめし桑園は之を廢するに難く、全國に普及せる養蠶業は、之を轉せしむるに由なし。

茲に於てか製種目的なる投機的養蠶業は、其目的を一變して製絲を目的となせる着實なる養蠶業とならざる可らざりしなり。

時恰も明治維新に次ぐに廢藩置縣、金祿公債の授與等なる社會的政治的大變動あり、徒勞遊食の徒の増加と共に民間には比較的豊富なる遊資の事業を求むるに急なるものあり、當局に於ても授産の議亦唱道せられ爲に蠶絲の業堅實なる發達をなせると共に、製絲業に於ても新經營を要求するに至れり。

之れ即ち海外市場開け其生絲に對する大需要多々益々相加るものありしが故に、爾來手工業若しくは家内工業的生産を以て十分なりし斯業も、茲に漸く經營法と其企業組織の變轉を來さざる可らざるに至りしなり。^(十)

此機に當りて先鞭をつけしは前橋藩にして、外は自藩主要物産なる生絲の販賣上の保護策として横濱に敷島屋と稱する生絲販賣店を設け、内は器械製絲工場を設立し其改良の範を示せり、之れ實に明治三年四月にして本邦器械製絲の嚆矢

るもの之なり。^(十一)

爾來各地に於て器械製絲工場設立せられ其の經營を開始せり、當局茲に觀る所あり、明治五年官立模範製絲工場を上野國富岡に建設し傳習工女を入れて本邦製絲界に洋式製絲の範を示すに至れり。

之より先き開港以來多額に輸出せられし蠶種貿易は、本邦製絲業を退步せしむる事甚しかりき、之れ即ち優良蠶繭は之を製種用となし、製絲原料たるは劣等繭のみとなれるが爲めにして、之に對し改良の必要を叫ばるるものあり、政府亦之に賛し銳意改良策を講じ、斯業に對する保護獎勵を加ふる事厚かりき。

如斯く内國民經濟完成し、外海外貿易進捗し、大市場に於ける大需要を得、之に加ふるに保護獎勵あり、此處に於て斯業は先づ技術的進歩なる蠶病豫防、育蠶の改良、秋蠶飼育の勃興、風穴の利用、製絲法の改良等より始められ、次で經營上の變轉を觀るに至れり、蓋し海外貿易起らば其取引荷量の増加を要するは勿論、其品位を一定ならしむ可きは最も必要なる事にして、之れ前述せるが如く製絲工場勃興の氣運を胚孕せしめたる所以なり。

如斯にして本邦工場製絲經營起れりと雖も、工場制によれる製絲業たる従前より行へる手工業乃至は家内工業的製絲に比し遙に大規模なるが故に、個人企業を以てしては能くなし難きに至る可し、之れ當代の蠶絲業界に於て共同企業なる組織を生ずるに至りし主因なりとす。

當期に於ける大經營の發達及び企業組織の變轉を觀るに之を二大別する事を得可し、一つは即ち従前より行ひ來れる技術を基本として製絲經營を行はんとするものにして、製絲界に於ける保守黨と稱す可きなり、群馬、福島の二先進地に於て座繰又は之が聯合を以て製絲經營せるものにして、養蠶家の收繭は主として自家の勞力によりて製絲せられ、其生絲は組合其他之に類する組織を以て販賣せられたるもの即ち之なり。

他は直に洋式製絲に倣はんとするもの、即ち進歩黨と稱す可きものにして、養蠶家の産繭を購入し、器械力を利用し、以て製絲を行ひ其生産生絲を販出せるもの之なりとす、而て當時の長野縣諏訪地方に於ける製絲は、之が代表的なる者と解す可し。而して斯境に於ける此分岐は爾後三、四十ヶ年の今日に於ける、兩者系統製絲法

の大差異を來したる所以なりとす。

然れども生絲貿易の初期にありては、生絲輸出の數量も比較的多からざりしが故に、舊來の製絲法即ち保守黨の經營を以ても十分なりしのみならず、不熟練なる器械製絲の經營に勝る所少からざりしなり。然るに之に反し進歩黨の經營即ち器械製絲にありては、技術の不熟練なると、原料繭を購入せざる可らざるが故に當時未だ生絲貿易に習熟せざりし事とて、絲價變動の影響を蒙る事極めて大なりしが故に斯業は、著しく投機事業たる觀を呈せるものありき、而して之等の事情は其經營をして甚しく困難ならしめたるものなり。

然れども交通機關の發達、生絲取引の熟練等は器械製絲業の經營を漸次に良好ならしむると共に、生絲先賣法の利用により其經營的危険減少せしが爲め、現今にありては遙に舊製絲法たる座繰製絲及び之が技術的經營的聯合によるものを凌駕するに至れり。

換言すれば則ち製絲界に於ける保守的經營は、國民經濟の發達に對し最高發達度を有するものなりと解す可きものにして、事實より云ふときは明治四十年前

後に於て之が最高發達期に達したるが如し。(三)

如斯が故に近年に於ては舊來の製絲法によるものを刺戟して、之が改造をなさしむるに至れり、而して各地に於て工場制器械製絲勃興するや、之が主要原料たる産繭の購入は製絲業上に於ける最も重要な業務となり、養蠶業と製絲業とは明に其經營主體を異にするに至り、養蠶業の盛なる所製絲工場興り、製絲工場興れる所養蠶業亦之が刺戟を受けて益其經營を盛ならしめ、相共に斯新經濟事情に對應する新生面を開拓するに至れり。

而して當局常に保護獎勵と指導開發とに努め、斯業の發展實に著しきものありき、殊に日清戦後各種産業の勃興に伴ひ、斯業亦長足なる進歩をなし、國家的産業たる位置を確立し、日露戦後更に一層なる發展をなし、裕に世界蠶絲國中にありて之が盟主たるの地位を占取せり。

即ち次表示せるが如く、最近に於ては本邦輸出生絲は裕に全世界生絲産額の二分の一以上に當る盛況を示せり、次表は佛國里昂絹絲商組合の調査にかかるものにして、各國の生産繭を基礎として推定計算せるものにして、近東諸國に於けるも

のの中希臘、サロニカ、クリートの諸地方及び極東諸國は其輸出額を示せるものにして、生産額に非ざれども、他に如斯き參考資料を缺くが故に暫く之を用ふることとせり。

年次	自一九〇二平均	自一九〇七平均	自一九一七平均
國別	至一九〇六平均	至一九一六平均	至一九二一平均
歐洲總計	五、四〇二	五、一七五	四、二七一
近東諸國總計	二、四五二	二、九〇三	一、六八三
極東諸國總計	一一、五八八	一五、八六四	一九、五〇五
内 日本	五、一六五	八、一二三	一一、七七四
支 那	六、一五八	七、四八〇	七、六二二
合 計	一九、四四一	二三、九四二	二五、四五九

Syndicat de l'union des marchands de Lyon. Statistique de la Production de la Soie. Annex.

之を要するに蠶絲業近世史は其期間より云ふときは僅に七十年なれども、同期間に於ける國家的及經濟的變動甚しかりしが故に、之に伴ひ蠶絲業も亦開闢以來の大發展をなせり、當代に於ける斯業の特徴は國民經濟時代に於ける産業形態を確立し、尙進で世界經濟時代に於ける國家的分業に對せんとするものなり、換言す

れば則ち當代に於ける蠶絲業は獨り本邦絹業の爲に立てるに非ずして世界絹業を對照するに至れるなり。

本邦蠶絲業の史的研究は之を要するに其當初にありては特種民族の産業なりしも、次て納稅品製作工業として一般庶民の産業となり、次て戰國亂離の世となり、斯業は大に衰退せるものにして、爾後封建制度となるや、蠶絲業は各藩に於て行はるるに至り、製絲工業は手工業乃至は家内工業として行はれ、養蠶業は爲に副業的小規模經營をなすに過ぎざりき。

然るに時代の進運は此藩なる小區域を打破して統一的國民經濟を作るに至り、斯業は爲に大發展を來し、製絲業の大部分は純然たる工場制經營を以て營まれ、養蠶業亦之に對應して特種なる地方にありては主業的發達を來し、之を以て農家經濟の中心を形成せるものあるに至れり、而して邦產生絲の大半は海外に輸出せられ、眞に世界的分業の域に入らんとするに至れり。

如斯きが故に斯業の發達を蠶絲業労働問題より觀るも、明治以前の斯業は全然副業的經營なりしが故に論ずるの要なく、ただ養蠶労働問題、製絲労働問題の惹起

するに至りしは極めて最近の事なりとす、然れども蠶絲業労働問題の出現は斯く時日を経過する事少なしとすれども、前述せるが如く誠に重要なるものあるが故に其中心問題なる労働に對しては最も重要なる關係を有するものなり、今次章に於て如斯き歴史を有する本邦斯業の現状は如何なるものなりや、斯況の消息を討究し以て本論主要なる養蠶労働問題の前提たらしむ可し。

註(一) 佐野瑛 大日本蠶史 自二——至三頁

大塚良太郎 蠶史 自二——至三頁

日本紀 (河遇突智、姿植山姫、生稚産蠶、此神頭上、生蠶與桑)

註(二) H. Sillermann, Die Seide, Bd. 1, Seite 8.

註(三) 拙著 製絲經濟論 二九頁

註(四) 日本書記

(仲哀帝四年 紀元八百八十五年 功滿王歸化獻蠶種珍寶)

(應神帝十四年 紀元九百四十三年 秦功滿王男融月君卒百二十拾七縣)

之遺民歸化獻金銀玉男朝廷賜大和朝津間掖之地)

註(五) 日本後記

仁明天皇承和十二年庚寅大宰大式藤原冬緒起請四事を進る

其四に日穀倉院ノ地子交易ノ物此年ノ間監一人ヲシテ其事ヲ勾當セシメ

毎年輕物ニ交易シテ輸進ス、云々
地子交易ノモノトハ地子稻ヲ以テ要用ノモノヲ交易スルヲ云フ
輕物トハ稻穀ヨリモ輕シト云フ義ニシテ絹布等ノ類ナリ

註(六) 延喜式

上絲國 伊勢、三河、近江、美濃、但馬、美作、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波以上十二ヶ國

中絲國 伊賀、尾張、遠江、若狹、越前、加賀、能登、越後、丹波、丹後、因幡、伯耆、出雲、播磨、長門、讚岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、肥前、肥後、豐前、豐後、日向、以上二十五ヶ國

註(七) 封域分數貢稅誌

龜絲國 駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、上總、下總、常陸、信濃、上野、下野、以上十一ヶ國
上總、常陸、美濃、上野、越前、加賀、能登、越後、丹波、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、伊豫、肥前、豐前、豐後、日向、大隅

註(八) 拙著 製絲經濟論 自四十三頁—至四十五頁

註(九) 成田重兵衛 養蠶絹飾

註(十) 拙著 本邦蠶絲業と米國絹業 自五十二—至五十三頁

註(十一) 拙著 製絲經濟論 五十七頁

註(十二) 拙著 本邦蠶絲業と米國絹業 五十五頁

第一章にて引用せる重なる參考書

Mason, Frank R.

American Silk Industry and Tariff.

Pariset, Ernst

Histoire de la soie.

Silbrmann, H.

Die Seide.

Syndicat de l'Union des marchands de Soie de Lyon

Statistique de la soie.

Yoshida, T.

Entwicklung des Seidenhandels und der Seidenindustrie

群馬縣内務部

群馬縣蠶絲業沿革調査書

拙著

製絲經濟論

拙著

本邦蠶絲業と米國絹業

橋本重兵衛

生絲貿易の變遷

伊藤清藏

世界の蠶絲競争と日本の蠶業

大塚良太郎

蠶史

佐野瑛

大日本蠶史

第二章 本邦蠶絲業の現状

第一節 本邦蠶絲業の統計的研究

本邦蠶絲業は前述せるが如く過去三千載の教養を経たるものにして、偶々以て其發展要素の具備せる現代に遇ふや著しき發展を示せるものにして、本邦輸出生絲の額は實に世界産絲額の過半を占むるに至れり。

今如斯き大發展を來せる本邦蠶絲業の基礎を形成せる養蠶業に對し、最近統計的資料を以て現状を略述す可し、即ち大正八年度に於ける養蠶戸數は百九十四萬二千二百五十二戸(養蠶實戸數と稱し一期養蠶戸數以上のもの)にありては重複再計せざるものなり)にして、本邦農家總戸數五百四十八萬一千一百八十七戸に比するときは實に三割五分四厘に當れり、而して養蠶戸數中にありては春蠶戸數最多く、前掲養蠶實戸數に對し九割五厘を、秋蠶戸數は八割二分二厘、夏蠶戸數は三割七厘を示せり。

從て養蠶家としては春蠶と秋蠶とを兼營するもの最多く、夏蠶飼育をも兼ねるものあれども、一期養蠶を行ふものは比較的少數なることを知る。

桑園反別は五十二萬二千五百二十町歩にして、之を全國耕地反別六百七萬一千八百八十八町歩及び全國畑反別三百五萬八町歩に比するときは、前者に對しては八分六厘、後者に對しては一割七分一厘三毛を示せり。

次に同年度に於ける掃立枚數、收繭額、養蠶家一戸當りに就て觀るに次表示せるが如きものあり。

戸數	掃立枚數	收繭額(石)	養蠶家一戸當	
			掃立枚數	收繭額(石)
春 蠶	一、五九七、七四〇	二、六七二、〇八一	三、五七六、〇〇〇	一・六八
夏 蠶	五九六、〇九二	六九五、一三七	七三二、八八二	一・一七
秋 蠶	一、五九五、六一七	二、九二七、五一八	二、九一三、一〇八	一・八三
計(實 數)	一、九四二、二五二	六、二九四、七三六	七、二二一、九九〇	×三・二五
				×三・七二

備考 ×養蠶實戸數に對するものなり(日本帝國第九統計年鑑八十一頁)

次に本邦養蠶業の趨勢を觀んが爲め、過去十數ヶ年間の統計的資料によるときは次表示せるが如く、桑園反別、養蠶戸數、掃立枚數、收繭額の各に於て何れも著しき

増加を示せるが中にも、其産繭額の如きは其増加率甚しく、明治二十二年乃至二十六年五ヶ年平均を基本として、爾後各五ヶ年間平均によれるものの指數を示すときは、明治二十七年乃至三十一年(日清戦後)にありては一倍四分一厘、同三十七年乃至四十一年(日露戦後)にありては二倍一分八厘、大正八年にありては實に五倍八厘に當れり。

年次	産繭額	指數
二二—二六	一、四〇〇、九五八	一、〇〇
二七—三一	二、〇〇七、三三五	一、四一
三二—三六	二、五八五、七九一	一、八二
三七—四一	三、一〇一、三七四	二、一八
四二—四六	四、一六一、九九五	二、九三
四七—五一	五、五九四、一一八	三、九四
五二—五六	七、二二一、九九〇	五、〇八

面して其増加たるや春夏秋三期收繭に於に之を觀れども、其増加の勢最も大なるは秋蠶期なりとす、而して如斯き大發展は桑園反別、養蠶戸數、掃立枚數の各に於ても、之を觀るものにして次表は之が實數を示せるものなり。

桑園反別 (町)

年次	耕地反別	畑反別	桑園反別	對耕地反別 桑園反別%	對畑反別 桑園反別%
三七—四一	五、三七八、八四二・七	二、五三五、九四七・六	三六六、五八三・〇	六・八二	一四・五
四二—四六	五、七〇三、六一六・一	二、七八六、〇九七・八	四四五、八六五・〇	七・八一	一六・〇
四七—五一	五、九〇八、四一〇・七	二、九二八、八六六・六	四七三、一四九・四	八・〇一	一六・二
五二—五六	六、〇七一、八八八・五	三、〇五〇、〇〇八・七	五二二、五二〇・八	八・六〇	一七・一

養蠶戸數 (戸)

年次	春蠶戸數	夏蠶戸數	秋蠶戸數	實戸數
三七—四一	一、四四四、九八八	五七四、九四八	八一、七一	—
四二—四六	一、四八四、二九三	五四五、三五三	一、〇四六、四九八	—
四七—五一	一、五〇四、五七五	五四〇、六一九	一、三四〇、〇九八	—
五二—五六	一、五九七、七四〇	五九六、〇九二	一、五九五、六一七	—

* 大正四年乃至大正七年四ヶ年平均數なり

掃立枚數 (枚)

年次	春蠶種	夏蠶種	秋蠶種	合計
三七—四一	二、四三二、一七四	六二七、八八二	一、一九二、一九一	四、二五二、二四七
四二—四六	二、六〇五、〇八七	六四七、五三八	一、七〇五、六二七	四、九五八、二五二

第二章 本邦蠶絲業の現状

三	一七	二、七四〇、五九六	六三八、六六一	二、三二一、〇七六	五、七〇〇、三三三
八		二、六七二、〇八一	六九五、一三七	二、九二七、五一八	六、二九四、七三六

産繭額 (石)

年次	春蠶繭	夏蠶繭	秋蠶繭	合計
三七—四一	一、九八六、九三九	四二三、五八六	六九〇、八四八	三、一〇一、三七四
四二—二	二、四九〇、五二四	五一二、五八八	一、一五八、八八三	四、一六一、九九五
三—七	三、〇三一、三九一	六〇一、三五三	一、九六一、三七四	五、五九四、一一八
八	三、五七六、〇〇〇	七三二、八八二	二、九一三、一〇八	七、二二一、九九〇

養蠶家一戸當掃立枚數 (枚)

年次	春蠶種	夏蠶種	秋蠶種	合計
三七—四一	一、六八	一、〇九	一、四七	四、二四
四二—二	一、七五	一、一八	一、六三	四、五六
三—七	一、八二	一、一八	一、七三	四、七三
八	一、六八	一、一七	一、八三	四、六八

養蠶家一戸當産繭額 (石)

年次	春蠶繭	夏蠶繭	秋蠶繭	合計
三七—四一	一、三七五	〇、七三七	〇、八五一	二、九六三

年次	春蠶繭	夏蠶繭	秋蠶繭	合計
四二—二	一、六七八	〇、九四〇	一、一〇七	三、七二五
三—七	二、〇一五	一、一一二	一、四六四	四、五九一
八	二、二三八	一、二二九	一、八二六	五、二九三

以上七表は日本帝國第卅三乃至卅九統計年鑑より摘錄

以上諸表を以て觀るに桑園反別は常に確實なる増加を示し耕地總面積に對しても、或は畑地面積に對しても其増加の勢甚しきものあり。

而して養蠶戸數も亦順次に増加すれども、更に之を其内容に就きて觀るに夏蠶飼育戸數は漸減の勢をあらはし大正七年は絲價異狀なる上騰の爲に増加春蠶戸數の増加及び秋蠶戸數の激増によりて其大勢をあらはせるものなり。

如斯きは掃立枚數に於ても同様にして、秋蠶種掃立の増加は全掃立枚數増加の中心をなせり、然れども其收繭額に至りては何れも漸次増加し、就中秋蠶繭の増加の如きは等比級數に近き激増なりとす。

以上を以て次の二事實を歸納し得可し、

- 一は即ち秋蠶飼育の近年に於ける物興甚しき事、
- 二は即ち養蠶業順次に大規模たらんとする事、

之なりとす。

本邦蠶絲業の進歩發展の趨勢にある事、前述せる所を以て明なる可し、而して如斯き進歩發展を觀るに至りしは、國內如何なる府縣に於て特に其功を認むるや、更に如斯きは主として如何なる原因によりて然るや、之れ將に討究せざる可らざる所なりとす。

以下之等諸問を研究するに當り、大正三年より同七年に至る五ヶ年平均産繭額を中心となし、桑園反別、養蠶戸數、蠶種掃立枚數等に關する統計的數字を基本として之を論ず可し。

自大正三年至同七年五ヶ年平均産繭額の順位によりて配列せる府縣別蠶業状態

府縣名	産繭額(石)	掃立枚數(枚)	養蠶戸數(戸)	桑園反別(町)
長野	七六四、六四三・六	九一二、三五五・〇	一五九、二九二	四八、三六四・〇
愛知	四三一、三七二・八	三九二、七八六・四	一〇一、七三〇	二三、六四〇・九
群馬	三九七、一二五・四	五五七、四七八・八	七九、一六四	三五、一七五・六
埼玉	三二九、八九六・六	四〇六、九七三・八	一〇三、三四六	二五、七〇八・八
福島	二九九、四一九・四	三二二、一七九・六	八四、七五九	四一、五六〇・〇

岐阜	二九〇、三一六・六	二四九、三二一・八	八六、八四〇	一七、九七四・四
山梨	二二二、七四八・八	三〇二、三〇七・二	五八、〇五二	一七、七六〇・二
静岡	二一〇、二二三・六	一九七、二三六・二	六〇、五七八	二三、七六四・二
三重	一九九、一〇四・六	一五三、二六〇・四	五八、四三〇	一一、一七五・五
茨城	一九五、五六六・二	二二一、四一一・八	六四、九四四	一六、五八一・〇
山形	一七九、八三五・四	一四八、四九五・八	四五、四九三	二三、八七七・八
千葉	一三一、三六八・二	一三〇、一九九・〇	三二、六九七	一〇、七五八・九
東京	一三〇、五五六・〇	一四〇、九〇二・六	二九、二六四	九、七三六・〇
宮城	一二五、〇三六・八	一〇八、七三四・八	三五、三七九	一六、八七九・五
京都	一一八、三八三・〇	七八、五八六・八	二八、九六五	七、七五四・四
新加	一一五、三四六・〇	一一八、二六一・〇	五六、〇五九	一三、七四八・二
神奈川	一一二、六五九・八	一二六、一七七・六	三四、九八〇	九、九六七・三
愛媛	一〇三、九五一・八	八〇、六二四・〇	三二、二四〇	六、三五九・九
鳥取	八七、六七九・〇	六八、九五九・〇	二七、八八七	五、九七二・一
兵庫	八六、八三二・四	六三、三三〇・〇	四一、九五一	九、七九五・五
島根	八三、〇四七・八	六四、三七八・八	四〇、〇五〇	五、六九二・三
岩手	八一、五三九・八	六七、〇五三・〇	三六、四三九	一八、一〇二・八
熊本	七五、三八六・四	五三、二五六・四	三二、五五一	六、一五九・〇

第二章 本邦蠶絲業の現状

滋賀	七四、六三〇・八	六五、一七二・六	三〇、六七二	五、三八六・五
高知	七一、八五一・〇	五八、八八五・六	三九、七九五	四、二三一・八
徳島	六六、〇三九・二	六五、二六六・六	三二、九七〇	四、〇九六・二
大分	六一、六八三・〇	四八、〇六八・六	三三、九二五	五、二五八・三
栃木	四九、二九一・四	五五、一五五・六	一八、〇〇一	五、四一一・六
鹿兒島	四七、七八〇・〇	四四、四九九・八	四二、三九四	五、九二一・五
宮崎	四六、五〇二・八	三八、六六七・六	二三、二〇八	四、五八一・二
奈良	四四、四一八・六	三一、九七六・〇	一四、八二六	二、七一一・〇
岡山	四三、七四六・六	三九、九三五・二	二二、八八七	四、〇一〇・六
廣島	四三、二二七・二	三四、五三三・八	一七、八六三	三、〇三六・三
和歌山	四二、四二三・〇	三二、二八七・四	一六、九七九	二、七二四・六
石川	四一、二四〇・〇	三九、四五二・二	二二、〇五八	四、三八〇・六
福井	四一、一二七・二	四〇、四六七・六	二三、六二九	三、五六二・三
秋田	二八、六二七・八	二六、九〇五・八	一五、一一三	五、一二二・八
福岡	二三、三二九・六	一九、〇一四・二	一六、八四四	二、七〇五・六
富山	二二、一九九・二	二七、八七四・六	一五、四二三	一、八六七・一
山梨	二〇、二二四・六	一七、八四四・八	二一、九三四	二、三九一・七
長野	一六、五二七・八	一四、三五七・八	一五、一九三	一、二六二・三

香川	一一、二七二・六	一〇、一八八・六	八、八五二	一、〇二五・八
佐賀	一〇、四七九・二	九、一八五・六	二三、五七八	一、一二七・八
青森	七、九二三・四	七、四〇四・二	四、二九四	一、二九二・四
北海道	五、八九〇・二	七、〇二九・二	七、一五六	三、二四七・四
大阪	一、一四五・二	一、一五二・二	一、二〇六	一八八・六
沖繩	四九八・六	七三六・六	二、六六六	九六・二
計	五、五九四、一一九・〇	五、七〇〇、三三三・〇	一、八〇二、五五六	四七三、一四九・四

養蠶實戸数の統計は大正三年以前の戸数は之を缺くが故に養蠶戸数は大正四年乃至七年四ヶ年平均の實戸数なり

前表を以て觀るに二十萬石以上の産繭額を有するは長野より静岡に至る八縣にして、其産繭總額は二百九十四萬五千七百四十六石八斗にして、全國總産繭額五百五十九萬四千一百十九石に對し實に五割二分六厘六毛に當れり、而して其最高産繭額を有する長野縣にありては一割三分六厘七毛、第八位を占むる静岡縣に於てすら三分七厘六毛に當る産繭額あり。

次に其産繭額十萬石以上なるは三重以下愛媛に至る十府縣にして、其の産繭總額は百四十一萬千八百七石八斗にして全國總産繭額に對し二割五分二厘四毛に當れり、而して其の末位を占むる愛媛縣に於ても其産繭額割合一分八厘六毛を産

せり。

産繭額五萬石以上(事實上六萬石以上)以上統計的研究上の便宜の爲め、第一級を廿萬石以上となせるが故に次級は其の二分の一なる十萬石となし、第三級は更に其の二分の一なる五萬石以上となせり、然れども此の分類によりて別つときは五萬石以上なるものの中に、編入せらるるは全部六萬石以上のものとなれり、同様に三萬石以上のものもありても、事實上は四萬石以上となれり(を占むるは鳥取以下大分に至る九縣にして、其産額全國總産繭額に對し一割二分三厘一毛なる六十八萬八千六百八十九石四斗を占む)。

産繭總額三萬石以上(事實上四萬石以上)なるは栃木より福井に至る九縣にして、其産繭總額三十九萬九千七百五十六石八斗にして、全國總産繭額に對する割合は七分一厘五毛なりとす。

産繭額三萬石以下なるは秋田より沖繩に至る十一府縣にして、其産繭額は十四萬八千八百十八石二斗にして、其割合は二分六厘五毛なりとす。

以上産繭額順位によりて府縣別掃立枚數を觀るに産繭額二十萬石以上なる八

縣中静岡縣が十九萬七千餘枚の掃立なるの外何れも二十萬枚以上を掃立てしものにして其多寡による順位も大略産繭額による順位に平行するものなるを觀る可し。

産繭額十萬石以上なる府縣に於ても同様にして、京都府及愛媛縣の十萬枚以下なる外何れも十萬枚以上の掃立をなせり、以下五萬石、三萬石及三萬石以下の各産繭額を有する府縣に於ても略同様なる結果を示せり、之れ産繭額は全體其掃立蠶種の數量に相比例するものなればなり。

次に府縣別養蠶戸數に就て觀るに産繭額二十萬石以上なる諸縣中群馬、山梨、静岡三縣、十萬石以上なる府縣中東京、京都兩府の如く養蠶戸數の割合に少きもの及び産繭額三萬石以上なる諸縣中鹿兒島、同三萬石以下の諸縣中佐賀の如く養蠶戸數比較的過多なるものを除く外は大體に於て産繭額に比例して養蠶戸數増減せり。

尙桑園反別に就て觀るに東北六縣及び北海道が各其蠶種掃立枚數及び産繭額に比し過大なる桑園を有するの外、桑園反別と産繭額とは相比例せる有様を呈せ

り。

而して東北地方がかく比較的過大なる桑園を有するは一つは其桑園の仕立が高木作りなると、他は明治三十八年の凶作の結果桑樹の栽植奨励せられ蠶業發達の根源開かれたるも養蠶業未だ之に伴はざる政策の然らしめたる所なりとす。

要之に産繭額に於て多額を占むる府縣は桑園反別に於ても、掃立枚數に於ても或は又た養蠶戸數に於ても同様多數を占むるものにして、之が爲め産繭額を基本として本邦蠶業の經營状態を區分するものあり、即ち本邦養蠶の最も隆盛なる地方(産繭額二十萬石以上なる諸縣)隆盛なる地方(産繭額十萬石以上なる府縣)中位なる地方(産繭額五萬石以上なる諸縣)發達せざる地方(産繭額三萬石以上なる諸縣)最も發達せざる地方(産繭額三萬石以下なる諸縣)となす事を得可し。

而して以上は府縣なる行政區劃を一單位として蠶業の發達度合を研究せるものにして之れ全く當を得たるものなりとなす事を得ざる可し、之れ即ち各府縣に於て其全面積若しくは耕地面積を異にすると共に、其戸口、其農業界に對する投資額等に於て差異あるが故に、之等相異なる各要素の上に立てる生産行爲の結果な

る養蠶經營のみを抽出して立論するを得ざるが爲なり。

然りと雖も以上を以て府縣の異なるによりて養蠶經營上著しき發達度合の相異なるは蓋し何人と雖も首肯し得可き所なる可し。

然らば則ち蠶業經營上如斯き發達度合の相異を惹起せるは如何なる原因によりて然るや、之れ進で討究せざる可らざる所なり、之れ次節に於ける主要研究事項たるものなり。

第二節 養蠶經營と生産要素としての自然

生産行爲は自然、勞力、資本三者の適當なる配合によりて開始せらる可きものにして、以上三要素は各其性質上生産に對し特殊なる影響を與ふるものなり、即ち養蠶業に就て之を觀るも自然要素としての氣候の如き、地勢の如き、地質の如きは至大なる關係を有するものにして、如斯き自然要素は他の要素たる勞力及び資本の生産上に及ぼす性質と相關連して益其經濟現象を複雑ならしむるものなり。

前述せる各府縣別によれる本邦蠶業經營の盛否は之を生産各要素上より觀て

如何なる原因によりて惹起せられたるものなりや、以下暫く之が研究に歩を進む可く、先づ自然要素としての影響を觀んが爲め養蠶業と氣候及び地勢地質の二項に就きて論述し、以て後節の研究事項たる經濟的關係と共に本邦現今に於ける蠶業經營は如何なる生産要素の下に於て現状を觀たるものなりや、將又た其將來は如何なる可きや、等なる研究問題の前提たらしむ可し。

養蠶業と氣候及地勢地質との關係は頗る密接なるものにして、斯業盛衰の大半は之が適否によれるものなりと云ふも過言にあらず、今氣候状態が養蠶經營に如何なる影響を及ぼすものなりや之れ本節に於て論述せんとする所なり。

蠶兒の主要飼料は桑葉にして、之が發芽は即ち養蠶飼育の第一歩たるものなり、今著者が全國農事試験場に於ける桑葉發芽(燕口)時期に於ける平均氣温を調査せるに次表示せるが如きものあり。

	平均氣温(攝氏)	調査ヶ所
早 生	一二・九	二〇
中 生	一三・六	二二
晚 生	一四・一	一八

尙早生にありては岡山、三重、和歌山に於ける氣温攝氏十四度なるを最高となし、北海道農事試験場渡島支場(十度四)、青森縣農事試験場(十度五)、北海道農事試験場(十度二)等を最低氣温の部となせり。

而して如斯きは中生及び晩生に於ても之を認むるものにして、概して南地にありては發芽温度多きを要し、北方に進むに従ひ之を減少するが如し。

思ふに發芽なる發育現象は一定なる氣温の下に於ける生育現象なるや勿論なりと雖も、之と伴ひて日照時間の長短も大影響を及ぼすものなり、蓋し北地にありては平均氣温は低温なりと雖も日照時間は南地に於ける發芽時期に於けるよりも多きは明なり、之によりて之を觀るに發芽現象も亦一定量なる Solar Intensity を受くるによりて開始せらるゝものには非ざるなきや。

次に蠶兒の掃立は桑葉の發芽以後たる可きは説くを要せざる所にして、今全國農事試験場及び蠶業講習所廿七ヶ所に就て調査せるものによるに、春蠶掃立時期に於ける平均氣温は次の如きものあり。

掃 立

氣温(攝氏)

最 早	一三・六
普 通	一四・四
最 晚	一五・五

之れに依りて之れを観るに本邦にありては青森、北海道を除く外は大部分は四月下旬乃至五月上旬の期を以つて春蠶兒の掃立をなすことを得可し、附圖一に示せるは著者が中央氣象臺に於て調製せる全国各地測候所累年觀測の成績を基本として調査せる春期氣温が攝氏十四度となる季節を示せるものにして、然して同期日線と殆んど相平行して本邦春蠶兒掃立の進行と收繭期の移行とを見るものなり。

而して夏秋蠶の掃立に對しては、其時期の關係上氣温は春蠶期に比して高度なるが故に何時にても蠶兒の掃立をなす事を得可く、殊に近時冷蔵庫の發達は其の掃立を便ならしめ、殆ど夏秋蠶としての區別を認め得ざるが如く任意其の飼育をなせり、而して春蠶飼育期間は約四十ヶ日間を要すれ共、夏秋蠶に至りては約二十三四日間を以て上簇する者なり、之れ氣温高さが故其發育促進せらるるが爲なり。

氣温と蠶兒飼育日數との關係は甚だ密接なるものあり、實驗の結果によるに次の如きものあり。

平均温度(華氏)	飼育日數
六五度	四二—三日
七〇	三四—五
七五	二九
八〇	二三
八六—七	二〇
九七—八	一五

平均温度華氏六十度以下に於ては其發育殆んど停止し、百度以上に於ては頗る早熟し而も多く斃死す。

以上の實驗記録を基として温度と日數との間に Hypothetic の關係ありとなし、

$$\theta = \text{温度} \quad t = \text{日數とする時は}$$

$$k = \text{常數} \quad x, y = \text{未知數}$$

$$(\theta + x)(t + y) = k$$

より得たる事實により實驗録と符合す、即ち次の如し。

平均温度	計算による日数	実験による日数	差
六五	四二・九	四二・五	+〇・四
七〇	三四・六	三四・五	+〇・一
七五	二八・二	二九・〇	-〇・八
八〇	二三・九	二三・〇	+〇・九
八六・五	一九・七	二〇・〇	-〇・三
八七・五	一五・〇	一五・〇	〇・〇

理學士 筑地宜雄氏調査

以上は平均気温と蠶兒の掃立に關する概論なるも、気温の較差(最高最低の差)湿度、降水量及び降水日數、終霜等なる氣象要素は何れも養蠶經營に大關係を有するものなり。

今前述せる府縣別産繭額の順位によりて區別せる養蠶の最隆盛なる地方及び他の各地方に就きて其氣象要素に對する關係を視るに次表示せるが如きものあり。

月平均気温と最高平均気温との差

産繭額	月平均	較差	月平均	較差	月平均	較差	月平均	較差	月平均	較差
二十萬石以上	一一・〇	一一・四	一六・二	一一・二	二〇・四	九・三	二三・九	八・二	二五・〇	八・八
	二二・〇	一一・四	一六・二	一一・二	二〇・四	九・三	二三・九	八・二	二五・〇	八・八

十萬石以上 一一・六 九・八 一五・八 九・五 一九・八 八・〇 二三・四 七・四 二四・九 八・〇 二一・四 七・七
 五萬石以上 一二・六 一〇・二 一六・八 一〇・二 二〇・三 八・五 二四・〇 七・六 二五・七 八・四 二二・三 八・一
 三萬石以上 一三・一 九・八 一七・一 九・六 二二・二 七・九 二四・九 七・八 二六・〇 八・六 二二・四 八・四
 三萬石以下 一二・一 九・一 一六・三 九・二 二〇・三 七・八 二四・一 七・三 二五・五 八・〇 二一・八 八・三

依之觀之に気温の較差に至りては、反つて養蠶經營の少き地方に於て有利なる有様にして、主蠶地が此點に於て勝れるものありと云ふ可きに非ず。

尙之を南支那及び伊太利養蠶地の氣候狀態に比較するときは、次表示せるが如きものあり。

南支那は杭州、南京、漢口、沙市の四ヶ所の平均をとれるものなり。

	四月	五月	六月	七月	八月	九月						
南支那	月平均 一五・二	較差 八・三	月平均 二〇・七	較差 九・二	月平均 二八・八	較差 七・七	月平均 二七・八	較差 七・五	月平均 二七・八	較差 八・七	月平均 二二・一	較差 八・三
伊太利	月平均 一一・一	較差 一七・一	月平均 一五・五	較差 二〇・九	月平均 一六・七	較差 二二・三	月平均 一七・二	較差 二一・六	月平均 一七・〇	較差 一五・九	月平均 一六・九	較差 一六・九
Milano	月平均 一二・三	較差 二二・六	月平均 一八・九	較差 一八・二	月平均 二二・一	較差 二〇・二	月平均 二二・三	較差 二〇・一	月平均 二二・三	較差 〇・九	月平均 一七・二	較差 一九・二
Yamz'a	月平均 一二・九	較差 一五・一	月平均 一九・一	較差 一五・五	月平均 二二・三	較差 一五・一	月平均 二二・三	較差 一四・〇	月平均 二一・七	較差 一四・五	月平均 一七・三	較差 一四・三
Anora	月平均 一二・八	較差 一六・八	月平均 一九・三	較差 一五・八	月平均 二二・八	較差 一三・八	月平均 二五・一	較差 一七・六	月平均 二三・八	較差 一七・〇	月平均 一八・九	較差 一五・〇
平均	月平均 一二・三	較差 一七・九	月平均 一八・六	較差 一六・三	月平均 二二・〇	較差 一六・五	月平均 二三・八	較差 一七・二	月平均 二二・四	較差 一七・五	月平均 一七・三	較差 一六・四

依之觀之に氣溫較差より云ふ時は南支那は少けれども、伊太利の有名なる養蠶地は何れも激甚なるものあり、然れども之を平均濕度に就て觀るに、本邦主蠶地方並に伊太利の春蠶期節に於ては他地方に比して甚しく少きものあり、之れ斯業經營上一大利益なりと云はざる可らず。

月別平均濕度(百分比)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	年平均
二十萬石以上	七一・四	七二・六	七七・六	八〇・九	八一・一	八二・一	七五・四
十萬石以上	七五・二	七六・五	八一・六	八三・八	八三・〇	八三・一	七七・七
五萬石以上	七五・〇	七五・八	八一・二	八二・五	八〇・九	八一・三	七六・六
三萬石以上	七四・七	七五・五	七九・九	八一・四	八〇・一	八一・一	七七・〇
三萬石以下	七五・二	七六・三	八一・二	八二・三	八〇・六	八〇・一	七七・三
Torino	六五・〇	七四・〇	六九・〇	六三・〇	六三・〇	七四・〇	
Milano	五七・〇	六三・〇	六二・〇	五三・〇	五六・〇	六三・〇	
Venezia	八一・〇	七八・〇	七五・〇	七二・〇	七四・〇	八二・〇	
Ancona	七四・〇	六七・〇	六六・〇	五六・〇	六〇・〇	六五・〇	
伊太利平均	六九・〇	七一・〇	六八・〇	六一・〇	六三・〇	七一・〇	

尙之を降水日數及び降水量に就て觀るに次表示せるが如く、降水日數に於ては

主蠶地方稍多けれども、降水量に於ては他に比して尠き事次表を以て知る可きなり。

降水日數(日)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月
二十萬石以上	一二・九	一三・六	一五・六	一七・〇	一四・二	一六・〇
十萬石以上	一四・〇	一三・八	一五・二	一五・四	一二・八	一六・二
五萬石以上	一三・七	一三・二	一五・〇	一四・七	一二・八	一五・四
三萬石以上	一三・九	一三・七	一五・七	一五・三	一二・七	一五・八
三萬石以下	一三・七	一三・三	一四・五	一四・一	一二・四	一五・二

降水量(耗)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月
二十萬石以上	一三〇・四	一四〇・一	一六八・八	二〇三・三	一八六・八	二二八・八
十萬石以上	一二七・〇	一三七・八	一六三・四	一六六・〇	一五一・二	二〇二・〇
五萬石以上	一五〇・二	一五七・四	二二三・八	二一三・七	一七二・三	二四一・三
三萬石以上	一六二・九	一六五・六	二三七・四	二二七・二	一六八・二	二二三・二
三萬石以下	一二九・二	一三四・〇	一九六・一	一九六・八	一五〇・四	一八二・二

	四月	五月	六月	七月	八月	九月
Torino	一一・〇	一六・〇	一四・〇	九・〇	五・〇	八・〇
Milano	一一・〇	一三・〇	一一・〇	七・〇	七・〇	八・〇
Venezia	八・〇	七・〇	八・〇	八・〇	九・〇	九・〇
Ancona	八・〇	三・〇	八・〇	四・〇	三・〇	八・〇
平均	九・五	九・六	一〇・三	七・〇	六・〇	八・三

降水量(耗)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月
Torino	八二・三	一七三・三	一一五・〇	四〇・九	三三・二	九一・一
Milano	一一八・七	八〇・九	一二四・〇	五三・四	八九・七	八二・〇
Venezia	三七・九	五九・八	一〇七・二	五二・一	五二・〇	二四〇・九
Ancona	九五・五	三三・〇	三八・五	二五・五	一六・〇	一一〇・〇
平均	八三・六	八六・七	九六・二	四三・〇	四七・七	一三三・五

以上七表中日本及支那に關するは東京帝國大學大正八年曆より伊太利は Estratto dell' Annuario Statistico Italiano 1916
— Climatologia Pagina 3. 5. 7. 8 より摘録、二十萬石以上其他は産繭額別による地方を表せり以下然り。

要之に主養蠶地にありては湿度及び降水量に於て他地方に勝れども、其他に於ては著しき得點を見ず、而して如斯き氣象要素なる温度、湿度較差、湿度、降水量同日

數等は各相關連して養蠶經營上影響を及ぼすものにして、例へば高温に伴ふ多濕の如きは養蠶經營を最も困難ならしむるものなり。

然れども本邦現下に於ける養蠶經營は甚しき集約經營たるものにして、養蠶業の主要部分たる育蠶の事たる補温、排濕若しくは給濕等の便を有する蠶室内にて行はるゝものなるが故に氣象的不利の大部分は補正せらるゝものなりとす。

然れども桑葉に對する終霜の加害の如きにありては今日尙未だ之が完全なる防止法を得ざるものにして其被害尠らざるものあり、而して終霜被害の危険より云ふときは主要養蠶地の殆んど全部は常に之に脅さるゝ有様なり、附圖二は春蠶掃立時期と終霜時期との比較をなせるものなりとす。

以上を以て觀るに主要養蠶地に於ける氣象要素よりの得點は湿度の低きと降水量の少きとにあれども、其他にありては著しき利益を認めざるのみならず、終霜の懼に至りては他地方に勝りて一大不利を有するものなりと云はざる可らず。

思ふに養蠶飼育に對する氣象的影響の研究の如きは前述せるが如き一ヶ月平均或は週年平均等なる氣象統計を以ては其間の消息を充分に解し難きものにし

て、氣象日變若しくは少くとも半旬平均位の統計資料を以て之を論ぜざる可らざると共に其關係は益複雑なるものある可きや必せり。

「スミス」教授 (Warren Smith) が米國に於ける玉蜀黍の生産と氣象との關係に就きて研究し、七月半より八月半の間に於ける降雨は如何なる他の同一期間に於ける降雨よりも玉蜀黍の生産に對して大なる効果を及すものなりと結論せるが如く(一)養蠶上に於ても同様に蠶兒發育の程度、例へば蠶齡の如き、或は更に其眠起の如き、各種の状態に對する氣象變化が或は至大に或は輕少に各異りたる影響を飼育に、或は又其結果に及ぼすものある可し、之れ年柄によりて蠶兒飼育の豊凶あるを以ても知る可きなり、而して如斯きは事技術的専門研究に俟つ可きが故に、之を以て之を止めて以上を以て氣象關係を小論せし事となし、次に蠶兒飼育と地勢との關係に就て論述し本節を終る事となす可し。

地勢が農業經營に影響を及ぼす事は論を要せざる所にして、養蠶業經營に於ても亦其然るを見るものなり、今前述せる養蠶業の盛否によりて區分せる全國府縣の各に對し其地勢の狀況を觀るに大正七年現在に於て府縣別森林(含保安林)面積

原野面積の各が、總面積に對する百分比を視るに次の如きものあり。

森林(保安林ヲ含ム)		原野	平地
二十萬石以上	五七・七五	一一・八六	二二・九五
十萬石以上	四五・四一	八・〇七	二八・九二
五萬石以上	四四・五九	一〇・四七	二〇・四三
三萬石以上	五〇・九四	八・六六	二五・九二
三萬石以下	四二・八四	一〇・九〇	二九・四六

三萬石以下に於て北海道及沖縄を除く

平地百分比は恒藤規隆博士日本土壤論所論中十五度以下の地を平均となし計算す。

依之觀之に主蠶地方にありては山林、原野の面積は他に比して多し、之れ即ち養蠶業が山林地方に於て經營せらるゝ事の多きをあらはせるものなり。

然れども之を府縣別平均の割合(十五度以下の地)に觀るに之にありては大なる特徴を示さず、之れ養蠶業は山林地方に於て行はるゝ事多けれども、尙川流の流域も亦桑樹栽培上最も良好なる地方なれば如斯き結果を觀たるものなり。

蓋し本邦農業狀態に於ては米作を中心とせるものにして、苟も平地にして灌漑し得る耕地は之に植うるに稻を以てする有様なり、之れ大河の流域地方は何れも

良米作地たる事を以ても知る可きなり、然れども河流の流域地なれども一方灌溉の便少く、他方其土壤關係上桑樹栽培を最も利ありとなすが如き地方にありては、養蠶業は勢盛に經營せらるゝに至るものなり、彼の川流に沿へる砂質若しくは礫質壤土地が歩桑の栽培に最も適當するものなるが如きは之れなり。

例へば最上、阿武隈、利根、信濃、天龍、木曾、由良、吉野、の諸川の流域なる山形、福島、群馬、埼玉、長野、静岡、愛知、京都、徳島等は何れも有名なる養蠶地たるものなるが如きは、之なり。

第三節 養蠶業經營と經濟的要素

養蠶經營と其經濟的關係を述ぶるに當り養蠶業と他産業との關係、養蠶業と農業經營形態との關係、農業資本との關係等の各項に亘りて之を論ず可し。

農業經營上其中心を一作物の栽培のみに置く事の危険なるは明なる所にして、或は他作物と適當なる輪作を行ふが如き、或は適當なる他作物との併作を行ふが如き、或は更に主穀農業に配するに飼畜農業を以てするが如く異種の經營を加ふる

時は、其經營的危険を減少するのみならず、勞力の利用上、或は資本の融通上、或は又農場生産物の價格を騰貴せしむる事等に於て最も好ましき結果を得可し。

然りと雖も何等の計畫なくして異種事業を併せ行ふ場合に於ては、其資本又は勞力の利用上混亂を來し、反て甚しき缺點をあらはすに至る可し、恰も之れ輪作を誤りて同時に同一圃上に二種の作物を混植せるが如し。

以上は一農場に於ける農業經營に於て然るものなれども、如斯きは一地方に於ける農業經營に於ても之に類する關係あるものにして、異種産業間の關係に於て二業相併立して共に盛となる事を得ざるものあり、或は全く之に反し其關係密接にして相補ひ相援けて共に其發達を資するが如きものあり、而して如斯き關係は自然淘汰の結果一地方に於て或種の産業は益盛大に赴き、他は之に反して衰微するが如き結果をあらはすに至るものなり。

今本邦養蠶經營と其盛衰全く相反せる主穀農業、及び斯業と休戚を同うせる蠶種製造業、及び製絲業との各に就きて略述し、本邦主蠶地方に於ける蠶業發達の原因、那邊にあるやの問題に就て攻究する所ある可し。

府縣別總面積に對する田畑中桑園面積の百分比を觀るときは、次表示せるが如きものあり。

産滿額	總面積百分中		人口一人二付反別(畝)	
	田	畑	田	畑
二十萬石以上	八・一	一〇・八	四・二八	五・二九
十萬石以上	一一・〇	一一・七	五・三五	三・九三
五萬石以上	九・〇	七・二	五・四〇	五・一五
三萬石以上	九・六	六・八	五・三五	四・一四
三萬石以下	一六・九	七・三	六・一六	二・七九
全 國	七・六	六・四	一・三	四・〇九

三萬石以下に於て北海道及沖縄を除き全國に於ては之を加算す

依之觀之に主蠶地方にありては、稻作は畑作に比して少く、桑園は畑作中主要なる部分を占むる有様なり、而して如斯きは人口一人宛に對する田及び畑の面積に於ても明に之を認む可く、如斯き事實よりするときは、養蠶經營と稻作とは動もすれば相反せんとする有様を示せるものにして、斯かる現象は其原因地勢上より來れるものなれども、尙其一半は勞働關係より導れたるものなり。

蓋し本邦農業上最も繁忙を極むるは水稻插秧期節なる可し、而して此季節に先ち麥類の收穫水田の整地等に農業勞働を要する事多きに拘らず、地方によりては春蠶飼育後期の最も其繁忙にして勞働を要する事多き時期と相一致するものあるが故に其關係一層甚しきに至り之が爲め經營上何等かの變更を所要とするに至れるものあり。

附圖第三に示せるは春蠶掃立時期より上簇時期に至る即ち養蠶時期、水稻插秧時期、及び麥類收穫時期(各府縣に於て栽培反別の最も多き麥作をとる)三者の關係を示せるものにして、主蠶地方にありては概して其間勞力の分配良好なれども主穀地方にありては其關係多くは之に反するものあるを觀る可し。

本邦農業に於けるが如く最も勞力に集約にして、農具器械の使用殆んどなきものもありては、勞力の分配は最も必要事項に屬するものにして、殊に蠶兒飼育の如く不斷の而も細密精緻なる注意を要する勞力に於ては、一層此の點に關して良好なる考案を要するものなり。

前述せるが如く稻作と養蠶業とは概して其盛衰を異にすれども、養蠶業と蠶種

製造業及び製絲業とは其間に休戚を同うせるものあり。
 養蠶業は其目的により之を別ちて蠶種製造業及び繭繭養蠶業との二種とす可
 く、兩種經營の間多少の差異を認めれども次表示せるが如く主蠶地方に於ては、蠶
 種製造業に於ても亦普通養蠶業に伴ふ發達をなせり。

蠶種製造額	實數(枚)		一府縣平均數(枚)
	蠶種掃立額	差額	
二十萬石以上	五、九〇二、四三〇	三、三四〇、六三九	二、五六一、七九一
十萬石以上	一、五五二、三三九	一、三〇六、六六五	二四五、六八四
五萬石以上	七一六、〇四五	五五四、三七二	一六一、六七三
三萬石以上	四五〇、三八三	三五六、九七七	九三、四〇六
三萬石以下	二三一、〇七〇	一四一、六九五	八九、三七五
全	八、八五二、二五七	五、七〇〇、三三八	三、一五一、九二九

上表掃立額は大正三年乃至七年の五ヶ年平均の春蠶掃立枚數をとり、蠶種製造額は大正二年乃至六年の五ヶ年平均の春蠶製造額を用ゐたり、之れ春蠶種は前年製造にかかはる蠶種を掃立つるが故なり。

依之觀之に第一類の府縣にありては、掃立額も多額なれども蠶種製造額も亦之
 に伴へるが故に、八縣合計に於て二百五十六萬餘枚蠶種の過剰を來せり、而して其
 過半(百四十五萬九百三十二枚)は長野一縣に於て占めらるゝものにして、其他第一

類に屬する諸縣中群馬縣に於て約一萬枚の不足なる外、何れにありても蠶種製造
 額の過剰を來せり、之によりて之を觀るに、第一類の各縣に於ては普通養蠶地とし
 て有名なるのみならず、春蠶種製造地としても亦盛名あるものなり。

而して表記せざれども如斯きは夏秋蠶種にありても全く同じ關係あり、第二、第
 三、第四類の府縣となるに従ひ蠶種製造額の減少を觀る可し、之に依りて觀るに産
 繭額の多額なる府縣に於ては、蠶種製造額も亦之に伴ひて多額なりと概論する事
 を得可し、(序に記す蠶種製造額は常に其の掃立枚數よりも多く、實に前掲せる五ヶ
 年平均に於ては春蠶種のみにて、三百十五萬枚は何等利用せらるゝことなく所
 謂塵種となるものなりとす。)

本邦産繭額統計中には蠶種製造に要する種繭をも混入せるものなるが故に、要
 するに前述せるは産繭額用途の一部に就て記述せるものなりとも解す可きもの
 なり、而して産繭用途の他半なる製絲用繭との關係亦密接なるものあり、以下産繭
 額と製絲額との比較を以て斯の狀況に就きて攻究する所ある可し。

次表は大正三年より同七年に至る五ヶ年平均の産繭額(同功繭、出殻繭を含まず)

及び産絲額(機械生絲及び座繰生絲合計)にして、供用せる原料繭の石數(繭一石より生絲一貫目を得るものと假定して算定す)なるが故に、差額として示せるは産繭額の剩餘若しくは不足なりとす。

	實數合計		一府縣當平均	
	産繭額	産絲額	産繭額	産絲額
二十萬石以上八縣	二、四七、七七・六	二、九五、八九・〇	(一)四八、〇四・四	三〇九、七三・二
十萬石以上一〇縣	一、一八、〇三・二	六八、七二・六	(十)四九、三四・六	三六、八四九・〇
五萬石以上九縣	五八、六七・八	四〇、三七・四	(十)七六、三五・四	六八、八七三
三萬石以上九縣	三三、三二・四	二〇、七〇・六	(十)三七、九四・八	四五、一四六・四
三萬石以下一縣	二四、三七・八	七三、四八・四	(十)五〇、七九・四	三、九三〇・〇
通 計	四、七〇、〇二・八	四、三三、六三〇・〇	(十)三三、四〇・八	六、六七三・二
			一〇〇、〇二・九	(十)二四、四・九
				(十)七、八七・〇

依之觀之に産繭額の大なる地方は亦産絲額も多大なりと雖も、其割合に於ては地方によりて多少の相違を認むるものにして、第一類に屬する諸縣にありては四十八萬石以上の不足を來せるものにして、如斯きは長野縣に於ける大不足(七十四萬三千五百三石四斗の不足)あるが故にして、比較的産繭額過剰の多きは静岡縣の九萬七千石にして、他は産繭額も多けれども産絲額も亦之に伴へり。

長野縣にありては其製絲原料繭を全國各地に亘りて購入し、地方産繭の不足を補へるものにして、同地方にありては信州上一番格と稱する輸出生絲の裾物を生産せるもの多きが故に、原料繭は各地より移入し來る事を得れども、所謂「エキスト」格以上の製絲にありては、産繭運搬中に於ける絲質の變化等の爲め、遠距離にわたりては之を行ふ事難く、爲に産繭の輸送能力は著しく減少するものなりとす。

如斯きは製絲技術上の關係よりして産繭地方に製絲工場を設立せざる可らざる結果を來すものと共に、他方にありては一地方に經營の集中を觀たる製絲工業も、近時順次に地方分散の傾向をあらはし、産繭地方に之が移動を觀るに至りしが故なり。而して如斯く製絲工業が各養蠶地方に分散經營せらるるに至るや、地方養蠶業も亦之に刺戟せられて愈發達の實をあげるに至るものなり。

蓋し製絲工業の如く其原料繭の品質の良否(絲質解舒)が該工業の經營に直接にして至大なる影響を及ぼすものは非ざる可し、而して如斯きが故に輓近に於ける傾向としては、製絲工場が中心となりて産繭の改良を企圖するに至り、之が爲め或は蠶種の配布を行ひ、或は養蠶資金の貸與を行ひ、或は養蠶技術の實地指導を行ひ、

更に進では小作養蠶を觀るに至れるが如く、製絲工場が地方蠶絲業改良の原動力となるに至れり。

而して斯の新傾向は養蠶と製絲との關係を愈密接ならしむるに至れり、之れ本邦養蠶業分布の狀況を研究するに當り、其生産物たる産繭消費の方面なる製絲業に關する研究を等閑に附す可らざる所以なりとす。

前表に觀るも第二類以下の府縣にありては産繭の差額に於て多少の相違あれども、産繭額を減少するに従ひ産繭額に對する其差額(剩餘)の割合を増加するものあり、之に依りて之を觀るも養蠶業と製絲業とは相伴うて發達せる斯の狀況を窺知し得可きなり。

地方	産繭額	差額	産繭額に對する差額の割合
二十萬石以上	二、四七七、七七七・六	(一)四八一、〇一四・四	一四・二二
十萬石以上	一、一八二、〇三六・二	(十)四九三、三二四・六	四一・七三
五萬石以上	五八二、六六七・八	(十)一七六、三五〇・四	三〇・二七
三萬石以上	三三四、三一二・四	(十)一二七、九四一・八	三八、二七
三萬石以下	一二四、二三七・八	(十)五〇、七九九・四	四〇・八九

以上は養蠶經營に關係を及ぼせる他種産業として比較的密接なる關係を有するものにして、即ち農業界に於ける稻作、蠶絲業界に於ける蠶種製造業、及び製絲業なれども、尙之れ以外の産業にして養蠶經營に影響を及ぼす可きもの少なからず、而して如斯きは各府縣の狀況によりて、大に其の趣を異にするものある可し。

例へば養蠶業の最も盛ならざる府縣(産繭額三萬石以下なる府縣)に就て觀るも、沖繩、北海道、青森は氣候關係之が主なるべきも、大阪府は商工業の爲め、香川は麥稈眞田の爲め、或は砂糖製造業(地方により灌漑し得ざる爲め尙甘蔗の栽培をなせり)等の爲め、長崎、佐賀、福岡等は鑛山業或は工業の爲め、山口は海外移民の爲め(次て節述せんとする勞力關係)秋田は米作の爲め、如斯き養蠶不振の結果を來せるものなるべく五萬石以下の九縣にありても、福井、石川の機業、和歌山の園藝果樹、廣島、岡山の麥稈眞田、經木眞田、海外移民等の如く、地方的事情が養蠶業經營を困難ならしむるものあるを以ても此關係を知る可きなり。

次に養蠶經營と勞力との關係に就きて論究するに當り、茲に農業經營形態と養蠶業との關係を論述す可し。

本邦養蠶業は農家以外のものによりて經營せらるゝこと極めて少く、殆んど大部分は農家によりて行はるゝものなり、而して今養蠶戸數と農家戸數との關係を觀るに、次表示せるが如く、主蠶地方にありては農家に對する養蠶戸數比較的多數を占め、其最高なるは長野縣にして其割合七割八分二厘六毛なるを始めとし、山梨(七割四分三厘七毛)群馬(七割二分一厘二毛)の二縣之に次げり。

一府縣當平均養蠶戸數對農家戸數

地方	養蠶戸數	農家戸數	對農家戸數養蠶戸數
二十萬石以上	九一、七二〇	一五〇、七七六	六〇・八三
十萬石以上	四一、八四五	一一八、六四五	三六・七三
五萬石以上	三五、一三八	一〇八、五二〇	三二・三八
三萬石以上	二二、四二七	一一五、六八〇	一九・三九
三萬石以下	一一、〇二四	九六、一〇八	一一・五一
全 國	一、八〇二、五五〇	五、四六一、六七二	三三・〇〇

大正三年以前の養蠶實戸數は調査なきが故に、養蠶戸數は大正四年乃至七年の四ヶ年平均の實數、農家戸數は大正三年乃至七年の五ヶ年平均の數なり。

帝國統計年鑑

養蠶戸數の農家戸數に對する割合は、平均一割二分五厘一毛より六割八厘三毛

に至るものなれども、養蠶戸數の殆んど全部は農家なる實狀なるが故に、今農家の經營形態と養蠶業との關係を觀る時は養蠶業と農業との經營的關係を知る可きなり、而して次表示せるは其一斑たるものなり。

耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家戸數の百分比

地方	五反未満	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上	五町以上
二十萬石以上	三七・一〇	三五・六四	一九・七七	五・四六	一・六七	〇・三六
十萬石以上	三三・四三	三一・四八	二二・九三	八・二六	三・一〇	〇・七七
五萬石以上	三六・八七	三五・九九	二〇・二九	四・五六	一・七八	〇・五〇
三萬石以上	四一・四二	三三・四七	一八・三九	四・三七	一・八三	〇・五一
三萬石以下	三六・二七	三三・三〇	二一・〇一	六・四七	二・三七	〇・五四
全 國	三六・二四	三三・三四	二〇・二六	六・一五	二・七五	一・二六

大正三年より大正七年に至る五ヶ年平均三萬石以下に於て北海道、沖縄を除く

農事統計

上表を以て觀るに其間明なる傾向を認むる事難しと雖も、主蠶地方に於ては五反以上二町歩以下(五反歩以上一町歩以下、一町歩以上二町歩以下)なる耕地を耕作する農家比較的多數を占む。

元來養蠶業は比較的集約なる勞力を要するものにして、其性質としては副業的

經營にして、他の農耕業の餘暇を利用して斯業を經營し以て一定土地よりの粗收入を多からしむるを本體となすものなるが故に、中、小農乃至は過小農の多き地方に於て行はれ易きものたるや論なし、之れ全く大農は斯業の如く繁雜なる事業を經營するの繁を厭ふと共に、甚しき過小農にありては資本を要する事多き斯業を經營する事難きが爲なり、之れ後章に於て詳説せんと欲する養蠶労働の關係より來れるものなりとす、次に耕地所有の廣狹より區別せる地主戸數との關係を觀るときは、次表示すが如きものあり。

土地所有の廣狹によりて區別せる地主戸數の百分比

地 方	五反未満	五反以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	五十町以上
二十萬石以上	四八・九五	二五・九〇	一八・三八	四・三五	一・七七	〇・六三	〇・〇四
十 萬石以上	四八・二三	二三・七四	一九・八八	五・〇二	二・二一	〇・八二	〇・〇七
五 萬石以上	四九・六七	二五・九〇	一七・六〇	四・三二	一・七八	〇・六九	〇・〇五
三 萬石以上	五〇・九四	二五・六七	一七・二四	四・〇二	一・六一	〇・四九	〇・〇六
三 萬石以下	五〇・六六	二三・九〇	一七・八一	四・五四	二・一三	〇・八八	〇・〇八
全 國	四八・六一	二四・五二	一八・七九	五・二五	二・四九	〇・八六	〇・〇七

大正三年乃至七年の五ヶ年平均三萬石以下に於て北海道、沖縄を除く
農事統計

依之觀之に主蠶地方にありては五反以上三町歩以下の地主は他地方に比して稍多く、五反歩未満の地主比較的少し、尙養蠶業と自作小作及び自作小作兼營農の狀態を觀るに次表示せるが如し。

自作小作及兼營農家戸數百分比

地 方	自作農家	小作農家	自作兼營農家
二十萬石以上	三〇・八四	二八・五四	四〇・六三
十 萬石以上	二九・九五	二八・五七	四一・四七
五 萬石以上	三二・一〇	二七・三〇	四〇・六〇
三 萬石以上	三三・八五	二三・六九	四二・四六
三 萬石以下	二七・六三	三一・七四	四〇・六三
全 國	三一・二七	二八・〇三	四〇・六九

自作小作田畑面積百分比

田	自作		小作	
	自作	小作	自作	小作
二十萬石以上	四七・七二	五二・二八	五八・八七	四一・一三
十 萬石以上	四八・〇五	五一・九五	五九・四四	四〇・五六
五 萬石以上	四八・五六	五一・四四	六三・四三	三六・五七

三 萬石以上	五三・八八	四六・一二	六五・三〇	三四・七〇
三 萬石以下	四五・三三	五四・六七	三八・九八	四一・〇二
全 國	四八・六六	五一・三四	五九・六六	四〇・三四

上二表共大正三年乃至同七年五ヶ年平均

農事統計

自小作關係を田畑面積の關係より觀るに主蠶地方にありては畑にありて自作農小作農に比して多く、田にありて之に反し自作農に比し小作農稍多き状態を現はせり、尙之を農家戸數より觀る時は自作農小作農に比して多けれども、主蠶地方と他地方とを比較するときは其間明なる状態を示さず、寧ろ自小作兼營農家の關係は中庸を示せり。

而して如斯き状態より觀て主蠶地方にありては、前述せるが如く五反歩以上三町歩以下の地主他地方よりも多く、過小農、小農、中農は比較的多數を占めたるのみならず、小作乃至は自小作兼營の農家亦少からざる有様を示せり、従つて如斯き農家が其土地生産を可及的增加せしむること及び、可能労働の全部を最も有要に用ふべきこととは特に務めざる可らざるは論ずるの要なき所なり。而してかゝる事情に對しては養蠶業は最も理想的事業の一たるものにして、之

れ如斯き地方に於ける斯業の盛大なる一因たるもなり。

日本勸業銀行の調査にかゝる見込賣買による全國中等田畑一反歩の價格、及び農業經營による該耕地の利廻調査によるときは、次表示せるが如きものあり。

田	法定地價(圓) 賣買價格(圓)		法定地價(圓) 賣買價格(圓)	
	利	廻	利	廻
二十萬石以上	四〇・七	二三九	〇・〇七一八	一七・七
十 萬石以上	三七・一	二二二	〇・〇七〇三	一五・〇
五 萬石以上	四〇・二	二八六	〇・〇六三九	一八・八
三 萬石以上	四二・〇	二九一	〇・〇五九九	一六・〇
三 萬石以下	四一・一	二八七	〇・〇六〇一	一六・〇
全 國	四〇・〇	二六六	〇・〇六五四	一七・〇

日本勸業銀行第二回田畑利廻り調 (大正三年)

之によりて觀るに養蠶の盛なる諸縣にありては、田の反當價格は他に比して概して低廉なれども、其利廻りに至りては主蠶地の田作の方稍有利なるをあらはせり、之れ收益を基礎として各地價に對して算定せるが爲に起れるものたる可く、畑に於ては此關係全く相反せり、之を以て觀るも主蠶地方にありては畑作主にして、

田作寧ろ副たるが如き有様なり。

以上は本邦養蠶經營の盛なる府縣と之をして然らしめたる各生産要素との關係に對する小論なりとす、而して之を要するに氣候の關係より云ふときは四月下旬より五月中旬頃迄の間に春蠶種の掃立を了する地方にして、平均湿度及降水量の比較的少き地方において、養蠶經營は最も有利となす可く、現今主蠶地方たるは殆んど又如斯き地方たるものなり。

蓋し平均湿度及び降水量の多きは、管に其飼育に對する影響のみならず、他地質状態と相待ちて桑葉の豊軟を來し、之によりて飼育せられし産繭は動もすれば、氣候乾燥せる山地産のものに比し一般に緊縮を缺き、軟きに過ぐるが如きものあり。即ち東海道地方の産繭と、信州地方の産繭との差異は最もよくこの特徴を發揮せるものなり、而して如斯く氣候状態の繭質に及せる影響は、又以て氣候的差異が蠶兒飼育の難易を生ずるものたる斯境を説明する好資料たらずんば非ず、之を海外の例に觀るも、南佛蘭西「ガール」(Gars)、「アルデッセン」(Ardeche)、「ヴァール」(V.伊太利の「アスコリ」(Ascoli)、「カハモンテ」(Picum nie)、「ヴェネト」(Veneto)等の養蠶地は、何れも山間

部に斯業經營の集中を觀るものにして、之れを本邦現下の狀況と比較するとき、誠によく其間の消息を明にし得可し。

次に地勢より云ふときは、山地にして川流の沿岸即ち溪谷地方、地質状態より云ふときは、礫質壤土乃至は砂質壤土地を最も適當となすものなり、而して本邦の現狀も全く能く之に合致せり、尙又地質と桑樹の栽植との關係は之れ亦趣味ある研究問題なれども、土壤の物理學的性質の方、其化學的性質よりも遙に栽桑上に關係あるが爲め、地質と桑樹との關係に至りては、(化學的地質)未だ見る可き研究を缺けり。

然れども本邦主蠶地の地質としては、其母岩は安山岩(Andesite)(長野、群馬、静岡、山梨等の諸縣)第三期及洪積沖積層(長野、群馬、愛知、埼玉、福島、静岡等の諸縣)に屬するもの多し。

而して地質と桑樹品種とは其間何等かの關係あるが如きも、未だ此種に關する研究資料なし。

例へば鼠返しと安山岩、小牧と花崗岩との關係の如きは之にして前者にありて

は長野縣及び宮崎縣の安山岩地のみ同品種を栽培し、後者にありては長野縣南安曇、東筑摩、諏訪及び岡山、廣島、島根の花崗岩地に於て然るものにして、而して其の栽培區域も亦殆んど同地質の土地に限れるが如き事情あり。

以上は養蠶業と自然要素との關係の概略なりとす、而して之に對する經濟的要素としては、又た最も複雑にして一朝一夕を以て論じ盡し得可きに非ざれども、先づ異種産業との關係に於て、稻作比較的少く畑作多き地方に主蠶地を觀るものにして、之れ前述せるが如く、其主たる原因は勞力との關係によりて然るものなり。之を南佛養蠶地と葡萄栽培地との關係に觀るに、東西誠によく其趣を同うせるものあり、即ち前述せる「ガール」「アルデシユ」「ヴァール」等の諸縣に於て平地は概して葡萄の栽培に用ゐられ、之が栽培を擴張する事を得ざる山間地のみ栽桑地として殘され、同地方に於て養蠶業を行へるものあり、而して兩者の耕作の限界は生絲と葡萄酒との價格の高低によりて決せらるゝものにして、現今に於ては蠶業は殆んど山間地に壓迫せらるゝに至れり、本邦に於ける米作と桑園經營の如きは之れと面白き對照を示せるものなり。

而して稻作と全く相反して養蠶業と密接なる關係を有するは、蠶種製造業(寧ろ養蠶業の一部と解す可し)及び製絲業にして、之等は相共に斯業を益盛大に導くに力あるものなりとす。

次に養蠶業と勞力との關係を觀るに、中小農乃至は過小農の多き府縣は、一つは過剩勞力の豊富なる事と、他は狹隘なる耕地の耕種のみを以て生計を維持し難き事等の二原因よりして、斯業經營の盛大を觀るものなりとす、養蠶業に於ける勞力を觀るに、斯業の經營に際しては、誠に各種の勞力を要するものにして、桑樹栽培の如く壯年活氣の勞働より、育蠶の如く緻密なる婦女子勞働の如きに至る迄、全家族が協力して甫めて理想的養蠶勞働を得るものなりとす、而して斯る勞働に對する性質より思ふときは、小農を中心となし小農若しくて過小農家の副業的蠶兒飼育を以て最も適當する所以なりとす。

殊に家計上の要求前述せるが如きものあり、斯業は短期間に勞働の集約に而も比較的有利なるものあるが故に、勢之に向ふは自然の數なる可し。而して此關係は大、中、小、過小農或は大、中、小、過小地主及び自作、小作、兼營の農家戸數の割合より論

じて、亦其然る所以を知り得可し。

次に養蠶經營と土地資本との關係を觀るに、前述せる見込賣買による中等田畑の價格に於て之を知れるが如く、主蠶地にありては畑の地價は比較的高價なれども田は之に反せり、之れ養蠶業が因となり果となりて然る結果をあらはせるものなり。

而して以上の如き自然、勞力、資本の各に關する複雑なる經濟的關係が養蠶業の盛否なる現狀をあらはせるものなりとす。而して之等諸因が亦其將來を決する主要なる鍵輪たるものにして、此等の中勞力との關係が最も緊要なる一要素なる事茲に重て之を論ずるの要なかる可し。

註 (1) Warren Smith, Monthly Weather Review Feb. 1915.

The rainfall from about the middle of July to the middle of August has a far greater effect upon the corn yield than that for any other period of similar length.....
The Effect of Weather upon the yield of corn.

第二章に引用せる重なる參考書

Huntington. Ellsworth

Civilization and Climate.

Ministero di Agricoltura

Estaro dall'annuario statistico italiano clima, legna

Moore, Henry T.

Economic Cycles, Their Law and Cause.

Do.

Forecasting the Yield and the Price of Cotton.

Weather Bureau, U. S. A. Department of Agriculture.

Monthly Weather Review. Feb. 1915

大工原銀太郎

土壤學講義上卷

恒藤規隆

日本土壤論

日本勸業銀行

第二回全國田畑利廻調

農商務省

農商務統計自第三十次至三十四次

農商務省農務局

農事統計大正五、六、七、八年

小縣蠶業學校

廿五年要報

東京帝國大學

曆(大正八年)

統計局

帝國統計年鑑自第三十三次至三十八次

第三章 養蠶労働問題 其一 漂泊労働者問題

著者は第一章に於て本邦蠶絲業の史的研究をなし其蠶絲業労働問題の起源を略述し第二章本邦蠶絲業の現狀に於て蠶絲業労働問題は斯業經營中の最も必要なる部門たる所以を論述せり而して本章に於ては蠶絲業労働問題を其中心をなせる養蠶労働問題なる題目のもとにて論述す可く就中養蠶労働問題上特種なる現象たる漂泊労働者 (Migratory Labourers, or Itinerant Labourers; Wanderschaft der Arbeiter) 問題に就きて長野縣中央五郡たる小縣北佐久南佐久諏訪東筑摩の各郡の實狀を基本として論述す可し。

蓋し生産三要素中自然は其性質上不動性なれども他の二者たる資本及び労働に至りては可動性を有するものにして事業の經營(生産の實行)潑刺たるものあるときは兩者共に之に移動して其勢を強むるに至るものなり。

漂泊労働者の如きは全く如斯く事業に人を求むる事急なるものあるが爲め起

れるものにして上武信三州の間に於ける養蠶巡歴(漂泊)労働者の如き或は英國に於ける愛蘭土より季節的に移動し來る農業労働者 (Irish Agricultural Labourers) の如き或は米國小麥栽培地に於ける收穫労働者 (Harvest Hands) の如き或は獨逸「サクセン」に於て之を觀たる甜菜收穫労働者 (Zuckerrübenarbeiter) の如きは之が適例たるものなり。

上武信三州に於ては何處に於ても養蠶業を行はざる所なけれども就中群馬縣佐波多野兩郡長野縣小縣郡上田市及其附近同南佐久郡白田町及其附近同北佐久郡岩村田町及其附近同諏訪郡山浦地方同東筑摩郡松本市及其附近等は之が中心なりとす而して之等地方にありては養蠶業は全く主業的經營たるものにして其飼育方法たる労働に集約なると共に比較的大規模なるが故に家内に於ける労働を以て足れりとせず多くの雇傭労働者を所要とするものなり。

之れ季節的養蠶漂泊労働者の來往ある所以にして該労働者としては其一部は東京千葉茨城等の労働者(東京に於ける深川の荷上げ人足等千葉茨城に於ける醸造人夫其他等)にして他は早場の養蠶地に於ける過小農の子女或は養蠶業の未だ盛とならざる富山新潟等の地方労働者が該地方の水田の插秧後來往するもの等

は之にして、之等時によりて其數を異にすれども、數萬に亘りて季節的移動をなせり、即ち毎年四月下旬群馬縣佐波郡島村附近に入込める労働者は、同所に於て養蠶労働者として約三週間労働の上、多くは次の各種の徑路をとりて養蠶經營の路を追ひて、漂泊移動労働をなせり。

其一は、即ち群馬縣山地養蠶地方なる利根郡沼田方面に赴くものにして、同地に於ける養蠶労働後は高崎迄は徒歩、其れより汽車便によりて六月上旬長野縣北部に入込むもの。

其二は、島村邊より稍上簇時期の遅き同縣碓氷郡の養蠶労働をなし、汽車により長野縣北部に入込むもの。

其三は、島村より直に信州上田市附近の春蠶労働に従ふもの。

其四は、群馬縣佐波郡より武州秩父の春蠶地方に赴き、ここに於て養蠶労働後、徒歩にて峠越えをなし、長野縣南北佐久兩郡に入込むもの。

其五は、群馬縣佐波郡より同縣西北部山地なる北甘樂郡に於て養蠶労働をなし、其四と同一徑路をとり、南佐久郡四谷、馬流し方面に入込むもの、而して以上二

種のもものは徒歩にて峠越しをなし、長野縣に入込むものにして、其徑路としては、十石峠を越えて大日向に出ずるもの。

余地峠を越えて余地に出ずるもの。

内山峠を越えて内山に出ずるもの、三者となす可し。

以上五種の徑路をとりて群馬縣佐波郡島村を中心となせる、早場春蠶地より長野縣上田を中心となせる養蠶地に入込むものにして、其時期より云ふときは上田地方に於ては、春蠶兒四眠の時期にして、六月上旬頃なりとす。

而して上田地方の春蠶飼育を終るときは、南北佐久郡に於ける春蠶の最盛期となるが故に、労働者の大半は再之に轉じて同地に於ける養蠶労働をなし、尙之が上簇をなせる上は再上田地方に歸來して、時恰も漸く多くの労働を所要せんとする夏蠶の飼育に従事するものにして、上田地方の夏蠶上簇後は更に三度佐久郡に歸復して、之が夏蠶を飼育し、之を終る上は長野縣秋蠶飼育地として有名なる諏訪郡山浦地方、及び東筑摩郡松本市を中心となすに於ける秋蠶労働者として、雇傭せらるゝものにして、労働者の多くは

野澤町を経て 大澤峠、

四谷を経て 切原峠を越えて更に大門峠を踏破して、諏訪郡に出するか、或馬流を経て 夏澤峠を越えて直接諏訪郡に出するものにして、諏訪及松本に於ける秋蠶労働の終了後は、其一部の労働者は同地方に於ける秋期收穫労働者として居残るものあれども、多數のものは各故國に歸復するものにして、其一部のものは、再冬期に於ける都會労働に従事するものなり。

今如斯き季節的移動労働者問題を論述するに先ち、同労働者の重なる入込地なる長野縣小縣郡、南北佐久郡、諏訪郡、東筑摩郡の五郡に於ける農蠶業狀態の大要に就きて論述す可し。

第一節 五郡農蠶業狀態

長野縣小縣、南佐久、北佐久、諏訪、東筑摩の五郡は、長野縣の中央地帯を形成せるものにして、其面積總計二百四十七方里にして長野縣の約三分の一に當れり。

東部は小縣及南北佐久三郡界を以て、埼玉、群馬の二縣に接する所、山岳連亘十文

字、十石、余地、内山、碓氷の諸峠及び上州街道、信越鐵道線を以て同二縣に通す可く、北部は小縣、東筑摩二郡界を以て、長野縣上高井、埴科、更級の三郡に接せり、而して此間山岳の重疊なきに非ざれども千曲、犀の兩川之を横斷して出ずる所、平野漸く見る可きものあり。

西部は東筑摩郡界なる犀川を以て、同縣下南安曇郡に接するものにして所謂松本平を形成せり、而して南部は東筑摩、諏訪、南佐久の三郡界を以て、山梨縣及び長野縣下、上伊那郡、西筑摩郡に接するものにして、此間又高山連亘遠く日本「アルプス」に接す、而して管内中央部に山脈東西及び南北に走れるが爲め、自ら四大部分に別たれたり、佐久平、上田平、松本平、諏訪平之なりとす。

而して各郡の位置は次表示せるが如きものにして、各郡衝の經緯度を以て表せり。

個所	東經(度)	北緯(度)
南佐久郡臼田町	一三八・二八	三六・一一
北佐久郡岩村田町	一三八・二九	三六・一六
小縣郡(上田市)	一三八・一五	三六・二四

諏訪郡上諏訪町
東筑摩郡(松本市)

一三八・〇八
一三七・五九

三六・二〇
三六・一四

地勢如斯きが故に其氣象状態比較的多様にして、上田市附近最も暖く、而して順次高原地方に春暖を及ぼせり、蠶兒の掃立は一定なる氣温の下に於て行はる可きものなる事前述せるが如きが故に、管内に於ける蠶兒の掃立は先づ上田平より開始せられ、順次に階段的に進行するものなりとす。

今五月に於ける各地平均氣温により等温線、及び春蠶掃立期日による等掃立線を示すときは、附圖第四第五に示せるが如く其間誠によく相平行せるものあるを觀る可し、尙以上五郡に於ける氣象状態を附記するときは次表示せるが如きものあり。

平均氣温 (攝氏)

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	年平均
南佐久(日田)	九・四	一四・二	二〇・八	二三・七	二四・〇	二〇・七	一四・四
北佐(岩村田)	八・八	一三・九	二〇・三	二二・五	二三・二	二〇・〇	一〇・九
小縣(上田)	一〇・一	一五・五	二一・九	二五・五	二五・四	二二・六	一四・八

諏訪(上諏訪)
東筑摩(松本)
降水量 (耗)

九・六	一四・二	二〇・四	二三・八	二三・五	二〇・八	一一・五
九・〇	一三・九	二〇・九	二三・六	二三・九	二一・〇	一一・三

南佐久
北佐久
小縣
諏訪
東筑摩
降水日數

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	年計
南佐久	一五三・六	九九・三	一七三・四	三七・八	一二三・六	一七六・五	一、一二四・八
北佐久	一五四・五	一〇五・二	一四四・八	三三・〇	一〇一・三	一一六・〇	一、〇二〇・六
小縣	一五三・八	八一・二	一七一・七	九一・二	七一・八	一一七・〇	一、〇七五・三
諏訪	二〇三・二	一〇五・四	二二五・二	六六・八	一〇三・四	二〇二・〇	一、三九三・二
東筑摩	一六二・〇	一〇八・九	一八九・五	二二・四	八五・三	一〇一・四	一、一六七・二

南佐久
北佐久
小縣
諏訪
東筑摩
降霜期間

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	年計
南佐久	一〇	七	一四	九	一三	一四	一五
北佐久	八	六	一四	六	一七	一一	一〇八
小縣	一〇	八	一二	七	一四	一三	一一一
諏訪	一二	一五	二〇	一一	一八	一六	一五六
東筑摩	一二	一〇	一六	七	一八	一三	一四一

自	至	期間
南佐久	一〇月三日	五月一日
北佐久	一〇月二日	五月一日
小縣	一〇月三日	四月二五日
諏訪	一〇月一日	四月二六日
東筑摩	一〇月二日	五月五日

以上四表、長野縣統計書

如斯きが故に養蠶労働の繁閑自ら差を生ずるものにして、爲に前述せるが如き多數なる季節的労働者其事業を逐うて、相往復する社會的現象を顯すものなり、今管内に於ける農蠶業状態を略述するときは次の如きものあり。

先づ各郡に於ける土地利用の状態を観るに、民有々租地總面積に對する田畑、山林、原野の面積を示すときは次表の如し。

民有々租地 (實數町)

民有々租地	田	畑	山林	原野
南佐久	四三、七〇一・一七	三、五七〇・九〇	六、〇一一・三五	一一、六二二・〇九
北佐久	三三、九一二・三〇	五、八九五・四七	七、二六〇・一七	一一、〇四〇・三一
				一九、五三三・二〇
				九、〇三九・四〇

民有々租地百分中	田	畑	山林	原野
小縣	三七、五六〇・一五	六、四〇〇・〇〇	九、六一八・〇四	一〇、八三二・五〇
諏訪	四三、二五一・〇〇	五、九九八・四八	四、四九九・四六	九、〇六二・五六
東筑摩	五七、五二二・一八	七、六四八・二三	一一、四五七・四四	二三、四二三・一五
長野縣	六一八、八八三・三九	七七、七九八・七八	一〇一、六〇九・一六	二四二、四一一・八七
				一八〇、六二九・三一

	田	畑	山林	原野
南佐久	八・一七	一三・七六	二六・五八	四四・七〇
北佐久	一七・三九	二一・四一	三二・五六	二六・六六
小縣	一〇・〇四	二五・六一	二八・八四	二〇・二六
諏訪	一三・八七	一〇・四〇	二〇・九五	五二・五三
東筑摩	一三・三〇	二一・六六	四〇・七二	二一・九二
五郡平均	一三・九五	一八・五七	二九・九三	三三・二一
長野縣	一二・五七	一六・四二	三九・一七	二九・一九

大正八年現在 以上一表は各郡統計書及長野縣統計書

依之觀之に田に於て南佐久、小縣、畑に於て諏訪、南佐久、山林に於て南佐久、北佐久、小縣、諏訪の各郡は、全縣平均よりも其歩合少し、而して如斯き事實を第三章に於て立論せる本邦蠶業の現状、及び之が相關事項と比較するときは、稍一致を缺くが如

き状態を顯せり、然れども長野縣に於けるが如く山岳重疊し、農耕は或は高原に或は盆地に於て行はるゝ事多きものにありては、全縣平均の状態と、比較的農業の行はるゝ以上五郡の平均とは、其間多少の差異あるを認めざる可らず、尙又如斯き比較研究は、廣範圍に亘りて事實を蒐集し以て其結論眞に近きものを得可しとなすも、一局部的研究に於ては時あつてか、反對の結果を顯すに至るものある可きが故なり。

例へば南佐久郡の田の少きが如きは、山林原野(官有及び民有)の多きに原因し、諏訪郡の畑の少きが如きは、諏訪湖が同郡の比較的大なる面積を占むるによるものにして然り、尙各郡耕地面積及び之に對する田畑及び畑中桑園面積同百分比を示すときは次表の如し。

郡	耕地		畑		桑園		田		畑		桑園	
	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比
南佐久	九,五八二・二五	三,五七〇・九〇	六,〇一一・三二	二,五九七・一	三,七二七	六二・七三	二七・一〇					
北佐久	一三,一五六・六四	五,八九五・四七	七,二六〇・一七	三,三三五・五	四四・八二	五五・一八	二五・三五					
小縣	一六,〇一八・〇四	六,四〇〇・〇〇	九,六一八・〇四	六,五七四・六	三九・九六	六〇・〇四	四一・〇五					
諏訪	一〇,四九七・九四	五,九九八・四八	四,四九九・四六	三,七一八・五	五七・一四	四二・八六	三五・四二					

東筑摩	二〇,一〇五・六七	七,六四八・二三	一二,四五七・四四	六,九八〇・五	三八・〇四	五一・九六	三四・七二
長野縣	一七九,四〇七・九四	七七,七九八・七八	一〇一,六〇九・一六	五三,九八五・九	四三・三六	五六・六四	三〇・〇九

(大正八年現在)各郡統計書及長野縣統計書

前表に依りて觀るに長野縣全部のものに比し、田にありては北佐久、諏訪、畑にありては南佐久、小縣、桑園にありては小縣、諏訪、東筑摩の各郡多きを占む。而して如斯き耕地を耕作する農家の經營状態を觀るときは次の如し。耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家戸數の百分比

郡	五反未満		五反以上		一町以上		二町以上		三町以上		五町以上	
	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比	實數(町)	百分比
南佐久	三〇・五三	三四・六二	二七・七八	四・六〇	二・一八							
北佐久	二九・四三	三四・三八	二五・七八	七・九八	一・九八							
小縣	四六・三八	三五・〇五	一四・三二	二・七六	一・一六							
諏訪	四四・〇〇	四〇・八五	一一・七九	二・五四	〇・四五							
東筑摩	三七・三七	三六・一三	一八・九三	五・一二	一・九八							
長野縣	四〇・二三	三六・〇六	一七・八八	四・二七	一・二八							
全國	三五・三六	三三・一八	二〇・六八	六・二一	二・八三							

耕地所有の廣狹によりて區別したる農家戸數の百分比

	五反未満		五反以上		一町以上		三町以上		五町以上		十町以上		五十町以上	
	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久
小縣	四六・六七	四六・六七	三一・二二	三一・二二	一七・六〇	一七・六〇	三・四七	三・四七	〇・八三	〇・八三	〇・二一	〇・二一	〇・〇一	〇・〇一
諏訪	五〇・五二	五〇・五二	三三・九一	三三・九一	一三・五九	一三・五九	一・五九	一・五九	〇・三〇	〇・三〇	〇・〇八	〇・〇八	〇・〇一	〇・〇一
東筑摩	四一・九〇	四一・九〇	三四・二八	三四・二八	一七・四五	一七・四五	四・三四	四・三四	一・六二	一・六二	〇・四一	〇・四一	〇・〇一	〇・〇一
長野縣	四六・七七	四六・七七	二八・九〇	二八・九〇	一七・九一	一七・九一	四・四三	四・四三	一・五一	一・五一	〇・四四	〇・四四	〇・〇三	〇・〇三
全國	四九・一五	四九・一五	二四・二八	二四・二八	一八・二七	一八・二七	四・七七	四・七七	二・四九	二・四九	〇・九五	〇・九五	〇・〇九	〇・〇九

大正八年現在

依之觀之に耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家戸數の百分比に就て觀るに、五反歩未満に於て南北佐久郡を除く外何れも全國平均よりも大に、五反歩以上一町歩以下のものもありても、之れ又た何れも全國平均よりも多し、尙全長野縣に比較するときは、五反歩未満のものにありては、小縣、諏訪、五反歩以上のものに於ては諏訪、東筑摩の二郡に於て多きを占む。

尙大中小地主の關係を觀るときは、五反歩未満にては諏訪郡、五反歩以上にては小縣、諏訪、東筑摩の三郡は長野縣全部に比しても、全國に比しても、多きを占む。

之を要するに同五郡は農蠶關係上之を二大別する事を得可し、一つは即ち比較的集約的なる小縣、東筑摩、諏訪の三郡にして、他は比較的粗放なる南北佐久二郡なりとす、尙如斯きは田畑反當地價金調査を以ても、其一斑を窺ふ可きなり。

地價金調査 (圓)

	田		畑	
	南佐久	北佐久	南佐久	北佐久
小縣	三四・九一	三四・九一	一二・〇五	一二・〇五
諏訪	二八・八六	二八・八六	九・三六	九・三六
東筑摩	三四・八三	三四・八三	九・二〇	九・二〇
長野縣	三一・八一	三一・八一	九・八二	九・八二

大正八年現在 長野縣統計書

尙同五郡下に於ける自作、小作及び自作小作兼營農家の關係に就て觀るに、次の如きものあり。

自作、小作、兼營農家戸數百分比

	自作	小作
南佐久	二二・〇八	三九・三一
北佐久	二二・四九	四〇・七三
小縣	三四・五四	二五・九二
諏訪	三七・一八	一七・五三
東筑摩	三三・〇〇	二八・三八
長野縣	三二・六六	二六・二〇
全國	三〇・九八	二八・三一
大正八年現在		
		三七・六一
		三六・七八
		三九・五三
		四五・三〇
		三八・六二
		四一・一四
		四〇・七一

即ち自作農に於て小縣、諏訪、東筑摩三郡は長野縣全部のものに比しても、日本全國に對しても、多きを占むれども南北佐久兩郡は之に反せり。

要之に以上五郡の農業經營要素を觀るに、全國平均に比し小農及び過小農比較的多く、而も其土地利用状態よりして水田の經營少きは、勢養蠶業をして主業的發達を遂げしむるに至れるものなりとす。

以上は同五郡下に於ける農業經營の基礎に關する一斑にして、如斯き耕地、如斯き經營状態を以て行へる、五郡下に於ける養蠶業經營の實際に就て觀るに、次表示

せるが如く大正八年度に於ける米、麥、繭産額に於て養蠶所得の最小なるものにあつても、尙四割八分二厘一毛(北佐久郡其最高なるもの)にありては六割四分七厘(小縣郡)をあらはせり。

米、麥、繭産額 (圓)

	米	麥	繭
南佐久	三、〇七〇、七九一	三四九、六三六	四、三八〇、九七〇
北佐久	五、一二六、〇四九	四六三、五二六	五、二〇二、五七一
小縣	六、二七四、二〇九	九一五、〇二〇	一三、一七七、九四四
諏訪	五、七九二、六七二	一四、九九一	七、一八二、六六四
東筑摩	七、九八七、一四四	一、三二三、二三〇	一二、二〇二、六五八
長野縣	六九、二五六、二九一	一〇、五五四、五五九	一〇二、九六〇、九四五
同上百分比			

	米	麥	繭
南佐久	三九・三六	四・四八	五六・一六
北佐久	四七・五〇	四・二九	四八・二一
小縣	三〇・八一	四・四九	六四・七〇

諏訪	四四・五九	〇・一二	五五・二九
東筑摩	三七・一三	六・一五	五六・七二
長野縣	三七・八九	五・七八	五六・三三

大正八年 長野縣統計書

依之觀之に養蠶所得は北佐久郡を除くの外、米麥繭所得合計に對し過半を占むるものにして、實に農業經營の中心は全く養蠶に置くものなりと云ふ可し。今同五郡に於ける養蠶状態を表記するときは次の如きものあり。

農業戸數に對する養蠶戸數

	農家戸數	養蠶戸數	對農家戸數養蠶戸數割合
南久佐	九、六六八	八、六〇七	八九、〇三
北佐久	一三、二七〇	一一、一七六	八四・五四
小縣	一八、八三六	一五、三八七	八一・六九
諏訪	一四、八八四	一一、三八五	七六・四九
東筑摩	二二、五〇八	一七、八四八	七九・三〇
五郡計	七九、一六六	六四、四〇三	八一・三五
長野計	二〇八、八二九	一六二、八〇五	七七・九六

春蠶狀況

	飼育戸數	掃立枚數枚	收滿額石	掃立枚數	收滿額石	一月當
南佐久	七、七二一	二一、二一四	二一、二三三	二・七五	二・七五〇	二・七五〇
北佐久	一〇、〇一四	二四、四七九	二四、八二三	二・四四	二・四七八	二・四七八
小縣	一四、二五五	四八、八七一	五八、六二四	三・四三	四・一一三	四・一一三
諏訪	五、八一四	一〇、一九四	一一、三六〇	一・七五	一・九五四	一・九五四
東筑摩	六、一七七	一二、六三四	一三、九六三	二・〇五	二・二六一	二・二六一
五郡計	四三、九八一	一七、三九二	一三〇、〇〇三	二・六七	二・九五六	二・九五六
長野縣	一二〇、六一九	三二六、七〇三	三六四、九八二	二・七一	三・〇二六	三・〇二六

夏蠶狀況

	飼育戸數	掃立枚數枚	收滿額石	掃立枚數	收滿額石	一月當
南佐久	五、〇六九	一一、〇一七	一一、六〇四	二・三七	二・二八九	二・二八九
北佐久	六、一六五	一一、〇〇二	九、八六二	一・九五	一・六〇〇	一・六〇〇
小縣	一〇、〇二六	二七、二七四	二九、四九四	二・七二	二・九四二	二・九四二
諏訪	一〇、五九八	二五、九三六	二六、四四九	二・四五	二・四九六	二・四九六
東筑摩	一六、三三八	五〇、二〇八	四九、八九七	三・〇七	三・〇五四	三・〇五四
五郡計	四八、一九六	一二七、四三七	一二七、三〇六	二・六四	二・六四一	二・六四一
長野縣	一一〇、二九一	二四四、九六八	二三九、二二〇	二・二二	二・一六九	二・一六九

秋蠶狀況

第二章 養蠶労働問題 其一 漂泊労働者問題

南佐久	四、二八〇	七、一〇〇	六、三三四	一、六六六	一、四八〇
北佐久	八、六一五	一七、六六九	一五、七二三	二、〇〇五	一、八二四
小縣	一三、〇七八	三五、八七三	三二、六二一	二、七四四	二、四九四
諏訪	一〇、八〇四	二六、七七六	二六、九〇七	二、四四八	二、四九〇
東筑摩	一七、〇〇八	四六、六六一	四七、五六五	二、七四四	二、七九七
五郡計	五三、七八五	一三四、〇七九	一二九、一四〇	二、四四九	二、四〇一
長野縣	一三七、三三九	三四七、八七五	三一九、二九三	二、五三三	二、三二五

掃立蠶種一枚は百蠶附けなり、五郡並長野縣統計書。括弧内は五郡計の長野縣に對する割合なり。

前表示せるが如く五郡何れにありても、農家戸數に對する養蠶戸數の割合は長野縣全平均なる七割七分九厘六毛以上にして、最高は實に八割九分三毛を示し、五郡平均にありても尙八割以上を表せり。

而して仔細に之を検するに、春蠶にありては飼育戸數、掃立枚數、收購額共に小縣郡首位を占め、北佐久、南佐久、東筑摩、諏訪各郡相次げるものにして、夏蠶にありては東筑摩、小縣、諏訪、北佐久、南佐久順次相次げり。而して春蠶より云ふときは長野縣總計に對し以上五郡の總産繭額は三割五分六厘二毛に當り、夏蠶より云ふときは五割三分二厘二毛に、秋蠶より云ふ

ときは四割四厘五毛に當る盛況を示せり。

即ち以上五郡は養蠶國長野縣中の主蠶地方なるものにして、就中春蠶に於ける小縣郡、夏秋蠶に於ける諏訪及び東筑摩郡は、之が中心をなせるものなり。

而して養蠶經營上如斯き區別を生ずるに至りしは、東筑摩郡及び諏訪郡に於ては氣候寒冷にして爲に農期短く、殊に春蠶時期に於ては水田の挿秧と蠶兒飼育と相衝突するが如き、經營上の不利を有するが爲なりとす。

即ち同地方にては古來養蠶を行ふもの殆んどなく、文化文政の頃より産繭を他より購入し來りて蠶種を製造するものありしも、其數甚だ稀なりき、然るに夏秋蠶飼育の勃興と共に斯業は著しく盛大に趨き、同地方夏秋蠶飼育は全國に冠絶するに至れり。

尙以上各郡に於ける蠶種製造狀況を記するときは次表の如し。

蠶種製造總額

	蠶種製造者實數	普通蠶種製造額(蠶)	原蠶種製造額(蠶)
南佐久	一二五	五、〇八八、〇一〇	六六、八七〇
北佐久	一二七	五、一七九、七七三	一七三、二〇八

小 縣	六三三	四六、六二三、五〇四	一〇六
諏 訪	三七八	一九、四一六、八六六	一、一九七、九五二
東 筑 摩	四二〇	三三、八二四、二三六	三六三、〇四八
以上計	一、六八三	一一〇、一三二、三八九	六二四、一七六
長野縣	三、一二六	一八〇、〇三三、六二二	二、四二五、二五四
			三、七四四、二五〇

大正八年長野縣廳調査

上表示せるが如く蠶種製造戸數は全縣に對し五割四分、普通蠶種製造額は六割一分、原蠶製造産額は六割五分を表せり、而して如斯き結果を示せるは小縣郡に於ける春蠶種製造額、東筑摩、諏訪兩郡下に於ける夏秋蠶種製造額が、他郡に抜ける事に基因せるものなり。

蠶種製造業は普通養蠶業に比し更に一層勞力に收約なるものなるが故に、以上五郡に於ける養蠶労働が他郡に比して特種なる發達をなせるは、之れ亦其一因をなせるものたらずんば非ず。

要之に養蠶國として日本全國に冠たる、長野縣の中央主蠶五郡に於ける養蠶状態は、其間自ら春蠶及び夏秋蠶の二中心を觀るのみならず、其地勢との關係上養蠶

飼育期間順を逐うて移動するが故に、養蠶労働者も亦事業を逐うて轉々流浪するものにして、所謂漂泊労働者なる特種労働者を觀るに至れるものなりとす。

第二節 五郡養蠶労働問題

前節に於て五郡農蠶業状態、及び之が因をなせる養蠶労働者所要の急なる所以を論述せり、本節に於ては著者が *Home* の方法を以て蒐集せる統計的資料を基として、同五郡に於ける養蠶労働者の實状に就きて論述す可し。

今大正四年度養蠶期に於て養蠶労働に従事せし、各郡總人員を觀るに、小縣郡(上田町(當時は市制施行前)を除く三十四ヶ町村)南佐久郡(二十三ヶ町村中十四ヶ町村)北佐久郡(二十八ヶ町村中二十六ヶ町村)諏訪郡(二十四ヶ町村中二十三ヶ町村)東筑摩郡(三十七ヶ町村中三十五ヶ町村)に於て次表示せるが如きものあり。

	現住人口	春蠶期	夏蠶期	秋蠶期	合 計
南 佐 久	四一、七三五	*二三、〇四一	一六、六六一	八、四一五	四八、一一七
北 佐 久	七七、三六五	*二七、三四六	一三、六三五	二二、七五二	六三、七三三

現住人口に對する養蠶労働者の割合

五五・〇

三五・〇

小縣	一一八、二九五	*五〇、九五九	三五、八五六	三七、六二一	一二四、四三六	四三・〇
諏訪	一一一、七七八	一四、四七五	*九〇、一六五	八七、一四〇	一九一、七八〇	八一・〇
東筑摩	一三三、〇一二	一〇、二四五	*六四、五三六	六三、八七五	一三八、六五六	四八・〇
以上計	四八二、一八五	一二六、〇六六	二二〇、八五三	二一九、八〇三	五六六、七二二	四五・八

之を各郡現住人口に比するに、小縣郡春蠶労働者總數は四割三分、南佐久郡春蠶労働者總數は五割五分、北佐久郡春蠶労働者總數は三割五分、諏訪及び東筑摩郡夏蠶労働者總數は各八割一分及び四割八分なりとす。

本邦に於ける年齢別人口調査を觀るに次表示せるが如く(五回の調査の平均)十五歳以上六十歳以下の人口合計が總人口に對する割合は五割七分三厘七毛を示せり。

調査年次	十五歳以上六十歳以下の人口計が總人口に對する割合
明治三一	五八・九五%
同 三六	五八・三〇
同 四一	五七・二六
大正 二	五六・二七
同 七	五六・〇七

平均

五七・三七

今十五歳以上六十歳以下の人口を労働可給人口となし、假に其三分の二を養蠶労働に従事することを得可しとなすときは、其割合は三割八分三厘たる可し、而して此の三割八分三厘を前掲せる養蠶労働に従事せし労働者の現住人口に對比せるものに比較する時は、小縣郡に於ては四分七厘、南佐久郡に於ては一割六分七厘、諏訪郡に於ては四割二分七厘、東筑摩郡に於ては九分七厘の不足を來す可く、北佐久郡に於て僅に三分三厘の剩餘を觀るのみなり。

勿論以上假定的數字を以て直に労働者の不足となす可きに非ず、即ち隣保労働の繁閑相補ふが如きは、以て其統計的労働數の節約を來す可く、交通機關労働市場の不備等は以て其多きを要求するに至る可きが故なり、然りと雖も同研究は以て五郡に於ける労働者の養蠶時期に於ける不足を、表示するに足る可きなり。

今五郡養蠶家に於て雇傭せる労働者の數を觀るに、八十六ヶ町村の合計(報告に接せしもの)に於て、出稼労働者三萬九千三百三十九人、地方労働者三萬四千六百十四人、合計七萬三千九百五十三人に及べり、同五郡町村總數は百四十六なるが故に、

今假に町村數と雇傭労働者數と相比例するものなりとなす時は、同五郡に於ける出稼労働者數は實に六萬六千七百八十五人、地方労働者數は五萬八千七百六十三人、合計十二萬五千五百四十八人、約十三萬人たらんとす。

而して出稼労働者が地方労働者に對して比較的多數を占むるは、南佐久郡の春蠶及び夏蠶、北佐久郡の秋蠶、諏訪郡の春蠶に於て然るものにして、之に反するは小縣郡の春夏秋蠶、南佐久郡の秋蠶、北佐久郡の春蠶及び夏蠶、東筑摩郡の春夏秋蠶なりとす、而して如斯きは前述せる労働者に關する假定的數字と、養蠶に従事せる人口歩合との差より觀るも、其一端を窺ふ可きものなり。

即ち土地労働者を割合に多く供給する北佐久郡に於ては、其差に於て三分三厘の剩餘を示し、小縣、東筑摩、兩郡に於ては、其差四分七厘及び九分七厘なる不足を顯せり、而して出稼労働者の土地労働者に比し多數を占むる南佐久及び諏訪兩郡に於ては、其不足の割合一割六分七厘及び四割二分を示せり、以て其間の消息を知る可きなり。

村數 調査村數	小縣		南佐久		北佐久		諏訪		東筑摩		合計
	出稼	土地	出稼	土地	出稼	土地	出稼	土地	出稼	土地	
三四	一六	三、三九九	二、二八四	二、五八四	八、二六七	三、〇九三	九、七〇三	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	三、七七六
二三	一一	七、三九三	二、六一六	三、〇九三	九、七〇三	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	三、七七六	二、六一一	七、二七〇
二八	二一	二、六六八	一、四五六	四、三五五	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、二六四	三、七七六	一、〇九〇	五、四七二
二四	一七	一、三六一	七、五五	四、九五	二、六四〇	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	九、二四八
三七	二一	四、〇二九	二、二一一	九、三〇	七、二七〇	一、二六四	三、七七六	一、〇九〇	五、四七二	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	一、八八二	六、三〇	一、〇九〇	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	二、六四〇	一、七四二	一、〇九〇	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	四、五二二	二、三七二	二、三五四	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	一、五三四	六、五四一	六、七八七	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	八、八二	一、八九〇	一、七六一	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	二、四一六	八、四三一	八、五四八	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	四、二二	四、〇九八	三、三五五	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	一、六〇三	五、八六四	四、八二八	一、七、九七〇	四、五五九	二、六一一	七、二七〇	一、〇九〇	一、〇九〇	九、二四八
二四	一七	二、〇二五	九、九六二	八、一八三	二〇、一七〇	二〇、一七〇	二〇、一七〇	二〇、一七〇	二〇、一七〇	二〇、一七〇	二〇、一七〇
二四	一七	九、九〇五	一五、〇〇九	一四、四二五	三九、三三九	三九、三三九	三九、三三九	三九、三三九	三九、三三九	三九、三三九	三九、三三九
二四	一七	一〇、四八〇	一二、八六七	一一、二六七	三四、六一四	三四、六一四	三四、六一四	三四、六一四	三四、六一四	三四、六一四	三四、六一四

次に同五郡に於ける年雇労働者を観るに、百七町村の報告による時は、

下女	三、八五〇
下男	三、七一六
合計	七、五六六

を數ふるに過ぎるが故に、養蠶労働者の大部分は、季節的に雇傭せる日傭労働者によるものなり。養蠶日傭労働者は他農業労働者と同じく、之を二大別して自由日傭及び契約日傭の二種となす事を得可し。即ち自由日傭とは雇主と雇人との間に其期間に關し何等の契約を締結することなく、兩當事者の何れか一方に於て其雇傭關係を繼續することを欲せざる時は、直に之を中斷し得るものなり、而して契約日傭に於ては全く之に反して、一定期間必ず雇傭關係を繼續することを約するものなりとす。

蓋し養蠶業の如きは其最も繁忙を極むる時期は掃立より一定期間後なるが故に、豫め之を知り得可く、之が爲め労働者の性質としては契約日傭を最もよしとなすが故に、所謂蠶兒の上簇迄を期間となせる契約日傭を觀る事多し、然れども他方

又其最繁忙を極むる時に際しては、多々益々其労働者を要するが故に、亦自由日傭人としても多數の需要を觀るものなり、今五郡の報告により分類綜合するに、次表示せるが如きものあり。

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		合計	百分比
	自由日傭	契約日傭	自由日傭	契約日傭	自由日傭	契約日傭		
出稼労働者	四、二一四	一〇、一一二	一〇、四一五	二四、七四一	六三			
計	五、六九一	四、八九七	四、〇一〇	一四、五九八	三七			
自由日傭	九、九〇五	一五、〇〇九	一四、四二五	三九、三三九	一〇〇			
契約日傭	七、三六三	九、八九二	八、一七二	二五、四二七	七三			
計	三、一一七	二、九七五	三、〇九五	九、一八七	二七			
地方労働者	一〇、四八〇	一一、二六七	一一、二六七	三四、六一四	一〇〇			
自由日傭	一一、五七七	二〇、〇〇四	一八、五八七	五〇、一六八	六八			
契約日傭	八、八〇八	七、八七二	七、一〇五	二三、七八五	三二			
計	二〇、三八五	二七、八七六	二五、六九二	七三、九五三	一〇〇			

上表示せるが如く自由日傭は春蠶期出稼労働者を除き其他何れのものにありても、契約日傭に比して著しき多數を示せり、即ち總労働者に對して自由日傭は六割八分を占め、其甚しき地方労働者にありては七割三分に當れり、之れ全く小養蠶

家乃至は過小農が自家の養蠶の就眠、又は上簇等の労働の閑暇を以て、他の附近養蠶家に、其過剩勞力を供給するが爲なりとす。

次に如斯き養蠶労働者の性別調査に就て觀るに次表示せるが如きものあり。

出稼労働者	春蠶期				夏蠶期				秋蠶期				合計			
	實數		百分比		實數		百分比		實數		百分比		實數	百分比		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女						
計	四、七一五	四、七六〇	七、八三七	五二・二二	七、一七八	四九・七六	一九、七三〇	五〇・一五	五、一九〇	五二・四〇	七、一七二	四七・七八	七、二四七	五〇・二四	一九、六〇九	四九・八五
男	四、八八〇	四六・五六	六、一五三	四七・八二	五、四一一	四八・七四	一六、四四四	四七・五一	五、六〇〇	五三・四四	六、七一四	五二・一八	五、八五六	五二・二六	一八、一七〇	五二・四九
女	五、一〇〇	五二・〇〇	一五、〇〇九	一〇〇・〇〇	一四、四二五	一〇〇・〇〇	三九、三三九	一〇〇・〇〇	九、九〇五	一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇
計	一〇、四八〇	一〇〇・〇〇	一二、八六七	一〇〇・〇〇	一一、二六七	一〇〇・〇〇	三四、六一四	一〇〇・〇〇	一〇、四八〇	一〇〇・〇〇	一〇、四八〇	一〇〇・〇〇	一〇、四八〇	一〇〇・〇〇	一〇、四八〇	一〇〇・〇〇
男	九、五九五	四七・〇七	一三、九九〇	五〇・一九	一二、五八九	四九・〇〇	三六、一七四	四八・九一	九、五九五	四七・〇七	一三、九九〇	五〇・一九	一二、五八九	四九・〇〇	三六、一七四	四八・九一
女	一〇、七九〇	五二・九三	一三、八八六	四九・八一	一三、一〇三	五二・〇〇	三七、七七九	五二・〇九	二〇、三三五	一〇〇・〇〇	二七、八七六	一〇〇・〇〇	二五、六九二	一〇〇・〇〇	三七、七七九	五二・〇九
計	二〇、三三五	一〇〇・〇〇	二七、八七六	一〇〇・〇〇	二五、六九二	一〇〇・〇〇	三七、七七九	一〇〇・〇〇	二〇、三三五	一〇〇・〇〇	二七、八七六	一〇〇・〇〇	二五、六九二	一〇〇・〇〇	三七、七七九	五二・〇九

該調査表は次の如き各町村の報告による。

春蠶	小縣	北佐久	南佐久	諏訪	東筑摩
實數	一一二	一一一	一一一	一四	一八
百分比	一一二	一一一	一一一	一四	一八

夏蠶	秋蠶	
實數	八	九
百分比	一〇	一五
實數	八	七
百分比	一九	一六
合計	三三	三三

上表を以て觀るに、労働者總數に於ては婦女子労働者稍多數を占むるものにして、如斯きは地方労働者に於て女子労働者の割合、男子労働者に比し多數なる事に基因せるものにして、出稼労働者に於ては女子労働者稍男子労働者に比して少し、而して之を各期別に觀るに、春蠶期に於ては女子労働者の割合最も多し、之れ同時期に於ては長野縣製絲工場は夏挽閉業期節なるが故に、製絲工女の一部のものが養蠶労働に従事するが爲なりとす、而して夏蠶期に於て男子労働者の最も多數を占むるは、同期節に於て水田の插秧も終り、麥類の收穫も終了し、農事少しく閑暇となりたるが爲め、男子労働者も専ら養蠶に従ふ事を得る事情に依れるものなりとす。

然れども秋蠶期となるや、一方水田の除草其他の入手を要する事漸く多きを加ふると共に、養蠶より云ふときは摘桑が一主要なる業務によるものにして、秋蠶は多くは摘桑葉を給す、摘桑は婦女子労働者の最も適する所のものたればなり、これ

秋蠶期に於ては婦女子労働者の雇傭多數に上る主因たるものにして、上表を以ても其然る所以を知る可きなり。

次に如斯き養蠶労働者の出身地方別を調査するに、次表の如きものあり、但し該統計は次の如き各町村よりの報告に基けるものにして、五郡全町村のものに非ざれども、其一斑は之を以ても推知し得可きなり。

養蠶労働者出身地方別	小縣		東筑摩		合計
	北佐久	南佐久	諏訪	東筑摩	
春蠶期	九	一四	一〇	—	四〇
夏蠶期	七	五	一〇	—	五〇
秋蠶期	七	—	一〇	八	五四

各郡に於ける養蠶労働者出身地方別	男		女		合計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
縣内出身労働者	九、九一八	五〇、一九	九、三七三	五一、三三	一九、二九一	五〇、七四
縣外出身労働者	九、八四二	四九、八一	八、八八八	四八、六七	一八、七三〇	四九、二六
合計	一九、七六〇	一〇〇、〇〇	一八、二六一	一〇〇、〇〇	三八、〇二一	一〇〇、〇〇

同上 百分比	小縣		諏訪		東筑摩		合計
	北佐久	南佐久	諏訪	東筑摩	北佐久	南佐久	
縣内出身労働者	三、〇七三	一、二四四	一、九〇五	九、六〇三	三、四六六	—	一九、二九一
縣外出身労働者	三、二一四	三、六二〇	三、八〇九	六、三三〇	一、七五七	—	一八、七三〇
計	六、二八七	四、八六四	五、七一四	一五、九三三	五、二二三	—	三八、〇二一

依之觀之に縣外労働者の著しく多數を占むるは、北佐久、南佐久兩郡にして小縣郡之に次ぎ、東筑摩郡最少し、如斯きは南北佐久兩郡が他縣に接する事近く、小縣郡之に次ぎ、東筑摩郡最も遠き地理的事情の之を然らしめたるや明なり、然して縣外労働者を入るゝ事最少き東筑摩郡にありても、尙三分の一強の労働者は縣外より之を仰ふぐ如き状態にあり、而して労働者出身地方別と性別との間に、大なる關係なきは、次表示せる所によりても亦明なる可し。

小縣	男		女		計
	北佐久	南佐久	北佐久	南佐久	
縣内出身労働者	四八、二四	二五、五九	三三、三四	六〇、二七	六六、三六
縣外出身労働者	五一、七六	七四、四一	六六、六六	三九、七三	三三、六四
計	一、三八八	二、三六九	一、三三九	二、四八一	五〇、七四

長野縣内		他府縣					總計		
南佐久	諏訪	東筑摩	上伊那	共他	計	新富	山梨	群馬	計
二、四〇六	八五四	一、二一〇	四一〇	一、二八一	九、九一八	一、二九〇	五五八	六七六	一、二四一
二、四〇九	六六二	一、〇三二	二五四	一、一九六	九、三七三	一、二〇五	五六九	五四二	一、二四一
四、八一五	一、五一六	二、二四二	六六四	二、四七七	一九、二九一	二、四九五	一、一二七	一、二一八	二、四九五
						三、〇六七	五、六五五	一、〇二七	三、〇二七
						二、五八八	三、〇六八	二、四九八	三、〇二七
						二、九四四	五、二〇八	一、八八八	一、八七三〇
						一、七八六	五、六五五	八、八八八	一、八七三〇
						九、八四二	三、〇二七	一、八二六	一、八七三〇
						一九、七六〇	一、八二六	一、八二六	一、八二六

尙労働者出身地方細別を、縣内出身の者に就て各郡別に調査するときは、次表示せるが如きものあり。

労働者五百人以上を供給する郡名と、其實數及び百分比

郡名	實數	百分比
北佐久	四、八五〇	二五・一四
南佐久	四、八一五	二四・九六
小縣	二、七二七	一四・一四
東筑摩	二、二四二	一一・六二
諏訪	一、五一六	七・八六
上伊那	六六四	三・三九
其他	二、四七七	一二・八九
合計	一九、二九一	一〇〇・〇〇

以之觀之に労働問題研究中なる五郡は何れも縣内労働者支給地としても亦其尤たるものなり、然れども其間多少の差異を認むるものにして、諏訪郡の如きは郡内労働者比較的少し、之れ同郡に於ける製絲工業の大なる發達が養蠶労働者たり得るものを吸収せるに依るものなりと解す可く、尙上伊那郡が上表中に顯れ來れるは同郡が諏訪及び東筑摩二郡に隣接せるが故に労働者を之に供給せるが爲なりとす。

尙以上各郡の各に就て縣内出身労働者の状態を観るに、先各郡別其労働者の多

數を供給する順序により、第一位より第三位迄を占むる労働者供給郡名と、其供給労働者數、及び研究五郡に於ける縣内出身労働者總數に對する同各郡の労働者の百分比を示すときは、次表示せるが如きものあり。

郡名		實數	百分比
小縣郡	小	一、五〇一	四九・四二
	北	二七六	九・〇九
	南	一六七	五・五〇
北佐久郡	北	一、二二九	三五・九九
	南	三、〇七三	一〇〇・〇〇
	計	二六二	二一・〇四
南佐久郡	南	六二九	五〇・五二
	北	二八七	二三・〇五
	計	六七	五・三九
其他	其他	一、二四五	一〇〇・〇〇
	其他	三〇五	一六・〇一
	其他	八五六	四四・九三
南佐久郡	南	四七一	二四・七二

郡名		實數	百分比
諏訪郡	北	一、九〇五	一四・三四
	南	三、〇三六	一〇〇・〇〇
	計	三、八五一	三一・六二
東筑摩郡	東	一、一六三	四〇・二〇
	北	一、五五三	一・二・一一
	計	九、六〇三	一六・一七
東筑摩郡	東	二、〇一四	一〇〇・〇〇
	北	一五四	五八・一一
	計	二四六	四・四四
其他	其他	一、〇六二	七・二〇
	其他	三、四六六	三〇・三五
	其他	三、四六六	一〇〇・〇〇

之に依りて觀るに南佐久及び諏訪兩郡の外三郡にありては、各々自郡出身の労働者最も多數を占むる實況をあらはせり、尙隣接せる郡より來れる労働者之に次ぐは上表を以て觀る事を得可し。

次に他府縣出身の労働者に就て觀るに、次表示せるが如きものあり。
他府縣出身養蠶労働者數

山梨	群馬	新潟	富山	埼玉	岐阜	茨城	千葉	愛知	静岡	石川	其他	合計
五、六五五	五、二〇八	二、四九五	一、二一八	一、一二七	三七五	三二二	二〇三	一九九	一五六	五八	一、七一四	一八、七三〇
三〇・一九	二七・八一	一三・三二	六・五〇	六・〇二	二・〇〇	一・七二	一・〇八	一・〇六	〇・八三	〇・三〇	九・一六	一〇〇・〇〇
實數	百分比											

依之觀之に山梨、群馬、埼玉の三縣は何れも研究五郡に隣接せるものにして、其他にありても何れも長野縣と地理的關係の比較的近きにあるものたり、而して山梨、群馬、埼玉、岐阜、愛知、静岡の六縣は、何れも有名なる養蠶地にして、多額の産繭額を有

する事前述せる所なり、然れども静岡の春蠶五月下旬を始として、何れも六月上旬迄には、大並上簇となるが故に、如斯き地方よりの養蠶労働者の移入をも觀るに至れるものなりとす。

勿論以上諸縣にありても、夏秋蠶の飼育をなせりと雖も、該労働者は後章説くが如く、何れも過小農、小農乃至は純粹なる労働者なるが故に、其一部分のものは如しく他縣に出稼労働者たるものにして、之れ主として其氣候的關係より長野縣に入込む時は數回養蠶を行ふ事を得可く、又た長野縣にありては甚しく労働に集約なるが故に、労働の機會を得る事容易なる事等によるものなりとす。

尙富山、新潟兩縣出身の労働者に就て觀るに、富山縣に於ては養蠶業極めて不振にして、農業としては水田の經營主業なれども、同挿秧時期は前掲せる農業季節圖に於て示せるが如く、五月下旬の間に於て全く終了するものなるが故に、農業労働者は他に事業を求むる事を得るものにして、新潟縣に於ても其關係全く然り、然れども同縣は殊に南北に廣大なるが故に、挿秧時期は圖示せるが如く約一ヶ月に亘れども、各地方によりて相異あるは之を説くの要なかる可し。

今前記五郡に於て縣外労働者の多數を供給する順序により、第一位より第三位迄を占むる縣名と其供給労働者數及び其各郡に於ける養蠶労働者合計に對する百分比を示す時は次表の如きものあり。

縣名	實數	百分比
小縣郡	五六九	一七・七〇
新	六五	二・〇二
湯	一、〇八三	三三・六九
其	一、四九七	四六・五九
計	三、二一四	一〇〇・〇〇
北佐久郡	一、五一三	四一・八〇
新	二七八	七・六八
湯	一、〇〇八	二七・八五
其	八二一	二二・六七
計	三、六二〇	一〇〇・〇〇
南佐久郡	二、〇二八	五三・一九
山	七三八	一九・三七
其	一、二五〇	三二・八二
計	三、二七八	九二・〇〇
東筑摩郡	一、七五七	四一・四一
富	七九一	二一・〇〇
岐	三三三	九・〇〇
其	一、七五七	四一・四一
計	一、七五七	四一・四一

依之觀之るに各郡に於て地理的に近接せる縣より來れる労働者が其主要なる部分を占むる事、小縣郡の新潟縣、南佐久郡の群馬縣、諏訪郡の山梨縣に於て觀るが如し。

養蠶労働者の約半數は(四割九分二厘六毛)縣外より來往するものなると共に、縣内労働者にありても他郡より來れるもの約半數、所によりては過半を占むる有様

(小縣郡五割五厘八毛北佐久郡四割九分四厘八毛南佐久郡七割五分二厘八毛諏訪郡八割七分八厘九毛東筑摩郡四割一分八厘三毛)なるが故に養蠶労働者として自己の郷里より直に來る者ある可しと雖も、尙同地に來往する以前に一場所二場所の養蠶地に於て、養蠶労働をなせるものも亦多數を占可きなり、殊に長野縣中央五郡の如く地勢の狀況により、養蠶期節の階段的推移を觀るものにおいて、如斯き可能性を有するものにして、次表示せるが如く春蠶期にありても尙、前四場所に於て蠶兒の飼育をなせるものすら之を認むる有様なり。

調査村數

實數	小縣				北佐久		南佐久		諏訪		東筑摩		合計
	郷里より 前一場所	郷里より 前二場所	郷里より 前三場所	郷里より 前四場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	
春蠶期	一九	一九	一九	一九	二〇	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	六〇
夏蠶期	一九	一九	一九	一九	九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	八〇
秋蠶期	一九	一九	一九	一九	一五	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	八四
合計	五、四五五	三、五一四	一、二二二	一、二二二	六、六〇六	六、二七〇	一、八七三	五、四〇五	五、〇一一	二、五九三	一、四七九	一、四七九	一七、四六六

百分比	前四場所				郷里より		前二場所		前三場所		前四場所		合計
	前一場所	前二場所	前三場所	前四場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	前一場所	前二場所	
春蠶期	一〇、二八八	五三、〇二	三三、一六	一一、七九	一五、〇二二	四三、九八	四一、七四	一二、四七	一、六八	〇、一三	〇、〇五	〇、〇八	三八、八七二
夏蠶期	五、四五五	三、五一四	一、二二二	一、二二二	六、六〇六	六、二七〇	一、八七三	五、四〇五	五、〇一一	二、五九三	一、四七九	一、四七九	四四、九三
秋蠶期	一〇、二八八	五三、〇二	三三、一六	一一、七九	一五、〇二二	四三、九八	四一、七四	一二、四七	一、六八	〇、一三	〇、〇五	〇、〇八	三六、九五
合計	一〇、二八八	五三、〇二	三三、一六	一一、七九	一五、〇二二	四三、九八	四一、七四	一二、四七	一、六八	〇、一三	〇、〇五	〇、〇八	四四、九三

而して如斯き漂泊労働者が其職を求むるは、之れ亦頗る簡單にして本邦農村間に於ては、何等労働紹介所等、公私の設備なけれども、在來よりの職業紹介の任に當れる桂庵によりて其労働契約の締結を得るもの多きを占むるものなり、而して其他のものにありては、直接交渉のもの、前年雇傭の關係によるもの、或は被雇傭者の紹介等によりて各其事業を得るものなりとす、次表は之が百分比を示せるものにして、其調査村數は次の如きものなりとす。

調査村數

	小縣	北佐久	南佐久	諏訪	東筑摩	合計
春蠶期	一五	九	一二	一二	—	四八
夏蠶期	一五	八	八	一八	一八	六七
秋蠶期	一五	五	三	一七	一八	五八
養蠶労働者求職方法調査						

	桂 庵	小縣	北佐久	南佐久	諏訪	東筑摩	合計
桂 庵	四五・二八	三九・六六	六三・三二	六六・九五	一七・七四	四六・六七	
直接交渉(兩當事者)	二二・五六	四一・〇二	一四・六一	一九・七五	四七・七三	二九・五〇	
前雇の關係	二一・五一	一五・〇一	一八・四六	一一・二四	二四・五〇	一七・六七	
被雇者の紹介	一〇・六五	四・三一	三・六一	二・〇六	一〇・〇三	六・一六	

上表は春夏秋三期の合計に就て掲げたるものなれども、各期に於て其關係は大同小異にして、桂庵によるもの最多く、直接交渉、前雇關係、被雇者の紹介等各之に次ぐ。

以上は、長野縣中央五郡に於ける養蠶労働事情の概略なりとす、而して之を要するに、同五郡は長野縣主要養蠶地にして、之が養蠶労働をなす労働者の殆んど半は、長野縣外より、他の一半は又た他郡より季節的に移動し來りて、之を補充するもの

なりとす、之れ所謂蠶日傭(上州地方にて云ふ)蠶と(上田邊にて云ふ)おほどり(別名)蠶手傳(佐久地方にて云ふ)等稱するものにして、恰も渡り鳥の如く季節を以て其事業を逐うて移動するものなりとす。

今次章長野縣小縣郡養蠶労働狀態に於て、更に進で長野縣中央五郡中の春蠶地として有名なる小縣郡の事情に就て詳説し、聊該養蠶労働問題に就て論ずる所ある可し。

第三章に於て引用せる重なる参考書

- 長野縣 長野縣第二十六統計書
- 長野縣農會 長野縣農會報
- 長野縣蠶業取締所 長野縣蠶業取締報告

第四章 長野縣小縣郡養蠶労働状態

前章に於て著者は長野縣中央五郡に於ける養蠶労働問題、殊に漂泊労働問題に關する諸點に就て攻究する所ありたり、本章に於ては全國養蠶地として有名なる長野縣中殊に其春蠶飼育として最も著名なる小縣郡の養蠶労働問題に關する實狀に就て討究し、本邦養蠶業に於て最も勞力的に集約なる斯業の労働問題に關し論述する所ある可し。

第一節 小縣郡農蠶業状態

小縣郡に於ける蠶絲業は、古來より其經營を觀たるものなれども、其發展の緒につけるは寛永以後の事にして、文化文政の頃松代藩主眞田公の奨励の結果、千曲沿岸の地に植桑大に勃興し、惹て蠶種製造業其優秀なる自然要素と相俟ちて、偉大なる發展をなし、遂に信州本場なる名聲を得るに至れり。

尙之に伴ひて製絲業の發展を來し、所謂「登せ絲」として京都西陣に原料生絲を供給し大に有名となれり、明治維新以後の蠶絲業の勃興は自然要素と其經濟事情と相俟ちて、其發達著しく最近に於ては實に次表示せるが如き盛況を示すに至れり。即ち産繭額九萬六千四百七十七石を有し、長野全縣産繭額の一割二分六厘一毛を示し、日本全國産繭額に對する時は一分七厘二毛に當れるものにし、之を比すれば愛媛縣の産繭額より稍少き有様を示せり。

	自大正三年至七年五ヶ年平均	全國に對する割合	長野縣に對する割合
小縣郡産繭額	九六、四七七石	一・七二%	一・二・六一%
長野縣産繭額	七六四、六四四	一三・六七	一〇〇・〇〇
日本全國産繭額	五、五九四、一一八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
小縣郡蠶種製造額	五六、六五六、八七六噸	五、七七	一〇〇・〇〇
全國蠶種製造額	九八一、六八三、七六五	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

小縣郡は其面積僅に五十四方里、人口十五萬三千四百五十一人に過ぎる一小郡なれども、尙よく蠶絲業上如斯き大發展をなせるは、如何なる事情の之を然らしめたるものなりや、之れ進て討究せざる可らざる所なりとす。

今同郡内各町村別農家戸數に對する養蠶戸數の割合を基本として、之を九割以上、九割より八割、八割より七割及び七割以下の四種となすときは、農家戸數に對しての養蠶戸數九割以上を占むるは、(町村順位による)

滋	野(九八・五)	禰	津(九三・六)	神	川(九〇・五)
傍	陽(九二・一)	東	内(九三・九)	和	田(九四・〇)
川	邊(九五・七)	室	賀(九四・三)	東	鹽田(九九・六)

の九ヶ村にして、九割より八割を占むるは、

和	(八五・八)	豐	里(八八・二)	本	原(八七・〇)
神	科(八四・三)	大	門(八五・九)	城	下(八五・三)
浦	里(八七・一)	青	木(八五・〇)	西	鹽田(八五・八)
中	鹽田(八四・〇)	富	士山(八九・五)		

の十一ヶ村にして、八割より七割を占むる諸村は、

殿	城(七七・三)	長	(七二・四)	鹽	尻(七七・五)
鹽	川(七九・三)	依	田(七二・九)	西	内(七八・八)

武	石(七七・四)	長久保新町(七六・七)	長久保古町(七二・五)
泉	田(七四・四)		

の十ヶ村にして、七割以下なるは、

縣	(五六・〇)	長	瀬(六七・〇)	丸子町(五五・九)
別	所(五〇・七)			

の四ヶ町村なりとす。

而して七割以下の養蠶戸數を有する町村の中、丸子町は商工業都市、別所村は温泉地なれば、之を省略するを至當となすが故に、第四種の町村は其數の僅に二ヶ村となる可く、之を研究資料に供するは、其確實度を減少するが故に、寧ろ之を省略するを適當なりとす。

如斯きが故に今小縣郡内各町村を農家戸數に對する養蠶戸數の割合により、三種に大別して其各に對する耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家戸數、土地所有の廣狹により區別したる農家戸數及び其他各種の經濟事情に對する状態を討究するときは次の如きものあり。

然して以下調査は各種農村に於ける實數を加算して其百分比を算出したるものなりとす。

民有々租地百分中 (大正九年一月一日現在)

養蠶戸數農家戸數に對し	田面積	畑面積	畑中桑園面積	山林	原野
九〇%以上	一七・七八	三〇・三三	二一・二三	三三・〇五	一六・一六
九〇—八〇%	二〇・二七	二七・二九	二〇・四〇	二七・八七	二一・四九
八〇—七〇%	一四・七九	二二・五二	一三・四五	三〇・七〇	二九・六七
全 郡	一七・四〇	二六・二二	一八・四九	二九・七一	二一・三九

之に依て之を観るに養蠶戸數の割合を増加するに従ひ畑中桑園の面積を増加せり之れ全國に於ける事情として前述せるものと全く同じ傾向をあらはせり然るに田に於ては其間明なる關係を示さず。

之れ主蠶村にありては他に比して耕地面積比較的大なるも、あるが故に、如斯き結果を示せるものなりとす次に之を大、中、小農及び大、中、小地主並に自作、小作、兼營農家の關係に觀るに、次表示せるが如きものあり、

耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家戸數の百分比

對農家戸數養蠶戸數	五反未満	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上	五町以上
九〇%以上	五一・〇四	三五・五六	一〇・一六	一九・九	一・一八	〇・〇六
九〇—八〇%	三六・四九	三八・七四	一九・四七	三・九三	〇・九九	〇・三八
八〇—七〇%	四六・一六	三七・七六	一一・五二	二・六六	一・四四	〇・四六
全 郡	四六・三八	三五・〇五	一四・三二	二・七六	一・一六	〇・三二

耕地所有の廣狹により區別したる農家戸數の百分比

對農家戸數養蠶戸數	五反未満	五反以上	一町以上	三町以上	五町以上	十町以上
九〇%以上	五四・三八	三一・九一	一〇・七一	二・六七	〇・三〇	〇・〇四
九〇—八〇%	三九・六二	三一・七〇	二三・一二	四・五〇	〇・八六	〇・二一
八〇—七〇%	三八・四九	三六・〇一	一九・四一	四・〇五	一・六〇	〇・四三
全 郡	四六・六七	三一・二二	一七・六〇	三・四七	〇・八三	〇・二一

自作小作兼營農家戸數百分比

對農家戸數養蠶戸數	自作	小作	兼營
九〇%以上	三〇・五八	三一・二二	三八・二〇
九〇—八〇%	三八・九八	一九・七七	四一・二五
八〇—七〇%	三六・八六	二四・〇一	三九・一三
全 郡	三四・五四	二五・九二	三九・五三

(以上三表は大正八年度のものにして全村合計實數より算出せる百分比なりとす)

依之觀之に農地耕作面積上より云ふときは、五反歩未満のもの養蠶戸數の割合多きを占むる農村に多く、五反歩乃至一町歩に於ては大なる差異を示さざれども、概して耕作する耕地を増す毎に、養蠶戸數の割合を減するが如し、而して如斯きは、大、中、小、過小地主の關係に於ても亦同様にして、五反歩未満の地主の多き農村に於て養蠶戸數多く、一町歩以下に於ては明に其間の差異を認むる事難しと雖も、一町歩以上に於ては其關係全く之に相反せり。

而して之を自作小作兼營農家戸數に於て觀るに、小作及び自作小作兼營のもの割合に多し、然して如斯く小農乃至は過小農多く、小過小地主及小作農自作小作兼營農の少からざる農業組織に對する關係は農業經營の結果判定の一面たる納稅額によりても、明に知る事を得可し、次表は上田稅務署に於ける統計資料を基本として調査せるものにして、納稅種類としては地租、所得稅、營業稅の總計を用ゐたりしものなり。

納稅額により區別したる總戸數の百分比

養蠶戸數農家戸數に對し	三圓以下	三・一五	五・一〇	一〇・二〇	二〇・三〇	三〇・五〇	五〇圓以上
九〇%以上	六二・二九	七・〇二	一一・六一	一〇・五五	二・七八	三・三八	二・三八
九〇・八〇%	五六・二九	六・三八	一三・二〇	一三・一四	三・六六	四・七三	二・六〇
八〇・七〇%	六〇・三七	七・〇七	一二・一八	一一・〇九	三・一四	三・二九	二・八六
全 郡	六一・三四	六・四六	一一・七二	一〇・九七	三・〇七	三・八一	二・六四

(大正八年六月現在)

上表即ち納稅額による農家戸數より觀るに、養蠶戸數の割合九割以上を占むる各村平均に於ては、三圓以下の納稅額なるもの他町村と同じく最も多き數を占むれども、其の割合を觀るに養蠶戸數を増加するにしたがひ、小納稅者を増加するが如し、然して三圓以上二十圓以下にありては明なる差異を認むるに難しと雖も、二十圓以上のものにおいて比較的少し、而して如斯きは農業經營の要素たる農業の規模及び其土地との關係、自作小作兼營農との關係等より立論したる事實と相並行せる結果を表はせるものなりとす。

小縣郡に於ける農業人口一人に對する田畑面積合計(大正九年一月一日現在)は一反二畝四歩二厘六毛(田四畝九歩五七畑七畝四歩六九)にして、如斯き小耕地を以て農民として餬口を支へんとするは寧ろ不可能の事にして之が爲には勢一定土

地面積或は過剩勞力を利用して副業的增收を圖らざる可らず而して如斯き要求は比較的狹隘なる土地を耕作するものほど大なる可きは蓋し論ずるの要なき所なり之れ過小農若しくは小農の比較的多きを占むる地方に於て養蠶戸數農家戸數に比して多きを占むる所以なりとす。

今小縣郡神川村大字國分に於ける實例によるに耕作する耕地の廣狹によりて區別したる農家の(春蠶)養蠶状態を示す時は次表掲ぐるが如き者あり。尙大字國分にありては農家の全部は養蠶家なりしが故に次表に於ける五項合計は直に以て同大字に於ける耕作の耕狹によりて區別する農家戸數を表はすものなりとす。

掃立蠶量	農家戸數				合計
	五反未満	五反—一町	一町—二町	二町—三町	
四畝	四	二	一	一	六
四畝一分—八畝	二	五	一	一	一七
八畝一分—一二畝	二	六	一	一	九
一二畝一分—二〇畝	二	一	一	一	七
二〇畝一分—三〇畝	二	一	一	一	四
三〇畝一分	一	一	六	一	七

合計

二二

一五

一三

一

五〇

之を以て觀るも過小農にありては養蠶を行ふ戸數最も多けれども比較的小規模養蠶を行へるものにして中乃至は大養蠶は中農の比較的基礎ある經營の上に行はるるものなる事を知る而して大農にありては養蠶業の如く繁雜なる業務に携はる事を欲せざるに至るものなりとす。

然して如斯き事實を以てしても過小農乃至は小農が其の生計補助の一として副業的養蠶を行ふ事多きを知るべきなり。

次に小縣郡内養蠶業と他産業との關係を觀んが爲め米麥繭産額比較及び田畑反當地價蠶種製造額等に就て調査するときは次の如きものあり。

米麥繭産額百分比(圓) (大正八年度)

養蠶戸數農家戸數に對し	米	麥	繭
九〇%以上	二九・八〇	五・一六	六五・〇三
九〇—八〇%	三一・二八	四・二五	六四・五七
八〇—七〇%	三二・八四	四・四九	六二・六七
全郡	三〇・八一	四・四九	六四・七〇

田畑反當地價金調 (大正八年一月)

九〇%以上	三三・〇七五(四)	如	一〇・九八六(四)
九〇―八〇%	三三・九四六		一三・四二七
八〇―七〇%	三五・六四八		一二・二四九
全郡	三四・七五五		一二・四五七

上田稅務署調査

前表示せるが如く養蠶業と比較するに普通農業を以てするときは、主蠶農村に於ては米産額少く、麥産額に於ては大なる差異を認めざれども、産繭額多し、而して如斯きは田畑地價金調査にても知る事を得可きものにして、主蠶農村に於ける地價は他に比して低廉なり、而して如斯きは主蠶村が比較的郡内の邊境にあるが故にして、例へば養蠶戸數が農家戸數の九割以上を占むる各村中、神川、川邊の二ヶ村のみが中心に近く、養蠶戸數が八割以上を占むる各村中にては、僅に神科、城下、浦里の三ヶ村のみが郡の中心に近きが如きは之なりとす。

尙之を蠶種製造業との關係に觀るに、次表示せるが如く主蠶農村に於て反つて振はざる状態を表はせり。

對農家戸數	養蠶家百戸に對する蠶種製造家	蠶種製造額
養蠶戸數		
九〇%以上	二・七一	八五七、七九八
九〇―八〇%	四・二一	一、一五一、七七七
八〇―七〇%	五・〇四	一、四七七、四四八
全郡	四・〇九	一、二〇三、七七四

上表示せるが如き結果は養蠶戸數が九割乃至八割の農村に於て、城下、神科、中鹽田の三ヶ村、養蠶戸數が八割乃至七割の農村に於て、鹽尻、泉田の二ヶ村の如きは、小縣郡内主要なる蠶種製造地なるが故に導かれたるものにして、之れ蠶種製造業は普通養蠶業と稍異なる發達を示せるものなるが故なり。

以上各種の事實を以て觀るに、小縣郡養蠶状態は之を二大別にする事を得可し、一つは即ち普通養蠶(繭繭養蠶)にして、之にありては農家の殆んど大部分は養蠶業を行ふものにして、勢産繭額も亦少からず、第二は即ち蠶種製造を主とする農村にして、之にありては養蠶戸數の割合は甚しく大ならざれども、比較的規模の大なる養蠶家多し、而して如斯き二大別を生ずるに至りしは、主として其自然要素の關係上然らしめたるものなりとす、即ち千曲沿岸に沿へる神川、城下、鹽尻、泉田の四ヶ村

の如き、神川に沿へる神科の如きは、何れも歩桑々園に富み蠶種製造上最も良好なる状態を有するものがあるが故なり。

次に養蠶経営形態に就きて観るに、小縣郡内廿四ヶ町村に於ける所謂大中小養蠶と稱するものの掃立蟻量、及び同上飼育戸數に關する報告を綜合する所によれば、次記せるが如きものあり。

	過小養蠶	小養蠶	中養蠶	大養蠶	過大養蠶	計
蠶量八匁以下	八—二〇	二〇—四〇	四〇—六〇	六〇—一二〇		
春 蠶	一、五九八	二、九二五	三、五五六	五三三	一七三	九、七八五
夏 蠶	一、六六五	二、八七三	一、五四四	三六七	七〇	六、五一九
秋 蠶	一、八三八	三、五八一	二、五五六	三七七	六〇	八、四二二

養蠶経営規模たる大中小養蠶とは如何なる蟻量の掃立なるや、其の決定は地方的事情によりて大差ある可きが故に、極めて困難なるものなれども、小縣郡の如き主蠶地方にありては、蓋し前掲せるが如き養蠶経営規模の標準を用ゐ得可きなり、農業経営の規模につきましては「ロッシェル」(Roscher)の分類あり、即ち普通農家一戸にて能くなし得可き農業経営を小農と云ひ、其所有地を管理するを主務となし、時とし

て自ら手を下して労働すれども、敢て自家の地位品格を損せざるを中農と云ひ、殊に専務の管理者を置くを大農となし、小農よりも小なるを過小農、大農より大なるを過大農となせり。(一)

然して如斯き分類の基本觀念は、又前掲せる養蠶経営形態に對しても利用し得可きものにして、小養蠶とは自家一家の勞力を以て蠶兒の飼育をなし得可きものを云ひ、中養蠶とは養蠶經營者は手を飼育労働に下すと云へども、雇傭労働者を入るゝものにして、大養蠶とは其の經營更に大に、養蠶業に對し専務者を入れ、労働者も比較的多數を雇傭するものなり、而して過小養蠶、過大養蠶亦之に準ずべし。

次に養蠶経営規模別による収入を調査するに、百蛾蠶種より蟻量四匁を得る事となし、之に對する郡平均收繭額並に價格を最近五ヶ年平均(自大正四年至大正八年五ヶ年平均)に觀るときは、次表示せるが如きものあり。

掃立蠶種一枚蟻量四匁に對する收繭額

	春	夏	秋	合計(平均)
繭産額(斗)	九・八七	八・六〇	七・二一	八・六六

價格(圓)

六九・七七

六二・三一

五二・九三

六二・四八

然して上表を標準として、春蠶に於て過小養蠶(八匁掃立とす)を行ふとせば、其の収入百三十九圓五十四錢となり、小養蠶(十四匁掃立とす)にては二百四十四圓二十錢、中養蠶にては五百二十三圓二十八錢、大養蠶にありては八百七十二圓十三錢、更に過大養蠶にては千五百六十九圓八十三錢の粗収入を得可し、即ち次表示せるが如し。

掃立蠶量	收穫價格(圓)
過小養蠶	八
小養蠶	一四
中養蠶	三〇
大養蠶	五〇
過大養蠶	九〇
	一、五九九・八三

以上は春蠶一期の計算なれども、之を三期養蠶として計算する時は、過小養蠶にありても尙三百九十圓二錢の収入を得る事となる可し。

尙之を小縣郡に於ける稲作に比較するに、同郡反當玄米收穫は五ヶ年平均に於て、二石一斗にして、一石價格平均二十六圓四錢なるが故に、反當収入は五十四圓六

十八錢たる可し。(稿釋其他副産物を除く)

如斯きが故に過小養蠶家の収入三百九十圓を得んが爲には、七反一畝の水田を耕作せざる可らず、小、中、大、過大養蠶に對比する水田耕作反別及び其の三期養蠶による収入合計を、表記する時は次の如きものあり。

三期養蠶収入合計	養蠶収入に對比する収入を擧げ得可き水田反別
過小養蠶	三九〇・〇二圓
小養蠶	六四七・五二
中養蠶	一、三八七・五八
大養蠶	二、三一二・六三
過大養蠶	四、一三二・七三
	七・二反
	一一・八
	二五・四
	四二・三
	七五・五

尙上表中養蠶規模は春夏秋冬三期とも同一蠶量を單位とせるものにして、例へば過小養蠶三期合計としては春夏秋冬三期とも蠶量八匁づつを飼育せるものとなせり、而して以下之に倣ふ。

養蠶經營規模に關しては前掲せるが如く、小縣郡内二十三ヶ町村の報告によりて觀るも、春蠶にありては中養蠶最も多く、小、過小養蠶之に次ぎたるも、夏秋蠶にあ

りては小養蠶大部分を占め、中過小養蠶之に次げり、尙養蠶労働者一人當りの蠶種掃立額について同じく二十三ヶ村の報告あり、之によるときは次表示せるが如きものあり。

蠶期	一人當り掃立蠶量
春蠶	四・〇匁
夏蠶	三・七
秋蠶	三・五

以上述べたるが如く小縣郡春蠶期に於ては、中養蠶最も多數を占めたるが故に同期に於ては多數の養蠶労働者を所要となせるものにして、夏秋蠶期に於ては概して、養蠶規模小なるが故に其の労働者の一半は、他郡に於ける養蠶労働に従ふ事を得可きものなりとす。

尙養蠶労働に關しては蠶兒飼育法が多なる關係を及ぼすものなれども、小縣郡に於ては殆んど大部分判桑育に依れるものにして、春蠶期に於て條桑育戸數は約二割、全芽育又僅少數を算せしに過ぎず。

以下大正八年に於ける小縣郡蠶業統計を附記して、本節を終る可し。

養蠶戸數 桑園反別 掃立枚數 收繭總額 同 價 格	春 蠶		夏 蠶		秋 蠶		實 數
	掃立	收繭	掃立	收繭	掃立	收繭	
養蠶家 一戸當り	四・一	四・一	二・九	二・九	二・四	二・四	七・二八 枚
蠶種一枚當り	一・二〇	一・〇八	三・一〇	一・〇八	〇・九一	〇・九一	八五・四圓
桑園一反步當り	—	—	—	—	—	—	一・八三七 石
養蠶家一戸當り	—	—	—	—	—	—	四・二七三 反
備考	蠶種一枚は百蛾附けなり (大正八年現在)						
	小縣郡統計書						

第二節 養蠶労働問題概論

廣袤五十四方里長野縣の中心に位する小縣郡は、其中央を東より西に流るる千曲川及び之が一支流として南より北に流下する依田川とによりて、自ら三大部分

に別たれたり、川東(上田町を除き十一ヶ村)川西(十一ヶ村)依田窪(丸子町を除き十一ヶ町)即ち之なりとす。而して之が農蠶業状態は前述せるが如く長野縣中の春蠶飼育地として第一位を占むるものにして、殆んど養蠶が主業をなせるが如き地方的状態を現はせり。

蠶種掃立時期は以上三大部によりて多少の相異あれども(依田窪は常に一週間位遅し)春蠶にありては五月十五日頃、夏蠶にありては七月十五日頃、秋蠶にありては八月十日頃其の掃立をなすものなり。

而して郡内養蠶可給労働力に對し遙に多量の蠶兒の掃立をなすが故に、一時的労働として多數の養蠶労働者を所要とするものなり、大正四年小縣郡内二十四ヶ村に於て養蠶に従事せし總人員を調査せしに次表を得たり。

二十四ヶ町村人口合計	九四、三四六
廿四ヶ村に於ける可給労働人口	三七、七三八
春蠶に従事せし人口	五〇、九五九
夏蠶に従事せし人口	三五、八五六
秋蠶に従事せし人口	三七、六二一

可給労働人口とは帝國統計年鑑による調査より十五歳乃至六十歳迄の人口を全國人口の五割七分三厘七毛となし、之が三分の二を以て充てたるものなり。

之に依るときは春蠶に於ては約一萬三千人の労働者の不足を見る可く、夏秋蠶にありても其剩餘多からず、抑も如斯き方法を以て労働状態を研究するに於ては、労働市場の労働賣買に對する便否、其他各種の事情を參酌せざる可らず、而してかかる統計的研究により其立論根柢の概略は之を得可きも、時あつてか其の不足の如きは倍せらるゝ事なきに非ず、殊に本邦労働市場の現状に於ては、其感を深うするものあり。

小縣郡内各村役場の報告を綜合するに、春蠶時期に於て雇傭せし労働者の總數は郡内十六ヶ村の合計に於て七千三百九十三人、夏蠶期に於て四千九百人、秋蠶期に於て五千六百七十七人なりき。小縣郡三十四ヶ町村(上田町を除く)に於て同じ割合を以て労働者を所要するものなりと假定する時は、春蠶労働者にありては一萬五千七百十人に當る可く、夏蠶にありては一萬四百十三人、秋蠶にありては一萬二千六十四人となる可く、合計三萬八千一百八十七人を算す可し。

而して之を前掲せる養蠶に従事せし人口に對比する時は、最多二分の一、最少五分の一に該當する様を示せり。雇傭労働者亦尠しと云ふ可らず、今小縣郡内養蠶労働問題を論ずるに當り、養蠶労働問題概論なる題目の下に労働者の性質、労働の状況、労働者の待遇、蠶業労働者の社會的及經濟的關係に就て論究する所ある可し。以下立論の基本たらしむる材料は、大正四年八月下旬より九月上旬に至る約二週間、著者が長野縣中央五郡殊に小縣郡各町村を順歴して調査せし資料、及び大正五年三月以降、上田蠶絲専門學校より小縣郡各町村に向つて蠶業労働問題に就て照會し之れより得たる回答、及び上田、丸子警察署並に同分署以上警察にて小縣郡全部の警察事務をとるに對し、管内口入業者、木賃宿、旅館等に就て蠶業労働問題に關し照會し、之等より得たる回答を基本として編纂せるものなりとす。

而して茲に附記す可きは、養蠶労働の状況は、生絲價格の高低、絲況良否の如何によりて甚しき影響を受くるものなるが故に、調査の年次によりては其平調を失するものなきに非ざる事之なり、然れども本調査をなせる大正四年にありては春夏蠶共に極めて平順にして、秋蠶初期に於て歐洲戰亂勃發せしと雖も、尙戰局甚しく

擴大せられざりしが故に、敢て養蠶労働事業に對して其平靜を破るに至らざりき。

一、養蠶労働者の性質

前述せるが如く小縣郡二十四ヶ村に於て養蠶に従事せし人口は、春蠶に於て五萬九百五十九人、夏蠶に於ては三萬五千八百五十六人、秋蠶に於ては三萬七千六百二十一人なりき、之を三十四ヶ町村に於て(上田市を除く)同一割合となすときは、小縣郡全部に於て春蠶期七萬二千九百九十二人、夏蠶期五萬七千九百九十六人、秋蠶期五萬三千二百九十六人となる可し。

然るに可給労働人口は五萬三千四百六十二人なるが故に、春蠶期に於て約二萬の労働者は絶體數に於て不足する事となる可く、秋蠶に於ては絶體數より云ふ時は相償ふ可きも、尙一萬乃至一萬二、三千の臨時雇傭労働者を要するものあり。之れ前述せる労働者一人當り春夏秋蠶掃立蟻量を見るも、夏秋蠶にありては春の四割割當に對し、三々五分位を普通となせるものなるが故にして、如斯きは夏秋蠶期にありては氣温高く、爲めに多くの給桑を要し、除沙も頻繁ならざる可らざると共に、桑葉の摘採其他に對しても春蠶期に比すれば多くの勞力を要する爲なりとす。

而して如斯き不足労働者は、出稼労働者によりて補はるゝものにして、小縣郡内十六ヶ村に於て調査せる所によるに、次表示せるが如きものあり。

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		計
	自由労働者	契約労働者	自由労働者	契約労働者	自由労働者	契約労働者	
出稼人	一、六五五	一、七四四	一、二一九	一、〇六五	一、五四四	一、〇四〇	三、四一八
計	三、三九九	四六・〇	二、二八四	四六・五	二、五八四	四・五・五	八、二六七
地方人	二、四七八	一、七一六	一、七一六	二、〇九三	二、〇九三	六、二八七	四六・二
計	一、五一六	九〇・〇	二、六一六	五三・五	三、〇九三	五四・五	九、七〇三
自由労働者	三九九四	四一三三	二、九三五	三、六三七	二、〇四〇	七、二六五	一〇、七〇五
契約労働者	四、一三三	三、二六〇	一、九六五	四、九〇〇	一、〇〇〇	五、六七七	一七、九七〇
合計	七、三九三	一〇〇・〇	四、九〇〇	一〇〇・〇	五、六七七	一〇〇・〇	一〇〇・〇

依之觀之に三期計に於て出稼労働者と地方労働者との割合は四割六分二厘と、五割三分八厘にして、各期養蠶によりて其間大なる差異を認めず。次に自由日傭及び契約日傭の關係を觀るに、次表示せるが如きものあり。

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		計
	自由日傭	契約日傭	自由日傭	契約日傭	自由日傭	契約日傭	
自由日傭	四、一三三	三、二六〇	二、九三五	一、九六五	三、六三七	二、〇四〇	一〇、七〇五
契約日傭	五五・九	四四・一	五九・九	四〇・一	五九・九	四〇・一	五九・五
計	九、七〇三	七、七二〇	四、九〇〇	六、九〇五	九、二七〇	六、〇八〇	一七、九七〇

如斯く各期を通じて自由日傭は契約日傭に比して多數を占めたり、之れ五郡蠶業労働者の事情に於て論じたるが如く、小養蠶家或は小農等が一時的蠶業労働者たるによるものにして、如斯きは次表示せる自由日傭中、土地労働者が各期を通じて出稼労働者に比し多數なる事(五割八分八厘)又は契約日傭中、出稼人の方土地労働者に比し常に多きを占むる事(三養蠶期を通じて五割三分三厘)等によりても知り得可きなり。

自由日傭	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		合計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
出稼人	一、六五五	四〇・〇	一、二一九	四一・五	一、五四四	四二・五	四、四一八	四一・二
土地労働者	二、四七八	六〇・〇	一、七一六	五八・五	二、〇九三	五七・五	六、二八七	五八・八
自由日傭計	四、一三三	一〇〇・〇	二、九三五	一〇〇・〇	三、六三七	一〇〇・〇	一〇、七〇五	一〇〇・〇

第四章 長野縣小縣郡養蠶労働状態 一五三

契約日傭

出稼人	一、七四四	五三・五	一、〇六五	五四・二	一、〇四〇	五一・〇	三、八四九	五三・三
土地労働者	一、五一六	四六・五	九〇〇	四五・八	一、〇〇〇	四九・〇	三、四一六	四六・七
契約日傭計	三、二六〇	一〇〇・〇	一、九六五	一〇〇・〇	二、〇四〇	一〇〇・〇	七、二六五	一〇〇・〇

次に労働者の性別状態を観る時は、次表示せるが如きものあり。

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		合計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
男	三、六五四	四九・四	二、一五二	四四・〇	二、五八六	四五・六	八、三九二	四六・七
女	三、七三九	五〇・六	二、七四八	五六・〇	三、〇九一	五四・四	九、五七八	五三・三
計	七、三九三	一〇〇・〇	四、九〇〇	一〇〇・〇	五、六七七	一〇〇・〇	一七、九七〇	一〇〇・〇

之によりて之を観るも、各期共に女子労働者は割合に男子に比して多數を占めたり、而して尙之を詳細に観るに其割合夏秋蠶期に於て甚しとなす、之れ五郡労働者の状態にて詳説したるが如く、夏秋蠶期に於ては男子は他農事に比較的労働を要するものあると共に、桑葉の摘採の如きは女子の特殊労働たるものなるが故なりとす。

要之に養蠶労働者としては、春蠶時期に於て約二萬人、夏秋兩期に於て各一萬二

三千人の一時的労働者を要するものにして、如斯き所要労働者は地方労働者過半(五割三分八厘)を占むるが爲め、勢自由日傭多く(五割九分五厘)労働者の性別より云ふときは婦女子労働者、男子労働者に比して多し(五割三分四厘)。

而して如斯き性質を有する小縣郡養蠶労働者の一部は、長野縣内(殊に同郡或は同村のものあり)より、他は廣く近隣諸縣より之を得るものなり、小縣郡に於ける實狀よりするときは、縣外供給のもの(五割一分七厘六毛)縣内供給に比し稍多き結果を表せり、今其詳細を知らんが爲に縣内及び縣外労働者の重なる供給郡、及び府縣を掲ぐるときは次表示せるが如し。

郡名	男		女		計	労働者總數の百分比
	實數	百分比	實數	百分比		
小縣	七三八	七三・三	七六三	一五〇・一	一、五〇一	四八・八五
北佐久	一七六	一〇〇・〇	一〇〇	二七六	二七六	八・九八
南佐久	九四	七三	七三	一六七	一六七	五・四三
諏訪	五四	四六	四六	一〇〇	一〇〇	三・二五
東筑摩	二五	一〇	一〇	三五	三五	〇・八一
更級	四五	一〇	一〇	五五	五五	一・七九
植科	二七	一七	一七	四四	四四	一・四三
計	一、五〇一	一〇〇・〇	一、五〇一	一、五〇一	三、〇〇二	一五・五

上水内	二四	五	二九	〇・九四
其他	三〇	五	三五	一・一四
不詳	三四六	四九五	八四一	二七・三七
合計	一、五五九	一、五一四	三、〇七三	一〇〇・〇〇

之に依りて之を觀るに、自郡の供給最多く、縣内労働者の殆んど半にも及ばんとするものあり(四割八分八厘五毛)之に次ぎては北佐久、南佐久、諏訪の三郡にして、同三郡にありては前述せるが如く氣候關係上養蠶季節を異にせるが故に、相互間に於て労働者の需給相應ずること多きが故なりとす、而して此關係は性別に於て大なる差異を認めざるものなり。

次に小縣郡養蠶労働者として長野縣外より來れるものは、次の各縣主たるものなり。

縣名	男	女	計	労働者總數の百分比
新潟	五八四	四九九	一、〇八三	三三・七〇
群馬	二八八	二八一	五六九	一七・七〇
富山	二四三	五一	二九四	九・一五
埼玉	四五	二〇	六五	二・〇二

岐阜	二一	一六	三七	一・一五
山梨	五	三〇	三五	一・〇九
其他	三一	二	三三	一・〇三
不詳	五六八	五三〇	一、〇九八	三四・一六
合計	一、七八五	一、四二九	三、二一四	一〇〇・〇〇

依之觀之に小縣郡に養蠶労働者として入込むものは、新潟、富山即ち北越地方よりの労働者と、關東地方のものに大別し得可く、前者にありては農業季節及び其地理的距離比較的小縣郡に近接するものあるが爲にして、同地方よりの労働者の多數のものは彼等より云ふときは小縣郡に於て、同年第一次の養蠶飼育を行ふものなりとす、然れども群馬、埼玉其他の地方より來れるものには、郷里に於ける早場の蠶兒飼育に當れるものなるが故に、多數のものは第二回目一部のものにありては、第三回の蠶兒飼育を小縣郡に於て行ふものなりとす。

二、蠶業労働者の労働狀況

小縣郡に入込める漂泊労働者は前述せるが如く二種に大別し得可し、一は即ち北陸地方の労働者にて、他は關東地方のもの之なりとす、而して何れも六月二十日

頃を中心となし、多くは上田市に来るものにして、同市に於ては口入營業者、木賃宿
 其他同労働者の就職に、或は滞在に便なるものがあるが故に、大多數の蠶業労働者は
 此所を中心となせるものなり。

養蠶労働者の求職は次表示せるが如く、桂庵によるもの、直接交渉のもの、前期雇
 傭関係のもの、被雇人の紹介によるもの、等主なるものなる事次表示せるが如し。
 三期養蠶合計(郡内十五ヶ村報告)

	男子		女子		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
桂庵によるもの	二、三六七	五〇・五	一、九五二	四〇・二	四、三一八	四五・三
直接交渉	一、〇四六	二二・三	一、一〇五	二二・八	二、一五一	二二・六
前雇關係	八五八	一八・三	一、一九三	二四・六	二、〇五一	二一・五
被雇人紹介	四一五	八・九	六〇一	二二・四	一、〇一六	一〇・六
計	四、六八六	一〇〇・〇	四、八五〇	一〇〇・〇	九、五三六	一〇〇・〇

之を以て觀るに男子労働者にありては、其過半は桂庵によるものにして、直接交
 渉、前雇關係、被雇人紹介等の方法によりて求職するもの、順次之に次げり、然れども

婦女子にありては、其性質上桂庵によるものは男子労働者に比して少く、前雇關係、
 直接交渉、被雇人の紹介等何れも男子労働者に比して、多き割合を示せり。

桂庵即ち口入業は、本邦従来よりの職業紹介所たるものにして、養蠶労働者も亦
 其約半数は之の機關を通じて求職する状態にあり、今大正四年に於ける小縣郡内
 二十三ヶ町村に於ける口入に關する統計的調査を示す時は、次の如きものあり。

	男		女		計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
口入總數	四、七八七		三、〇〇六		七、七九三	
養蠶關係	三、一〇五		二、七二五		五、八三〇	七四・八
農業關係	一、六六七		二六一		一、九二八	二四・七
製絲關係	一五		二〇		三五	〇・五

註 上表は小縣郡内二十三ヶ町村の口入業者の口入状態に關する調査にして、養蠶勞
 働者の求職状態に關する十五ヶ町村の報告とは直接何等の關係なし

之に依りて之を觀るに、小縣郡に於ける労働者口入状態は、養蠶關係のもの七割
 以上を占むる有様なり、而して如斯きが故に勢期節的となるは言明を要せざる所
 なりとす。

月次	口入總數		内養蠶關係	
	男	女	男	女
一	1	6	1	5
二	2	20	1	18
三	18	19	6	17
四	92	100	43	57
五	506	526	327	199
六	1,545	911	1,085	460
七	1,347	650	828	519
八	900	525	660	495
九	280	221	202	191
一〇	92	21	11	11
一一	4	6	1	1
一二	1	1	1	1
計	4,787	3,006	3,105	2,725

之によるときは養蠶労働者口入總數五千八百三十人中、五六七八の四ヶ月に於ける口入數は、五千二百四十二人、即ち總數に對し八割九分九厘に當れり。

以上は養蠶労働者の口入に關する状態なれども、養蠶労働者は如斯き口入業、或

は前述せる各種の方法によりて求職するものにして、労働者入込の時期は、春蠶期にありては、六月中旬以後即ち蠶齡より云ふ時は四齡以後の勞力を要する事最も多き時期なりとす、夏蠶にありては七月二十五日頃、秋蠶にありては八月二十日頃蠶齡は何れも四齡乃至は五齡時期なりとす。

養蠶労働者の労働としては男子労働者の主なる業務は、桑園に於ける葉條の刈取り及び之が運搬、桑園の手入、其他比較的勞働力を要する作業に従ふものにして、婦女子労働者は、桑抜き、給桑、除沙、分箔等の蠶兒の飼育より、之が上簇に至る迄の操作、即ち綿密にして精緻を要する労働に従事するものなりとす。

労働時間は、午前四時前後の起床にして、春蠶飼育にありては午前五時頃第一回の給桑をなし、午前十一時頃第二回の給桑をなし、其間除沙を行へり。而して晝食後二時間位の休憩時間あるを普通となせり、爾後は午後四時頃に第三回の給桑をなし、午後十時頃第四回の給桑をなし、其間除沙を行ふを普通の方法となせり。如斯きが故に午後十一時頃就床する事を得可く、起床より就床迄は十九時間を算すれども、内晝食後の二時間、及び朝食前第一回除沙後、第三回給桑後各三十分間位、夕

食後二時間位の休憩時間を有するが故に、結局純粹労働時間は十三時間乃至十四時間となるものなりとす。

然れども夏秋蠶の飼育に於ては、氣温高ければ蠶兒の發育進捗し、爲に(春蠶は四十日位にて上簇すれども、夏秋蠶は其飼育期間二十日乃至二十五日位となす)勞力は春蠶に比して更に集約なるものにして、第一回給桑は午前三時頃なるを以て其労働時間比較的に長し。

以上は剉桑育による蠶兒飼育の四五齡時期に就て述べたるものなれども、條桑育に於ては桑扱きの要なきのみならず給桑回数を減じ場合によりては除沙をも行はざるものなるが故に、其所要勞力は剉桑育に比して遙に少し而して條桑育に關しては、後章に於て説述する所ある可きが故に茲に於ては詳説せず。

三、養蠶労働者の待遇狀況

本項目に於ては主として労働者の寄宿狀態、給養問題に就きて論述す可し、出稼労働者が郷里より其求職の途に上るに際しては必ずや、木賃宿乃至は安宿に宿泊するものにして、それより各養蠶家に赴くものなりとす、今小縣郡内十五ヶ町村の

報告によると、木賃宿及安宿の營業者數は四十四戸にして、同疊數總計は千百五十八疊、平均一戸の木賃宿に對し二十七疊弱たる状態なり。

春蠶時期に於ける出稼労働者總數は、三千三百九十九人なりき、今假に同出稼労働者の五分の一の人員が、常に木賃宿、安宿に其出盛期に於て宿泊するものなりとせば、約七百人となる可く、労働者一人に對し一疊餘の割合となる可きが故に、宿泊に對しても何等性別上の取扱ひをなす事難く、青春男女労働者、疊餘の席に蚊帳を同うして、夏宵の薄夢を結ぶなど、風教上より云ふも誠に寒心に堪へざるものあり。次表は小縣郡内に於ける月別木賃宿及安宿々泊者、及び之が比較研究を便にせんが爲め、旅館宿泊人と對比したるものなり。

小縣郡内宿泊人調査

月次	木賃宿及び安宿		旅館	
	男	女	男	女
一	二、一九二	六二六	二、八一八	計
二	一、六九五	五二四	二、二一九	五、一二九
三	二、二〇九	五四四	二、七五三	一、六二六
				計
				五、〇〇二
				一、一七八
				六、一八〇

四	二、三一九	六七六	二、九九五	四、二四八	一、一三四	五、三八二
五	三、三三〇	一、〇〇二	四、三三二	四、三二二	一、二七一	五、五九三
六	三、一五三	一、五六一	四、七一四	四、六一三	一、六七八	六、二九一
七	四、九七八	一、九八三	六、九六一	五、五四〇	一、〇五七	六、五九七
八	四、四九七	一、四〇三	五、九〇〇	五、五九七	一、一八一	六、七七八
九	三、七二九	九三三	四、六六二	五、五七四	一、三四九	六、九二三
一〇	二、二八七	六〇八	二、八九五	五、三二八	一、二三八	六、五六六
一一	一、八八九	四六二	二、三五一	四、四八〇	一、七九二	六、二七二
一二	二、〇二七	五六八	二、五九五	三、五八三	一、〇〇一	四、五八四
計	三四、三〇五	一〇、八九〇	四五、一九五	五七、六五七	一六、五二〇	七四、一七七

依之觀之に木賃宿及び安宿にありては、五月乃至九月の五ヶ月は順に宿泊人を増加するものにして、殊に婦女子は他の季節に比し二倍乃至三倍の多きに上れり、然れども旅館宿泊人に於ては、該季節に於ても大なる差異を認めず。之れ養蠶労働者の大部分が、如斯き木賃宿乃至は安宿に宿泊する状況を示せるものなりとす。

而して養蠶労働者は先づ如斯き木賃宿乃至は安宿に、漂浪の身を横へて故國を

夢み、それより田園に其労働を求むるものなり、而して養蠶労働者は前述せるが如く婦女子労働者比較的多く、其年齢も亦青年期より中年期なるもの多數となせるが故に、其寄宿に關する状態は之れ一つの大なる社會問題の端緒なりと云はざる可らず。

養蠶家に於ける寄宿の状態は、一般より云ふときは其設備完全には非ざれども、家族に伍して或は年雇の下女下男と共に其寄宿を得るが故に諸外國に於けるが如き窮狀にあらざるは幸とする所なり。

次に養蠶労働者に關する給養状態は、亦頗る研究に價するものなれども、其材料に乏しきは遺憾とする所なり。

養蠶労働者の食料は、多くは麥飯にして副食物は朝夕味噌汁を供し、澤庵漬物、味噌製品、其他蔬菜、菽豆の調理物主なるが故に、其大部分は皆養蠶家の生産品なりとす、又た稀には鹽魚乾魚等を用ふれども、肉類生魚等は殆んど之を用ゐざるものなりとす、醫學博士稻葉良太郎氏が本邦農夫の營養に就て調査研究せる所によるに、次の如き結果あり。

一日平均攝取食量及其營養量

	濕量(瓦)	乾量	蛋白質	脂肪	含水炭素	總濕量(カロリー)
主食	二、一〇四・〇	六九二・三〇	六七・二〇	一一・九八	五六〇・八〇	二六八六
副食	六二一・八	四二・一〇	九・二〇	四・四九	七・七三	一一一
其他副菜	三六七・二	九〇・二八	二五・四八	七・七七	二八・八三	二九五
合計	三、〇九三・〇	八二四・六八	一〇一・八八	二四・二四	五九七・三六	三〇九二

即ち食物より攝取する總濕量の八割七分は、主食より供給するものにして、前項攝取食物より活用したる營養素及び濕量は左の如し。

蛋白質(瓦)

脂肪(瓦)

含水炭素(瓦)

總濕量(カロリー)

七一・九四

一五・七六

五九一・一九

二八七七

以上及び其他各種の試験の結果、檢索せし農夫は殆んど植物性營養物によりて生活を營むと雖も、食品の選擇配合調査宜を得て、食くして嗜好素に富み、消化を良好ならしめ、假令其食物の脂肪に貧しく蛋白質の供給又た「フォイト」要求量に及ばざるも、主として含水炭素の活用によりて繁劇なる労働を營爲し、物質消耗を補償するに充足なる「カロリー」を攝取し、由て以て蛋白質に節約し、脂肪を増生して強壯なる身體の發育を得せしむるを、推考す可し云々。(稻葉良太郎、本邦農夫の營養に就て)

之を以て觀るも其食料豐潤なるものなりと云ふ可らざるも、尙労働に對して不足なりと云ふ可き程のものに非ざるが如し、殊に其他の給養として一日三四回は必ず茶を給し、漬物或は駄菓子等を與ふるを普通となすが故に、其待遇状態は歐米に於ける労働者に比す可くも非ず、尙労働者待遇問題としては賃銀其他支給物に關する事あれども、後節に於て之を述べ可し。

四、養蠶労働者の社會的關係

毎年五月より九月に至る養蠶期五ヶ月の間小縣全郡に於て如斯く四萬乃至五萬の期節的労働者の入込を觀るは、その關係する所管に農蠶業に止らずして、廣く社會的大影響あるものなりとす、之れ本項の主要研究問題なりとす。
漂泊養蠶労働者の出身地方に就ては、各町村役場に依頼を調査せるものあり、之れ前述せる所なれども、尙茲に口入業者の調査による養蠶労働者中口入業者の手を経て就職せしもの、出身地方別を觀るに次表示せるが如きものあり。

實數	男		女		計
	男	女	男	女	
縣内養蠶労働者	一、三九八	一、三七四	二、七七二	六一〇	五五・八
長野縣小縣郡養蠶労働状態					五八・三
百分比					一六七

養蠶労働経済論

一六八

縣外養蠶労働者	八九三	一、〇九二	一、九八五	三九〇	四四・二	四一・七
合計	二、二九一	二、四六六	四、七五七	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

小縣郡内十八ヶ町村の報告

前述せるが如く縣外養蠶労働者は、之を二大別し得可く、一は北陸地方の養蠶の盛ならざる地方より、其農閑の時期を利用して出稼するものにして、他は東京埼玉群馬等の主蠶地方に於て、早場の蠶兒飼育を終りて入込み來るもの之なりとす、而して如斯きが故に、後者にありては少くとも前一場所の養蠶労働を行へるもの多し、次表は蠶業労働者の性質として如斯き點に就きて調査せるものにして、小縣郡内十九ヶ町村に於ける、實狀によれるものなりとす。

男子労働者

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		三期合計
	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	
郷里より直に入りしもの	一、六六一	四三九	三二八	二、四二八	二、〇五八	六二二	二二二
前一場所を終りたるもの	八四五	八五九	三五四	二、〇五八	六二二	二二二	二二二
前一場所を終りたるもの	二〇八	一九八	二一六	六二二	二二二	二二二	二二二
前三場所を終りたるもの	二一	七五	一三六	二二二	二二二	二二二	二二二
前四場所を終りたるもの	五	一〇	七	二二二	二二二	二二二	二二二

合計	二、七四〇	一、五八一	一、〇四一	五、三六二
----	-------	-------	-------	-------

女子労働者

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		三期合計
	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	
郷里より直に入りしもの	一、四〇三	三三〇	三五八	二、〇九一	一、〇三八	三一一	一〇六
前一場所を終りたるもの	三五八	五〇一	一七九	一、〇三八	三一一	一〇六	九
前一場所を終りたるもの	八〇	一六一	七〇	一〇六	九	九	九
前三場所を終りたるもの	一五	六二	二九	一〇六	九	九	九
前四場所を終りたるもの	二	七	一	九	九	九	九
合計	一、八五八	一、〇六一	六三六	三、五五五	三、五五五	三、五五五	三、五五五

總計

	春蠶期		夏蠶期		秋蠶期		三期合計
	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	郷里より直に入りしもの	前一場所を終りたるもの	
郷里より直に入りしもの	三、〇六四	七六九	六八六	四、五一九	三、〇九六	九三三	三三
前一場所を終りたるもの	一、二〇三	一、三六〇	五三三	三、〇九六	九三三	三三	三三
前一場所を終りたるもの	二八八	三五九	二八六	九三三	三三	三三	三三
前三場所を終りたるもの	三六	一三七	一六五	三三八	三三	三三	三三
前四場所を終りたるもの	七	一七	七	三三	三三	三三	三三
合計	四、五九八	二、六四二	一、六七七	八、九一七	八、九一七	八、九一七	八、九一七

普通關東地方より來れる養蠶労働者の労働経路を調査するに、彼等は先づ郷里にありて春蠶を飼育し、上簇後群馬縣の山間部なる北甘樂、碓氷或は利根郡等の晩

場所の春蠶飼育に労働をなし、小縣郡に入り込み來るものにして、上田平の春蠶飼育労働を行ひ、それより南北佐久郡に於ける春蠶飼育に雇傭せられ、再小縣上田平に歸來し、折から最も勞力を要する事多き夏蠶飼育をなし、更に再南北佐久に向ひ、同地方の夏蠶飼育をなし、爾後は峠越をなし、諏訪郡或は東筑摩郡下に於ける秋蠶労働をなし、九月中旬各郷里に向ふるものなりとす。

如斯き漂泊労働者の殆んど半數は、婦女子労働者たるものにして、之れ愛蘭土農業労働者、或は米國小麥收穫労働者と、其趣を異にせるものなり。而も其年齢たるや二十五歳以下にして、未婚のもの過半を占むる有様なり。

年齢		男		女		計
一五—二〇歳	計	五〇〇	七二四	二	二	一、二三四
	未	五五五	七八三			一、三三八
	既					
一五歳未満	計	三五	一〇九			一四四
	未	三五	一一一			一四六
	既		五九			一四
合計						二

年齢		男		女		計
二〇—二五歳	計	一、〇五七	四一四	七二八	一、七五五	六九一
	未	一、三三四	一、一三二	三八〇	二、四六六	八〇三
	既	四四八	三一一	二九九	七五九	一、五六二
二五—三〇歳	計	八七一	六九一	三八一	一、一六二	八六一
	未	五六二	二九九	八二	三〇一	一、一六二
	既	二一九	三八一	一五二	四四八	七六
三〇—四〇歳	計	七八一	一五二	二〇	七六	九五
	未	三五二	一七二	二四	五二四	一〇
	既	七二	二四	八	九五	一〇五
五〇歳以上	計	七三	三二	一、三三〇	一、七五五	三、〇一四
	未	一、六八四	一、九七二	三、三〇二	四、二八九	七、三〇三
	既	二、三一七	三、三〇二			
合計	計	四、〇〇一	一、七七一			一七一

既婚	四二・一	四〇・三	四一・三
未婚	五七・九	五九・七	五八・七
合計の百分比	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

上表を以て観るに、二十歳以下の婦女子労働者は、實に八百九十四名にして、總婦女子労働者に比し二割七分七毛に當り、二十五歳以下の婦女子労働者として考察する時は、實に二千二十六名の多きに達し、總婦女子労働者の六割一分三厘六毛を占むる有様なり。

而して婦女子労働者の過半(五割九分七厘)は、未婚者にして而も妙齡なるもの殆んど大部分を占めたるものなること、之等統計的事實を以ても亦如斯き養蠶漂泊労働者の一部のものは、其婚資を得んが爲めに他郷に出稼するものなる事を、推知し得可きなり。

尙男女共、既婚者にして養蠶漂泊労働に従事するものは、その生計の補助を得んが爲め季節的労働をなす事、愛蘭土農業労働者の場合と異なる事なし、尙男女共未婚者にて如斯き労働に従事するもの、一部には、大都市に於ける下働き等の一時的労働に従へるものが、夏期の閑暇期に地方に出稼するものあり、材木揚場の人足、千

葉茨城等の醸造人夫の如きは之なりとす。

教養なき農家の子女が、家郷を離れて遠く漂泊男子労働者として伍して激務に服す、小羊を狼群に放つと、蓋し之れ其選を一にす可し、之れ社會風教上忽にす可らざる點の一つなり、尙如斯き養蠶農村の主要部には、何處に於ても下等飲食店を見るものにして、男子労働者旬日の勞苦は半宵の遊興によりて空しくせらるゝが如き、喜悲劇を見る事少からず。

北米小麥栽培地方に於ける收穫期に、收穫労働者の入込みあると共に、他の意味の收穫者の入込みを観るものありと云へども、本邦養蠶地方に於ても如斯き漂泊労働者に寄生する、各種の社會的害惡を観るものなり。(二)

之を例へば篇蟲の如き賭博者の入込み、蜘蛛の如き賣婦の媚諂、其他擧げて數ふ可らず。(三)

如斯く漂泊養蠶労働者は、風教上面白からざる影響を及ぼすものあると共に、季節的に(小縣郡一郡としても)三萬乃至四萬の養蠶労働者の集中を観、其一部は全く漂泊労働者によりて占めらるゝものなるが故に、勢犯罪數の増加、社會的不安等を

惹起するものなる事言を要せざる所なりとす。

殊に大正九年春蠶時期の如きは、財界の大變動の爲め商工業界に於ける失職労働者を初め、下層労働階級者の窮迫、漸く相加れるものあり、勢田園に職を求めんが爲め地方に移動せる漂泊労働者の數を増加せしも、養蠶界亦絲價の低落の爲め大打撃を蒙り、一石二十圓以上を見込める繭價も、漸く其三分の一にも且つ及ばざるが如き景況をあらはせり、爲めに運場の養蠶家は其掃立數を激減し、自家の労働を標準として飼育するが如き、有様となりしが、爲め労働者の需要激減し、長野縣中央五郡何處の中心都市に於ても、木賃宿安宿に徒食するもの甚しきは千を以て數ふるに至れり、小人の閑居、而も餘裕なき生活を送れる彼等の餘憤を他に洩せるは、蓋し説明の要なかる可し。

本邦の農業労働者の間には、未だ労働組合の存立を認めず、ましてや米國に於て觀るが如きI.W.W.の運動の如きは、全く之を見ざれども、社會的不安は彼等を驅つて、極端より極端に赴かしむるが如き憂なしとせず。

蓋し調和を失せる労働、平調を破れる労働團體の社會的重要問題たるは、説くの

要なかる可し、茲に暫く本邦養蠶漂泊労働問題に關し、更に深く論究する筆意を殘して、諸外國に於ける農業漂泊労働の狀況に就て述べ、以て比較研究する所ある可し。

註 (一) Roscher, Wilhelm :

Nationalökonomik des Ackerbaues. Seite 209—210

Demgen es nennen wir A. gras: ein solches Landgut, das einen Wirt der gebildeten, höhern Klasse schon mit der blossen Direktion des Betriebes voll besch. Hiezu gehören die meisten sog. Rittergüter…… B. Ein mittleres Gut beschäftigt seinen Wirt mit der blossen Direktion nicht vollständig; derselbe hat vielmehr Zeit übrig, um auch an den größeren auszuführenden Arbeiten teilzunehmen und gehört einer Standes- und Birgungstute an, welche dies keineswegs verschmäht…… C. Kleine Güter sind solche, die in der Regel nur von dem Wirt selbst und dessen Familie bestellt werden, oder deren Arbeitskraft auch vollständig in Anspruch nehmen. D. Wo die Landwirtschaft zu gering ist, um auch nur eine Familie ganz zu beschäftigen, da sollte man gar nicht mehr von Landgütern, sondern bloss von Parzellen reden.

註 (二) Speck P. A. :

The Preliminary Investigation of the Harvest Hand Situation in the States of Kansas and Missouri. (Copy) ……There are other men who are engaged in "Harvesting" the harvest Hand. These are pickpockets, gamblers, secret whisky sellers, bootleggers, and all sorts of petty criminals.

註(三) 佐久地方にては賭博の事を「草むしり」と稱して、晝休等に森林中にて賭博を行ふ、多くは骰子を用ふるものにして、骰子三つのものを狐と云ひ、四つものを狼と云ふ。

「てんや」節とは、諏訪地方に於ける下等俗話の語り法にして、之に合せて青年男女労働者卑猥なる語をなせり。

諏訪の平の尾のない狐、わしも一度はだまされた。

諏訪の平のよしなら二本、思ひきるよしきらぬよし。

第四章に於て引用せる重なる参考書

小縣郡役所

小縣郡統計書

上田稅務署調査

小縣郡郡會議員選舉人名簿(大正八年)

第五章 海外に於ける農業季節労働者の移動

農業労働者の季節的移動は各國其例を觀るものなれども、其最著名なるは愛蘭土農民が農業労働者として、英本國に季節的移動をなし「ホップ」馬鈴薯等の收穫に關する農務を行ふ、所謂愛蘭土農業労働者(Irish Agricultural Labourers)及び米國小麥栽培地方なる「ミネソタ」「北ダコタ」「カンサス」等に於ける收穫労働者(Harvest Hands)の季節的移動、及び獨逸「ザクセン」に於ける甜菜栽培労働者として同國東北部地方より季節的移動を觀る、所謂「ザクセンゲンドライ」(Sachsengendrei)等なる可し。

今本邦養蠶漂泊労働者の状態に比較するに之等の事情を以てす可し、然れども「ザクセン」甜菜労働者に關しては、遺憾ながら新資料を得ざるが故に、主として英米兩國に於ける季節労働者に就て論述し、第三者に對しては時々引用例示する事となす可し。

第一節 愛蘭士農業労働者

毎年五、六月の愛蘭士(Ireland)より英本國に季節的農業労働に向ふもの、盛時に於ては三萬人に越ゆるものありしものにして「アイルランド」漂泊農業労働者として英國農業界大に期待せるものなりき、千九百年は之が最盛時たりしものにして其移動數三萬二千に及びしも、爾後順次に減少し千九百十五年に於ては一萬三千人となり、盛時の半にも且つ及ばざる有様となれり、殊に歐洲戦争の開始と共に同労働者の移動は全く途絶するに至れり。

今之を統計資料に觀るに、次表示すが如きものあり。

年次	人
一八九六年	二七、〇〇〇
一八九六—一九〇〇年五ヶ年平均	二九、四〇〇
一九〇〇年	三二、〇〇〇
一九〇一—一九〇五年五ヶ年平均	二六、〇〇〇
一九〇五年	二五、〇〇〇
一九〇六—一九一〇年五ヶ年平均	二一、八〇〇

一九一〇年	一八、五〇〇
一九一—一九一五年五ヶ年平均	一四、四〇〇
一九一五年	一三、〇〇〇

以下次の各項に於て其性質に就きて論述す可し。

一、漂泊労働者の性質

「アイルランド」農業労働者の出身地方別調査によるに、次表示せるが如く約總數の四分の三は「コンノート」約四分の一は「ウルスター」より出で、其他「ムンスター」「レインスター」等あれども數ふるに足らず、而して次記統計的資料は農事統計によるものにして、實數の約六割に當るものなりと云ふ。

出身地方名	年次	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年	一九一五年
コンノート(Connacht)	一九一〇年	六、八四八	六、八六七	六、五四七	五、四三八	五、二五八	
ウルスター(Ulster)	一九一〇年	一、八二四	二、〇九七	一、九八八	一、七三五	一、八四五	
ムンスター(Munster)	一九一〇年	一六八	二二〇	一三六	一四五	二〇四	
レインスター(Lainster)	一九一〇年	三八	二三	一六	二三	四七	
合計	一九一〇年	八、八七八	九、二一七	八、六八七	七、三四一	七、三五四	

Agricultural Statistics Ireland, 1915.

尙漂泊労働者六千三百三十八人に就て調査せるものによるに、千五百七十八人は耕地所有の農民、四千三百七十二人は農家の男子、三百八十人は農家の女子たる有様にして、尙其土地所有者に就て觀るに次表示せるが如く、比較的大なる農耕地を所有するもの無きに非ざれども、之れ多くは放牧地或は山野地にして農業的大なる價值なきものなるが故に、之を度外視する時は小農極めて多きは推知するに難らず。

耕地所有別	農業労働者數	耕地所有別	農業労働者數
五英丁未満	二二七	二五—三〇	三五
五—一〇	五八七	三〇—四〇	二二
一〇—一五	四二五	四〇英丁以上	三七
一五—二〇	一六六		
二〇—二五	七八	合計	一、五七八

Agricultural Statistics, Ireland, 1915.
Report and Tables relating to Irish Agricultural Labourers, Page 5.

「アイルランド」は地勢上農期短く氣候亦農業に對して好適と云ふ事を得ず、如斯き地に於ける小農を以て其生計を維持せんとす、勢他地方に出でて其職を求めざる可らざること論ずるの要なかる可し。

二、漂泊労働者の労働狀況

前述せるが如く愛蘭土農業労働者の過半は「コンノート」縣より出するものにして、同縣にては總人口に對し八分六厘、二十歳以上の男子人口に對し實に二割七分二厘は、如斯き労働者たるものなり。

縣名	總人口	二十歳以上		労働者數(内は男子)	總人口に對する労働者百分比	二十歳以上男子に對する労働者百分比
		男子人口	労働者數			
レインスター	一、一六二、〇四四	三六一、三三一	四七(四五)	〇・〇	〇・一	
ムンスター	一、〇三五、四九五	三一七、八五一	二〇四(一六〇)	〇・二	〇・五	
ウルスター	一、五八一、六九六	四五四、〇〇五	一、八四五(一、七一八)	一・二	三・八	
コンノート	六、一〇、九八四	一、八三、七一一	五、二五八(五、〇〇四)	八・六	二七・二	
合計	四、三九〇、二一九	一、三一六、七一一	七、三五四(六、九二七)	一・七	五・三	

Agricultural Statistics, Ireland, 1915.

如斯き労働者の大部分は英本國 (England and Wales) に向ふものなれども「スコットランド」及び「アイルランド」の他郡に出するものもあり、次表は其出向地に對する實數及び百分比なり。

年次	英本國及「ウエールス」		蘇蘭土		愛蘭土他郡		合計	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一九一〇	六、四九九	七三・二	一、九五三	二二・〇	四二六	四・八	八、八七八	一〇〇・〇
一九一一	六、〇六五	六五・八	二、五一六	二七・三	六三六	六・九	九、二一七	一〇〇・〇
一九一二	六、一五九	七〇・九	二、〇五九	二三・七	四六九	五・四	八、六八七	一〇〇・〇
一九一三	五、〇九六	六九・四	一、九八一	二七・〇	二六四	三・六	七、三四一	一〇〇・〇
一九一四	四、七七三	六四・九	二、二〇六	三〇・〇	三七五	五・一	七、三五四	一〇〇・〇
一九一五								

千九百十五年に愛蘭土より英本國及び「ウエールス」に出稼せし漂泊労働者總數は、四千七百七十六人にして、内三千七百六人即ち七割八分は「コンノート」の「メーヨ」(Mayo)郡出身のものなり、彼等は先づ「ランカシャー」及び「ヨークシャー」に於ける牧草收穫をなし、それより蕪菁の耕耨をなし、それより「リンコルンシャー」及び「北ケンブリッジシャー」に於ける玉蜀黍の收穫に従ひ、更に「ワルヴィッツシャー」及び「スタホールツシャー」等に移動して、馬鈴薯の收穫労働をなし歸郷するものなりとす。

次に蘇蘭土に於ける状態を観るに、同年一九一五年度漂泊労働者總數二千二百五名中、千五百七十九名は「ウルスター」縣より、六百二十二名は「コンノート」縣より出

でしものなりき。

而して内千五百三十八人即ち總漂泊労働者に對し七割は「ドネガール」郡出身のものたり、而して如斯きは地理的關係上然る結果を観たるものなる可し。

蘇蘭土に向へる漂泊労働者は、六月「エアシャー」(Ayrshire)に於ける馬鈴薯栽培に従事する事約二十週間、其れより各地方に散じて職業を求め十一月愛蘭土に歸郷するものなりと云ふ。

該漂泊労働者の賃銀は、英本國及び蘇蘭土何れにありても、寄宿及び薪炭、馬鈴薯、牛乳乃至は麥酒を給せらるるの外、一週間二十五志を普通となせども、出來高拂によりて一週間三十五乃至四十志に及ぶものも尠らずと云ふ。

農場に於て如斯き漂泊労働者を雇傭せんとする場合は、廣告によるもの、市場に出で労働者と交渉するもの、或は労働紹介所によるもの等にして、契約はたゞ口頭を以て行はるるものなれども、極めて稀には次の如き契約書をとりかはす場合なきに非ず。

Contract of Hiring

Name of master.....

Residence

Name of Servant

Residence

Hired for.....from

Wages

To serve as a.....

If absent from illness or other cause, Wages to be deducted. This agreement is made specially subject to the said.....

receiving from his last Employer a character satisfactory to the said

Signed.....master

.....Servant

Dated.....Earnest money

(Board of Agriculture and Fisheries, Wages and Conditions of Employment in Agriculture.

Page 83.)

三. 農業労働者の居住状態

英國農業労働者の居住は之を大別するときは労働者の住居(Cottages)及び農場附属の労働者住居に寄宿するもの、農家に寄宿するものの三種となす可し。

農舎(Cottages)として農業労働者に供給せらるゝは漆喰造(Wattle and Plaster)小石と泥土(Stone and cob)及び煉瓦造(Brick Cottages)多きを占むるも其何れも氣通極めて不良なると共に排水もよろしからず日光の透射も不完全なれば其の不健康状態なる實に想像するに難らざるものあり。』

労働者は如斯基Cottagesに又甚しき密居せるものなるが故に其不衛生状態甚しきものあり、次に記すは一千三十箇のCottageに就きて調査せるものゝ結果なり、

寢室の数	Cottagesの数	百分比
一	七六	七・四
二	六〇四	五八・六
三	二六〇	二五・二
三以上	九〇	八・七

計 1,030

九九・九

Board of Agr. and Fisheries, Wages and Conditions of Employment in Agriculture. Page 14.

尙一個の寢室を有する Cottages の同居人の數に就て調査せるものによるに

同居人の數	Cottages の數	百分比
一—二	四七	六一・八
三	一五	一九・七
四	五	六・六
五	五	六・六
六	三	三・九
七	一	一・三
七	七六	九九・九

Ibid. Page 143.

「ロビンソン」博士(Dr. Robinson)が労働保健上の標準として彼の研究せし次表の如きものに比較するときは甚しき密度にして、不健康状態なりと云はざる可らず。

室數	寢室數	居住人數
二	一	三
三	二	四・五

四	五	六
二	三	三
五・五	七	八

床の面積は最小限百二十平方呎

Ibid. Page 148

漂泊労働者の糧食は自給のものあり、農場より支給せらるゝものあり、其各に對する實狀は之を知るに由なきも、英國に於ける農業労働者の家計二百六十九の統計的研究によるに、一週間の食費計算は次表示すが如きものあり。

I	家族組織		食料計算		食費						
	大人數	二四歳以下	家族數	合計	一家族ニ對スル	一單位ニ對スル					
I	二・五〇	〇・三七	二・八七	二・五九	二七志	六片四分ノ一	一〇志	七片二分ノ一			
II	二・四〇	〇・四〇	〇・九一	三・七一	三・〇二	二九	一	四分ノ一	九	七	二分ノ一
III	二・一六	〇・三〇	二・一〇	四・五六	三・三〇	二九	九	四分ノ三	九	九	二分ノ一
IV	二・二五	〇・三二	二・九五	五・五二	三・八〇	三一	一一	四分ノ一	八	四	四分ノ三
V	一・九八	〇・二一	三・九二	六・一一	三・九五	二九	九	二分ノ一	七	六	二分ノ一
VI	二・一八	〇・五二	五・五七	八・二七	五・三四	三六	七	二分ノ一	六	一〇	二分ノ一
平均	二・二〇	〇・三五	二・八五	五・四〇	三・八〇	三〇	九	九	八	四	二分ノ一

Agricultural Wages Board ;—